

# 聖徳大学生涯学習研究所紀要

— 生涯学習研究 —

## 9

2011年3月

聖徳大学生涯学習研究所

# 聖德大学生涯學習研究所紀要

— 生涯學習研究 —

9

2011年3月

聖德大学生涯學習研究所

# 生涯学習研究 9 目 次

(1) 今、教育のどんな計画が必要か —地方教育振興計画の策定と課題—	…………… 鬼島 康宏	1
(2) 市民協働型“まち”づくりにかかわる生涯学習振興行政	…………… 清水 英男	11
(3) 観光まちづくりの手法と地域活性化への効果 —生涯学習の視点から「観光まちづくり」を考える—	…………… 福留 強	19
(4) 生涯学習における「癒し」研究の展望	…………… 西村美東士	29
(5) 福祉教育用ビデオの教育効果に関する研究 —「親子で学ぼう ユニバーサルデザイン」視聴者の感想文から—	…………… 蓑輪 裕子 …………… 成瀬 光一 …………… 大倉 正臣 …………… 長田由紀子 …………… 大根 静香 …………… 亀崎 路子 …………… 横井 雅代	37
(6) アイルランドのホスピス —デイホスピスに焦点を当てて—	…………… 宮坂いち子	45
(7) 「楽しく歌いましょう！あなたが主演、生涯学習・歌の会」講座研究(2) —歌の高齢初心者講座開講2年目—	…………… 津田 満璃	55

# Lifelong Learning Research

Volume 9 (2011)

- 1- 9 **Problems of the Current Plans for the Promotion of Local Education**  
KIZIMA, Yasuhiro
- 11-17 **Administration for the Promotion of Lifelong Learning Involved in the Type of  
“Community Planning in Collaboration with Citizens”**  
SHIMIZU, Hideo
- 19-28 **Methodology of Community Building for Sightseeing and Its Effect on Regional  
Activation**  
— **Consideration of Community Building for Sightseeing from the Viewpoint of Lifelong  
Learning —**  
FUKUDOME, Tuyoshi
- 29-35 **Future Prospects of the Studies on Healing Process in Lifelong Learning**  
NISHIMURA, Mitoshi
- 37-43 **Educational Effects of a Video for Welfare Education**  
— **Viewers' Impressions on “Let's Learn Universal Design with Parents and  
Their Children” —**  
MINOWA, Yuko and NARUSE, Koichi and OOKURA, Masaomi and OSADA, Yukiko and  
OONE, Shizuka and KAMEZAKI, Michiko and YOKOI, Masayo
- 45-54 **Hospices in Ireland**  
— **Focusing on Day Hospices —**  
MIYASAKA, Ichiko
- 55-65 **A Follow-up Research of "Let's Enjoy Singing! A Lifelong Learning Singing Class" (2)**  
— **Second Year of the Singing Class for Beginners —**  
TSUDA, Mari

# 今、教育のどんな計画が必要か

## —地方教育振興計画の策定と課題—

鬼島 康宏

### はじめに

教育基本法が平成 18 年に大改正され、新しく加えられた規定の一つは、国が「教育振興基本計画」を策定することの義務付けである。教育振興基本計画は、中央教育審議会の審議を経て平成 20 年 7 月に策定された。同法は、地方自治体に対しても、義務ではないが、教育振興計画の作成を求めている。

他方、これまで地方においては、(平成 2 年に制定された生涯学習振興法を根拠として) 同年頃から「生涯学習推進計画」が次々と立案されてきている。また、これとは別に中長期の「教育振興計画」を策定している自治体もある。

国(文部科学省)においては、生涯学習に関する「基本計画」は定めていないので、生涯学習に関する計画と教育振興計画との相互関係の問題は生じないが、地方においては、国と同様に、地方の「教育振興計画」を新たに策定する場合、既存または新規の生涯学習に関する計画との整合性が問題となる。

平成 18 年の教育基本法改正(以下「新教育法」という)後、地方自治体では、同法に基づく「教育振興計画」を策定してきている。それらの計画を比較してみると、形式・内容とも多様であり、地方において「教育振興計画」を策定するとき様々な課題がある。本稿はその分析を試みたものである。

教育に望まれるあり方は、現在生きている人間にとって必要なものであると同時に、将来に必要なもの・理想を追求ものでなければならない。従って、法の定めにあるように教育計画は、総合的かつ中長期的なものでなければならない。

社会が成熟し複雑多様になってきている今日、教育のどんな計画が必要か。そのための基本的な視座は何なのか。各地方公共団体のこれまでの生涯学習推進計画などの展開をベースに、今後の策定の方法等を明らかにしようとしたものである。

そのキーワードは、「生涯学習推進計画」の上位性(他の教育関係計画の基底となるもの)、計画の「総合性・整合性」とそれぞれの計画の「完結性・相補性」である。

### 1. 生涯学習社会への進展(生涯学習振興・社会教育政策の経緯)

平成 20 年 5 月調査の世論調査報告書によれば、我が国において「生涯学習」という言葉は概ね国民に定着しており、「生涯学習」に対する国民の認知度は約 8 割にのぼっている。しかしながら、成人の学習活動や地域活動・社会活動を行う人の割合や活動時間は近年減ってきていることが様々なデータからうかがえる。例えば、先の世論調査では、生涯学習をしてみたいと思う人の割合は、全体の約 7 割を超えているが、実情としては、約 5 割の人が、この 1 年くらい生涯学習を行っていないと回答しており、「生涯学習社会は道半ば」(平成 21 年度「文部科学白書」)と概説されているところである。

これまでの我が国の生涯学習社会形成の歩みはわずか 50 年程であり、これからも試行錯誤をしつつ社会全体の実績を積み上げていかなければならない。新教育基本法の第 3 条に生涯学習の理念<sup>1)</sup>が明記されたものの、現時点では、マスターコンセプトといわれる「生涯学習」概念と、「生涯学習(振興)行政」<sup>2)</sup>を含む行政上の諸計画との関係など諸

1) 教育基本法(平成 18 年)(下線は筆者)  
(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2) 平成 20 年 2 月中央教育審議会答申

生涯学習の具体的な内容そのものを定義することよりも、行政として生涯学習を振興するに当たって、どの分野を対象とするのかなどを検討することが、今後の生涯学習振興行政にとって重要・・・(略)

概念の再構成・再構築を要する時期に来ていると考えるべきではなかろうか。

そこで、生涯学習（振興）行政のこれまでの経過を見よう。

生涯教育（1965年ユネスコの提唱）ないし生涯学習が主唱されてからおおよそ半世紀であり、我が国において生涯学習（生涯教育）に関する教育施策が採られるようになったのは戦後の社会教育制度発足以降として見て、最大約60年の歩みである。

この期間をあえて時代区分すれば、以下の三期に分けることができるであろう（別表参照 論稿最終頁）。

①端緒期：戦後～1985年頃（戦後の社会教育制度発足から生涯教育が政策課題になるまで）

- ・社会教育が普及し日本型社会教育が整う。
- ・青年教育，婦人教育，成人教育，高齢者教育の整備発展
- ・ユネスコの「生涯教育」の提唱により，生涯教育の考え方・理念が普及し，生涯学習という言葉も徐々に使われるようになる。
- ・文部省も「社会教育」を広い視点からとらえ，生涯教育という考えを拡大するために「生涯教育推進事業」を予算化し地方公共団体に助成する。

②整備期：1985年頃～2000年頃（臨教審の提言から生涯学習計画が各地で策定されるまで）

- ・臨時教育審議会が，我が国の教育の在り方について大きな変革が必要であると提言する。
- ・その提言のキーワード「生涯学習体系への移行」などを始め，生涯学習に対する関係者の意識が高まるとともに，文部省は「生涯学習モデル市町村事業」予算化により地方公共団体に助成し，生涯学習まちづくり事業が着実に推進される。なお，この時期の事業は，住民に生涯学習そのものを薦める「生涯学習のためのまちづくり」にとどまる傾向があったとされている。
- ・これに続く，中央教育審議会からの提言は「生涯学習の基盤整備」であり，「生涯学習振興法」が成立し，法律の考え方の基本の部分，すなわち生涯学習の必要性や事業の実施などを定め，これにより各地方公共団体で，続々と「生涯学習推進計画」が策定される。多くの市町村で生涯学習都市宣言をし，生涯学習のための市町村連合「全国生涯学習市町村協議会」が結成され，生涯学習社会の実現に大きく前進する観を呈した。

③進展期：2000年頃～（多くの市町村で「生涯学習まちづくり」事業が展開されるようになり，生涯学習によるま

ちづくりの意識が高まる）

- ・平成11年中教審答申で強調された「生涯学習成果を社会的に活用する」といった視点から，生涯学習を手段として「まちづくり」を進めようとする傾向が強まる。
- ・新たな世紀・21世紀を迎え，新時代が到来するがごとく様々な改革の芽が生じた。行政組織が大幅に改革され文部科学省となり「生涯学習局」から生涯学習政策局と衣替えし，審議会も統廃合され，生涯学習審議会は中央教育審議会生涯学習分科会となった。
- ・文部科学省の生涯学習関係事業として，地方公共団体と大学等との連携した「生涯学習まちづくりモデル支援事業」計画に対し助成する。

③-2 進展期・再構築期：2006年頃～（③の進展期の中に含まれる。教育基本法の改正を契機に，策定された教育振興基本計画では学校教育を中心的にする施策が進められるなど「生涯学習推進計画」は後退する状況が見受けられ，これを再構築期と呼んだもの）

- ・教育基本法を大幅に改正し，生涯学習の理念を明記するとともに，国及び地方が教育振興基本計画を策定することなどが規定された。政府は「教育振興基本計画」を策定し，これを参酌して都道府県・市町村においても地方の「教育振興計画」を策定しつつある。
- ・また，社会教育法や学校教育法を改正し，学校・家庭・地域の連携を明記し地域の教育力を向上させることとした。文部科学省等は幼稚園等における子育て支援事業，放課後子ども教室事業や地域学校支援本部事業などを推進している。
- ・従来，行政の職務権限の委譲関係を，地方自治法の委任等規定に拠っていたところ，地教行法を改正してスポーツ・文化の権限を教育委員会から首長部局に委譲が可能になるように措置した。
- ・一方，地方の生涯学習推進計画は，見直しが進んでおり，この計画と新たに策定する教育振興計画とで，その形式や内容（関連性など）を検討しつつある。

以上が，「期」区分の概要である。

「生涯学習社会」が実現するか予測することは困難であるが，様々な曲折を経て，そのような社会に近づいていくであろうと思われる。ひとつの理想の社会に近づくために，現時点の概況認識を明らかにするためにその流れを試みたものである。

## 2. 生涯学習の普及と生涯学習推進計画の策定

遡って，生涯学習振興行政がどれほど進展してきたか，その例示として生涯学習振興行政組織の整備状況や行政上

の諸活動はどうか、また生涯学習を推進する上で、重要な要素となる「生涯学習推進計画」がどんな内容を持ちどれだけの自治体で策定されてきたかを文部科学省のデータから大まかな推移を確認しておこう。統計データとして、文部省（文部科学省）の公表した教育白書（文部科学白書）や社会教育調査などによって、平成5年前後から平成20年度の調査データ比較によって概況を見ておきたい。

#### （生涯学習推進体制の行政組織整備）

昭和63年度に文部省は、社会教育局を発展解消して「生涯学習局」を作ったが、平成13年4月の文部科学省の発足とともにその名称を変更して「生涯学習政策局」となった。また、社会教育審議会は、生涯学習審議会となってこの審議会の下に「社会教育分科会」を構成した（昭和63年）が、文科省の編成とともに、「生涯学習審議会」は中央教区審議会の一分科会の「生涯学習分科会」として編成され現在に至っている。

地方における生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備については、生涯学習振興法に基づいて、平成3年以降、都道府県では、そのための部局を編成した。すなわちほとんどの県で社会教育課を再編成し「生涯学習課」（教育委員会の編成が中心であるが、首長部局の場合もある）を作った。部局編成は県によって若干異なるところがあるものの、すべての都道府県において生涯学習への取り組みの部局が編成された（平成5年度版教育白書）。また、都道府県の生涯学習関係の審議会は、社会教育委員の会議を存置しつつ、多くの県で「生涯学習審議会」を設置している（平成20年4月現在：47県中37県が設置）。

市区町村レベルでは、確定した統計数値はないが、ほとんどの市区町村において生涯学習に関する部局が教育委員会事務局に、または少数ではあるが首長部局に整備されている。市区町村では多くの場合、社会教育課（係）を生涯学習課（係）に名称を変更しているが、中には社会教育の名称は変えずに、事務分掌の中で「生涯学習に関すること」という規定を加えたりした整備を行っている。こうした対応も含めてほとんどすべての市区町村では体制整備を行なった。

他方、市区町村の審議会関係では、大規模人口の市等では生涯学習審議会を設置しているところもあるが、多くの市区町村では、全庁挙げての「生涯学習推進本部（首長が本部長で教育長が副本部長など）」を置き、社会教育団体関係者や住民代表を加えた「生涯学習推進連絡協議会」か、審議会に近い形態の「生涯学習推進会議」など置くところも少なくない。市区町村でも社会教育委員の会議はほとんど

の場合、存続させている。こうした組織体制で引き続き生涯学習・社会教育が推進されている。

なお、生涯学習都市であることを対外的に宣言する市町村、すなわち「生涯学習宣言都市」は昭和50年代頃から出現して、平成20年現在では87市町村となっている。また、平成11年11月に「全国生涯学習市町村協議会」（設立趣旨に拠れば住民が主役の生涯学習行政を進める市町村長の会）が発足し、同20年4月現在134市町村が加盟している。こうした地方自治体の活動は住民の生涯学習に対する意識喚起・高揚に役立っている。

#### （生涯学習推進計画の策定）

県レベルにおいては、平成5年度には、既に38県が「生涯学習推進計画」<sup>3)</sup>を策定しており、その後さらに策定県は増え、平成20年度の時点で43県とされている（平成5年度教育白書・同20年度文部科学白書）。同様に市区町村では平成8年前後で900を超える市区町村で生涯学習推進計画が策定されている。その後は平成の市町村合併が進み、市町村数は減少しているので、全体としては計画を策定しているとされる市町村数は1,000余とそれほどには増加していない（各年度教育白書・文部科学白書）。

また、都道府県や市町村（地方自治法第2条第2項）が策定する「総合計画」では、当該地方公共団体の都市計画から住民生活の懸案となるいわゆる「まちづくり」の事項をすべて網羅しており、ほとんどの地方公共団体ではその計画の中に、生涯学習関係の事項を盛り込んでいる。

一般にはこうした総合計画のほかに、都市計画や健康福祉関係計画、教育の諸計画などの部門別・分野別ないし個別の計画として詳細な計画が立てられるといった場合が多い。

比較的小さい市町村では、「総合計画」にすべての懸案を盛り込み、生涯学習など個別事項は簡単な骨格だけの生涯学習基本方針を策定したりするケースや単年度ごとの予算計画の中で執行するケースも多い。生涯学習関係事項を振興・推進施策の位置づけと明確にしていれば、これも生涯学習推進の一つの方法であり、推進計画を策定している市町村とみなすこともできる。

このように様々な計画立案の形式があるので全体として一様の形式のもとで市町村数を把握するのは難しい。

3)「生涯学習推進計画」は、その計画の名称では生涯学習ビジョン、生涯学習構想、生涯学習指針などと多様であるが、ここでは包括的に呼称している。

(地方生涯学習推進計画の変遷と事例)

さて、ある自治体（M市）を取り上げ、地方の生涯学習推進計画はどんな考え方で何を課題としているかなど、その計画の変遷と計画のあらまし（平成22年度）を見ておこう。

1) M市の生涯学習推進計画の変遷

M市では、平成5年に概ね10年間を期間とする“新しい生涯学習都市をめざして”を副題とした「生涯学習推進基本構想」を定め、平成7年度から（第1次）生涯学習推進計画を策定した。その後、以下のように二次及び三次の計画を策定し今日に至っている。本市の「総合計画」など他の諸計画との整合性をとりつつ策定している。

[1] から [3] に付した見出しにあるように生涯学習の「基盤」から「充実・発展」、さらに「継続・拡大」へと変遷している。このことは、先述したとおり国の生涯学習施策の流れに即していることが窺われるのである。

[1] <生涯学習の基盤づくり>（平成7年度～12年度）  
第1次 M市生涯学習推進計画

－学び楽しく M市プラン－

目 標：すべての市民にとって利用しやすい生涯学習支援の仕組みを作ること

重点施策：①学習機会の整備 ②地域拠点の整備 ③学習情報提供システムの整備 ④専門的の中核施設の建設 ⑤関係機関・施設の連携

[2] <生涯学習の充実・発展>（平成13年度～17年度）  
第2次 M市生涯学習推進計画

－新世紀・生涯学習の新たなステージへ－

方 向 性：①社会の要請や学習ニーズに対応した生涯学習の推進

②参加と協働の基盤となる生涯学習の推進

③「中央図書館・生涯学習センター」を中核とする生涯学習支援ネットワーク形成

[3] <生涯学習の継続・拡大>（平成18年度～22年度）  
第3次 M市生涯学習推進計画

－学び・活かす 豊かな“M市”の未来へ－

方 向 性：①社会の要請と個人の学習ニーズに対応した生涯学習の推進

②生涯学習の成果を活かした参画と協力による地域づくり

③生涯学習支援ネットワークの充実・強化

こうした流れは、どの地方公共団体もほぼ類似の経過をたどってきていると思料される。

この変遷で注目すべき点は、生涯学習の“ための”まちづくりから生涯学習“による”まちづくりへと進展してい

ること、つまり社会の要請に対応した生涯学習の推進や学習成果を生かした地域づくりの方向性を打ち出すようになってきていることである。

2) M市の生涯学習推進計画のあらまし

以下の項目はM市の平成22年度の最新版である。追加・改定により進展してきたものであるが、まさに生涯学習に関する行政は「総合行政」であることがわかる。

本市の【推進計画の骨格】は以下Ⅰ～Ⅵの通り。

Ⅰ 生涯学習推進体制の整備

- 1 広報・啓発活動
- 2 学習情報・学習相談の充実
- 3 学習方法の開発
- 4 指導者等の養成・確保
- 5 関連団体等の育成・支援
- 6 生涯学習推進組織等の充実

Ⅱ 生涯学習施設等の整備・充実と学習情報の提供

- 1 生涯学習施設等の情報通信環境の整備（ネットワーク化）と学習情報提供
- 2 生涯学習施設の整備・充実

Ⅲ 年齢段階に応じた生涯学習機会の充実

- 1 多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実（社会教育の充実）
- 2 学びの基盤づくりのための学校教育の充実（学校教育）
- 3 職業能力向上のための学習機会の充実（成人教育）
- 4 高齢者の生きがい・健康を支える学習機会の充実（高齢者教育）

Ⅳ 芸術・文化、スポーツ・レクリエーションの推進

- 1 スポーツ・レクリエーションの推進
- 2 芸術・文化の鑑賞と創造

Ⅴ 学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進

- 1 家庭教育の充実と子育て支援（家庭教育への支援）
- 2 地域の教育力の向上（家庭・学校・社会・行政4者の連携）

Ⅵ 学習成果を生かした地域社会づくり・社会参加・参画の促進

- 1 学習成果の評価と活用の促進
- 2 学習成果を生かした地域社会づくり（社会参加・参画の促進）

・これらの項目のうち、Ⅰ～Ⅱは基盤整備として欠かさないものである。このため、どこの市区町村も着実に整備を進めており、また、情報通信関係技術の発展に伴って新規格の施設・設備の整備が暫時進んでいる。  
・Ⅲの年齢段階（人生各期）に応じて生涯学習社会を縦

の系統で計画明示をしようとしているのは、まさに生涯学習体系への移行を企図したものであるが、こうした意図は薄らいできている状況にあるようである。

- ・IVはスポーツ活動と文化活動は生涯学習活動の中の二本の柱であり、この市の計画では現在入っている。これを欠く市区町村もあるが、その場合、生涯学習の範囲をかなり限定したものとなると考えられる。
- ・V～VIは、平成11年の中央教育審議会答申（学習成果を生かす）以降に明確になってきたものであり、教育基本法の改正や「教育振興基本計画」との関連で強調されてきているものであると見ることができる。

さて、今後の計画は、教育振興計画との関係をどうするか、慎重な検討が必要とされるであろう。

このことは本稿の論点であり次節で詳述する。

### 3. 教育振興基本計画と地方における教育に関する計画

昭和22年に制定された教育基本法は、戦後の教育に大きな指針となってきたが、現代社会の実情とは乖離し不十分な点が生じてきたこと、そして教育を中長期的な視点から計画的に推進していく必要があり、そのためには教育の基本計画を国が策定すべきであると考えられてきていたことなどから大幅な改正に踏み切ったものである。（環境、防災、また男女共同参画、文化芸術あるいは食料・農業等、エネルギー関係など多くは基本法が定められ、これらの法律では国が「基本計画」ないしは基本方針などを定めることとされている。）

こうした観点から全面改正が行われ、その内の重要な改正点として政府の「教育振興基本計画」の策定が盛り込まれた。

「教育振興基本計画」を新たに規定した理由は、新教育基本法に規定された教育の目的や理念等を具体化するため、教育の振興に関する施策を総合的、体系的に位置付け、実施することが必要であるとされている。平成13年11月に文部科学大臣から中央教育審議会に対する諮問は、「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」についてであり、中央教育員議会総会及びその下に設けた基本問題部会において審議を重ねてきた。その後、本法が制定されたのち、新教育基本法第17条<sup>4)</sup>に基づく「生涯学習振興基本計画」策定に関して文部科学大臣の諮問に対し中央教育審議会は、平成20年4月18日に答申。これをベースに国（文部科学省）は同22年7月1日に「教育振興基本計画」を策定公表し国会に提出したのである。

#### （国の教育振興基本計画の内容）

そこで、政府（文部科学省）が定めた「教育振興基本計画」の要点を見ておこう。

同計画は我が国が「教育立国」であるべきことと謳い、平成21年度から10年間を見通しつつ、当面5年間の計画としていること、初等中等教育（特に義務教育）と高等教育の対応策を重点化していること、そうした施策実施の目指す先に「生涯学習社会」を見据えるということにある。本計画は学校教育に重点化しており、社会教育は家庭教育や学社連携・融合を除いて、この計画には取り上げられていないことが特徴である。また、「生涯学習推進計画」では取り上げられるスポーツや文化の、少なくとも学校における意義や役割も取り上げられていない。これらは別途の計画が必要となると考えられる。

ただし、文部科学省は、施策として「生涯学習社会の実現」を掲げており、今日まで様々な施策を進めてきてはいるが、国としての生涯学習の総合的・体系的な「計画」を一度も策定していない。

#### 〔教育振興基本計画の骨格〕

第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題として「教育立国」の実現させていくべき。

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿は、義務教育で生きる力の基礎を学び、国際社会をリードする人材を育てることとし、これら各段階における教育の充実を通じて、生涯学習社会の実現を目指す必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の

- (1) 基本的考え方は、①「横」の連携（社会全体の連携の強化）と②「縦」の接続（一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現）に努める必要がある。

---

#### 4)再掲：教育基本法（平成18年）（下線は筆者） （教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興にする施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

また、それぞれの地方自治体においても、総合的体系的な計画を立てることを求め、同法同条の第2項に次のように規定する。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- (2) 施策の基本的方向は4点、1 社会全体で取り組むこと、2 生きる基盤を育てること、3 社会の発展を支える人材を養成すること、4 質の高い教育環境を整備すること

(3) 基本的方向ごとの主要な施策を挙げれば、  
 基本的方向1 社会全体で取り組む(① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる、② 家庭の教育力の向上を図る、③ いつでもどこでも学べる環境の整備)

基本的方向2 ①～⑥ 義務教育を中心に初等中等教育の対応策(詳細は略、以下同じ)

基本的方向3 ①～⑥ 高等教育関係の対応策

基本的方向4 ①～④ 教育環境の整備(施設等)

- (4) 特に重点的に取り組むべき事項

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

関係者の役割分担、連携協力(国の役割、地方公共団体の役割)、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、その他、国民の意見等の把握・反映や進捗状況の点検及び計画の見直し

国際的な学力評価の結果を見れば、これまで我が国は高順位にあったが、いわゆる「ゆとり教育」の実施の結果、学力低下を招いたという評価がある。子どもたちの学力状況からすれば、生涯学習社会の実現を迫るというよりは、今、社会から求められていることや競争的な国際社会を直視したとき、「学力向上策」に力点を置かなければならないということであろうか。

現在のこうした状況を含め、生涯学習社会の見方の再構築が必要であろう。

(地方の教育振興計画策定の状況)

国の計画ができて2年有余経たが、地方の計画(教育基本法第17条第2項関係)はどうか。また、生涯学習や文化・スポーツの計画との関連で、どの様な計画化がなされているか。

そこで、文部科学省の調査(平成22年4月1日現在)でみると以下の状況となっている。

- (1) すでに基本計画を策定済みと回答した都道府県・政令指定都市：37 都道府県・政令指定都市  
 (2) 今後、新たに基本計画を策定する、または他の計画の見直しにより策定を予定していると回答した都道府県・政令指定都市：28 都道府県・政令指定都市

- 1) 新たに基本計画を策定する予定(11府県・政令指定都市)  
 2) 他の計画の見直しにより策定する予定(17県・政令指定都市)  
 (3) 未定または検討中と回答した都道府県・政令指定都市：1 府

【全国の市区町村の策定状況】(政令指定都市は含まない)

- (1) 基本計画を策定済み：477 (27.6%)  
 (2) 今後、新たに基本計画を策定する、または他の計画の見直しにより策定を予定：554 (32.0%)  
 (3) 未定または検討中：700 (40.4%)

(二つの計画の比較と教育関係計画の構造)

計画の骨格内容を国の教育振興基本計画と地方の一つの典型的な「生涯学習推進計画」を比較して見れば、次表のように特徴が浮き彫りなる。

表【教育振興基本計画と生涯学習推進計画の比較】

事項	国の教育振興基本計画(文科省)	生涯学習推進計画(地方の例)
1 目標	教育立国	生涯学習社会の実現
2 施策	[各学校の振興等] 1) 初等中等教育(義務教育) 2) 高等教育 3) 教育環境の整備 施設整備 安全・安心環境づくり 4) 社会全体で取り組むいつでもどこでも学べる環境(生涯学習社会の実現を目指す)	[生涯学習の推進] 1) 基盤整備 ①生涯学習行政組織の整備 ②生涯学習施設の整備・情報提供 2) 生涯学習機会の提供・充実 学校教育の充実 社会教育の拡充 3) 文化の振興(学習する側面) (学校における文化活動、文化環境づくり、芸術家の活動) 4) スポーツの振興(学習する側面) (学校におけるスポーツ活動、生涯スポーツ・スポーツライフ、競技スポーツの振興) 5) 学校・家庭・社会の連携 子育て等、学校支援・生涯学習まちづくり

さて、これまでは、多くの地方公共団体では生涯学習推進計画を立ててきているが、「生涯学習推進計画」の関連計画ないしは分野別計画として、「スポーツ振興計画」や「文化芸術振興計画」が別途、立案されているところも少なくない。

そこで、地方公共団体が策定した「教育振興計画」の基本的な形で、以下に取り上げてみよう。

例えば、教育・生涯学習に関する諸計画の構造を三つの例で示すと、

- (1) 生涯学習推進計画上位とするタイプ  
 総合計画—生涯学習推進計画—個別教育計画(学校耐震

- 改築計画など)
- 子ども読書活動推進計画
- スポーツ振興計画, 文化芸術振興計画

(2)教育振興計画を上位とするタイプ

- 総合計画—教育振興計画—生涯学習推進計画 (社会教育計画の拡充)
- 子ども読書活動推進計画
- スポーツ振興計画, 文化芸術振興計画

(3)生涯学習推進計画等と教育振興計画を対等別建てとするタイプ

- 総合計画—学校教育計画
- 生涯学習推進計画
- 子ども読書活動推進計画
- スポーツ振興計画等

(ただし、スポーツ振興計画や文化芸術振興計画について、生涯学習推進計画や教育振興計画との関係で、上記の図解のように明確な分類できるかは難しい。様々なバリエーションも有り、すべてのケースがこの分類のいずれかになるという意味ではないことに留意する必要がある。)

こうしたタイプの計画例を具体的にあげると

○生涯学習計画を上位に置く計画例 (上記(1))

A 市生涯学習推進計画 (平成 21 ~ 27 年度)

市民が生涯にわたって学習できる環境づくりを進めるため策定されている計画であり、推進計画の構成は以下の通り。この計画は学校教育 (項目 5) をも包含する計画であり、教育振興計画はこの中に含んでいる。

- ① 学習機会の充実と学習施設の整備・充実
- ② 学習情報の提供と学習相談体制の充実
- ③ 地域の教育力を高める環境整備の推進
- ④ 人材の発掘・育成による学習活動の推進
- ⑤ 自然・環境・歴史・文化への取り組み
- ⑥ 心身の健康増進と、生涯スポーツの推進
- ⑦ 生涯学習推進体制の整備

○教育振興計画を上位に置く計画例 (上記(2))

B 市教育振興計画：教育長期振興プラン (平成 21 ~ 25 年度)

この計画は学校教育 (項目 1 ~ 2) が中心になりつつ、この中に生涯学習とともに文化・スポーツをも含む計画である。生涯学習推進計画が別途策定された場合、この計画の従たる計画とされている。

- ① 社会全体で取り組む教育の推進
- ② 「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実

- ③ 豊かさを広げる生涯学習の推進
- ④ 心にうるおいと感動をもたらす文化芸術活動の推進
- ⑤ 生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の形成
- ⑥ 教育を推進するための行政運営

○教育振興計画と生涯学習推進計画を対等別建てにするタイプ (上記(3))

C 市学校教育推進計画 (平成 23 ~ 32 年度)

この計画は、教育基本法の改正等を受けて策定された国の計画等を参酌し、新たな「学校教育」の目標や方向性を示す計画である。学校がなすべきことを挙げ、家庭の教育力を高めるとともに、地域の教育力を生かすことや子どもの学びを支える教育環境を整えること、また学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートすることなどを項目の柱にしている。生涯学習推進計画は別途策定されている。

また、計画の要点は、学校教育を支援する社会教育という構図で、国の教育振興基本計画に近いものになっているところであろう。

- ① 自ら学ぶ力を身に付けさせる
- ② 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ
- ③ 体力を高め、健康な体をはぐくむ
- ④ 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす
- ⑤ 子どもの学びを支える教育環境を整える
- ⑥ 意欲と指導力のある教職員を確保・育成し、教職員が職務に専念できる体制を整備する
- ⑦ 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める
- ⑧ 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

#### 4. 教育に関する計画のあり方

前節で見てきた種々の計画、3タイプ (A 市から C 市の計画例) は、その内容の明確性や他の諸計画との整合性、さらに計画との執行の即応性や連携性などに関してメリット・デメリットがそれぞれにある。生涯学習社会の実現に向けて理想を追うという分かりやすさは A 市の例であるうし、B 市の例は、学力低下への対応や子どもたちの道徳性・社会性などの「生きる力」を養うという目標に向けて家庭や地域の支援を得つつ学校教育を推進するという施策は明快であろう。

これまで生涯学習推進計画が中核的な計画であった地方にとって、前節の種々の計画のあり方を見ると分かるよう

に、「教育振興計画が主か」、「生涯学習推進計画が主か」と混迷する状況が生じよう。この状況は、マスターコンセプトと言われた「生涯学習」の概念そのものと関連する用語の構造化を一層明確にするような課題が生じているといえよう。この意味で現在は、生涯学習社会の実現に向けて「再構築期」と位置づけるべきではないかと思うのである。

このことに関連して言えば、先の平成20年2月の中教審の答申において、「生涯学習という言葉は国民にも一定程度定着したが、行政において、生涯学習と社会教育の概念の混同があるなどの指摘もあり、関係者が共通理解を持ち、それぞれその役割を果たすためにも、生涯学習・社会教育・学校教育の関係等について、概念の整理が必要」とされ、さらに同答申においては「生涯学習振興」政策<sup>5)</sup>という言葉も明確にし、「生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等について、いずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。」と述べているのである。

このような現在の状況下で、今後、諸計画を策定する際の視点を、次の4点に集約しておきたい。

第一に基本的な認識として、「生涯学習推進計画」は「教育振興計画」より上位のものと認識すべきである。

本来、生涯教育は学校教育、家庭教育、社会教育等を包含する理念としての用語とされ、他方、生涯学習は生涯教育と対置される言葉であり、活動の領域は更に広い概念である。さらに、「生涯学習振興行政」は、用語として先の中央教育審議会答申で明らかにされており、人々の生涯学習のサポートをし生涯学習活動を活発にする行政である。このようなことからすれば、生涯学習振興（推進）計画が教育振興計画より上位にあるものと考えらるべきであろう。

第二に、おのおのの計画の前提条件や使用した用語の定義を明確にすれば、言葉の使い方によって上記に述べる計画間の上下観は柔軟でよいとも考えられる。

上記で見てきた種々の計画例は、どれもその内容構成において不整合とか間違った立案であると一概にいうことはできない。構成の部分を見てそのように論ずるのは簡単だが、むしろ、その計画の前提となる条件とか用語の意義の設定などがそれぞれに異なると理解すべきであると思われる。用語の定義や計画の注釈を明確にすべきである。

第三に、地方公共団体の規模等によって異なるが、大規模なほど教育に関する計画は多様になる。シンプルな計画が理想であるが、必要に応じて策定する各計画間の構造を明確にしなければならない。

「総合計画」を始めとして、生涯学習推進計画、教育振興計画、文化芸術振興計画、スポーツ振興計画、子ども読書活動推進計画、特別支援教育計画、高等学校適正配置計画、小中学校統廃合計画など、行政需要から都道府県・市町村においては様々な計画が必要となる。これらの構造化、つまりいずれを総合的な計画として位置付け、どれを分野別の部門計画と位置付けるかである。その際、大綱としたり、詳細な計画としたりするなど計画書自体の形態が多様であるので、その内容の取り上げ方の問題があることに留意することであろう。

第四に、複数の計画を立てるとき、各計画はできる限り完結型が望まれ、かつ、相補性を持たせることである。

必要な内容は可能な限り盛り込むこと（完結性）が必要である。その計画を見ればその事項についての全体が分かるからである。つまりそれぞれの計画は各事項が「入れ子」状態が望まれる。これが計画間の相補性という考えである。

最後に付言しておこう。教育は目の前の現実の対応も決して疎かにしてはならないが、教育計画は将来を見据えた相当長期の展望をもった計画が望まれる。

資源の少ないわが国にとって「教育立国」は重要な立言であるが、人間社会にとって真の生涯学習社会の実現に向けて「生涯学習立国」も必要ではないか。

#### 5)平成20年2月中央教育審議会答申

生涯学習振興行政は、生涯学習の理念に則って、その理念を実現するための施策を推進する行政であるといえる。そのため、その行政に関する施策は、社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等に広がっている。これらの各分野ごとの施策において、それぞれ生涯学習の理念に配慮しつつ、各施策を推進することは必要であるが、その全体を総合的に調和・統合させるための行政が生涯学習の理念を実現させるための、生涯学習振興行政の固有の領域であると考えられる。

別表 生涯学習振興政策等年表

年 代	国内外の状況	社会教育・生涯学習の動き
端緒期	憲法（1946）教育基本法（1947）	
1948	教育委員会法成立	地方教育委員会の発足
1949	社会教育法成立	公民館の設置推進
1950	図書館法成立	
1951	博物館法成立	社会教育法改正（「社会教育主事」設置）
1956	地教行法成立	
1959		社教法改正（社会教育主事必置）
1961	スポーツ振興法	
1965	ユネスコ「生涯教育」提唱	
1971	中央教育審議会「46 答申」	社会教育審議会「社会教育の在り方」答申
1972	ユネスコ「フォール報告」	
1975	まちづくり登場	
1979		掛川市生涯学習都市宣言
1981	中教審「生涯教育」答申	
1982		生涯教育推進事業の国庫補助
1985	ユネスコ「学習権」宣言	
整備期		
1987	臨時教育審議会第三次答申	
1988	文部省生涯学習局発足	生涯学習モデル市町村事業
1989		第1回生涯学習フェスティバル千葉
1990	中教審「生涯学習の基盤整備」	
〃	生涯学習振興法成立	生涯学習審議会発足
1992	学校隔週5日制導入	生涯審「生涯学習の振興方策」答申
1996		生涯審「学習機会の充実」答申
1998	OECD「万人のための生涯学習」	「広島県基本構想」承認
1999	ケルン憲章，男女共同参画法	生涯審「学習の成果」答申，社教法改正（規制緩和）
〃		全国生涯学習市町村協議会発足
2000	保体審「スポーツ振興計画」	社会教育施設等の規制緩和・運用弾力化
進展期		
2001	中央省庁改革，文部科学省発足	審議会改組 [中教審生涯学習分科会]
〃	文化芸術振興法	
2002	学校完全週5日制導入	生涯学習まちづくりモデル支援事業
2003	施設「指定管理者制度」導入	
2004	文科省「地域づくり支援室」	中教審「今後の生涯学習の振興方策」報告
(再構築)		
2006	教育基本法改正	
2007	地教行法改正（文化・スポーツの権限委譲）	
2008	政府「教育振興基本計画」	中教審「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策」
〃	社教法等改正	放課後事業・家庭教育の事業拡充 (学校，家庭，地域社会の連携の推進)

# 市民協働型“まち”づくりにかかわる生涯学習振興行政

清水 英男

## はじめに（研究の目的・方法）

近年、我が国では、慢性的な不況の中で、行財政事情が年々厳しさを増している地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）が数多くなっている。しかも、その回復・改善の戦術・戦略はともに不透明であり、これらの状況は長期的になることが予測されている。

そのため、地方公共団体は、支出削減の一環として、社会教育・文化・スポーツなど学校教育以外の教育施策や予算を縮減している。

一方、地方公共団体が策定する全計画の基本となり行政運営の総合的な指針である総合計画（以下「総合計画」という。）では、協働（collaboration）を主なキーワードとしている。そして、住民やグループ、企業など民間（以下「市民」という。）と行政が一緒になって企画したり運営・評価したりする、いわゆる“知恵を出し、汗をかく”市民と行政の協働による活力あふれる地域社会（以下「まち」という。）づくりを推進しているところが多いのである。

つまり、総合計画では市民と行政が一体となり行財政を効果的に運用し活力ある“まち”づくりを目的としている。しかしながら、この“まち”づくりに必要な市民の学習の場や行政との相互理解と協働の機会などは、少なくなっているという現状にある。

筆者は、ここ十数年間、市民と行政が協働できる総合計画の理論や企画・運営・評価のシステムに関心を持ち続けている。そして、この総合計画を支える市民づくりとシステムの運用などに主要な役割を果たす生涯学習の推進構想と推進計画の策定や展開にかかわる実践的な調査研究<sup>1)</sup>を行っている。これらの調査研究は、基本的な考え方（理論、構想、方向性）、企画（計画）、実践（運営）、評価（自己点検、内外の評価）の4テーマを想定し取り組んでいる。当然なことながら、これらの4テーマは相互に関連性を持っており、分離することが困難なところもある。

本論文は、それら調査研究の一端である基本的な考え方

をとりあげた。つまり、総合計画を市民と行政が協働して企画し運営・評価できる体制を支える生涯学習振興行政の方向性について提言することを目的とした。

その方向性とは、生涯学習振興行政の中核ともいえる生涯学習推進本部の機能を中心とし、各行政の部・局・課等（以下「行政セクション」という。）が生涯学習のノウハウを活用し市民と協働できる体制を整備することである。ここでいう生涯学習のノウハウとは、社会教育や生涯学習にかかわる行政が長年実施してきた学習機会の提供や学習情報・学習相談、指導者養成や団体育成などの事業の内容や実施方法をはじめ、成人の教育理論や教育技術（Andragogy）などを活用した施策や事業の中で蓄積された、不易の学習支援に関する知識・技術・情報などとする。

この事例研究の対象は、筆者が深くかかわった栃木県のさくら市、栃木市、矢板市とした。特に、矢板市を中心とした。それは、平成22年12月現在、市民と行政との協働を前提にし、市民力と教育を重視する「総合計画」と「生涯学習推進計画第三期計画」を策定中だからである。また、筆者がアドバイザーとして参画している生涯学習推進計画第三期計画の策定後の進捗状況を踏まえた調査研究の可能性を有しているからでもある。

## 1 生涯学習振興行政と生涯学習推進計画

### (1) 生涯学習振興行政

本論文での「生涯学習振興行政」は、平成20年2月19日の中央教育審議会答申の定義<sup>2)</sup>とした。つまり、生涯学習振興行政を、教育基本法第3条の生涯学習の理念に則って、その理念を実現するための施策を推進する行政と位置づけた。また、生涯学習振興行政の固有の領域を、学校教育行政と社会教育行政に加えて、首長部局での生涯学習に関わる施策の全体を総合的に調和・統合させるための行政とした。さらに、主な内容としては、人々の自発的な学習活動が容易にできるような学習の機会の整備に関する施策

をはじめ、それらの学習活動と人生経験などで得た知識・技術や知恵などの成果（以下「学習の成果」という。）を適切に生かすことのできる生涯学習社会を実現する施策ということである。この学習の成果の活用は、市民と行政が協働を前提とした総合計画の目的を達成するために不可欠といえよう。

## (2) 生涯学習推進体制

生涯学習を推進する体制としては、当該地方公共団体の規模やポリシーなどによって生涯学習担当部・局・課・係などが置かれている。また、一般的には、総合行政として推進するための全庁的な組織としての「生涯学習推進本部」や広く市民の意見や提言などを傾聴し反映することを目的として、市民の代表（公立学校の教員など関係行政職員も若干含まれているところもある。）で構成される「生涯学習審議会」や「生涯学習推進協議会」などが設置されている。

平成19年6月現在、すべての都道府県とほとんどの市町村に生涯学習担当部課が設置されていた。また、37の都道府県に生涯学習の総合的な推進に関する重要事項を審議するための生涯学習審議会が設置されていた。<sup>3)</sup>さらに、都道府県と政令指定都市の行政全体の長期構想・長期計画策定状況は、41都道府県54構想・計画、16市23構想・計画（平成19年9月1日現在）であった。<sup>4)</sup>

## (3) 生涯学習推進計画

本論文での生涯学習推進計画とは、当該地方公共団体の総合計画の中の生涯学習に関する部門別計画とした。つまり、地方公共団体が目指す地域型生涯学習社会を実現するための諸施策を総合的・体系的に企画し、組織的・継続的に運営・評価できる計画ということである。また、矢板市の基本計画では、行政執行の指針であるとともに、市民自ら地域型生涯学習社会づくりを行うための実践目標としている。

平成19年6月現在では、43の都道府県と1,027市町村が生涯学習振興のための中長期的な基本構想や基本計画を策定していた。また、87の市町村が「生涯学習のまち」などの生涯学習都市宣言などを行っていた。<sup>3)</sup>

## 2 市民協働型“まち”づくりにおける市民と行政の関係

### (1) 生涯学習による“まち”づくり

本論文での生涯学習による“まち”づくりとは、市民一人ひとりが生涯の各時期に必要なに応じて学習を行い、その学習の成果や人生経験で得た知識・技術・知恵などを生か

すことによって「この家に生まれ、この学校で学び、この地域で生活をし、この時代に生きて本当によかった。」と実感できる“自らの人生”と“地域社会”を創り出すこととした。つまり、市民が、自らの豊かな人生と活気にあふれた“まち”づくりのために、“気づき、学び、行い、振り返る”という学習と学習の成果を生かしながら、「人格の完成」と「社会の形成者」を目指した活動を繰り返す、いわゆる、“知の獲得と知を生かす実践活動との循環”といえよう。

このような筆者の提案している生涯学習による“まち”づくり論を「生涯学習推進計画」へ導入したのは、平成13年に栃木県氏家町（現さくら市）から現在まで4市町となっている。

### (2) 市民協働型“まち”づくり

行政には、このような生涯学習による“まち”づくりを効果的に行うために、市民との協働によって、市民一人ひとりが必要に応じて内容・方法等を自ら選択して学習ができる、その学習の成果を適切に評価し生かすことができるような生涯学習の基盤を整備することが求められる。また、当該地方公共団体の総合計画の目指す“まち”づくりのための諸施策を推進する各行政セクションは、それぞれの任務が効果的に遂行できるよう、これら学習の成果を生かせる市民と協働することが肝要といえよう。

本論文での市民協働型“まち”づくりとは、これら生涯学習による“まち”づくりをすすめながら、地方公共団体の将来像を踏まえ、当面実施する必要のある施策や事業などが盛り込まれた総合計画を着実に実行できるよう、その“まち”づくりのノウハウを導入して市民とすべての行政セクションが効果的に協働し実施できるようにすることである。

### (3) 市民協働型“まち”づくりの必要性

市民一人ひとりが必要に応じて学習活動を行い、その成果を生かすことは、精神的、経済的なゆとりをもたらし生活の質を高めるなど自己に最も適した人生をはじめ、市民が主役となり行政と協働して心の通い合う住みよい“まち”を創り出す可能性を有している。

市民協働型“まち”づくりは、このような“まち”の主体者である市民の代表が、行政と責任を共有し、厳しい行財政を支え、行政の施策や事業などの企画・運営・評価活動に参画できるのである。

そして、参画した市民には、多くの市民の幸せづくりなど地方公共団体の一員としての役割を果たしたという成就感や誇りを持つ体験の機会となるのである。地方公共団体にとっては、市民の理解・協力と市民力を得て新生・再生

を可能にするための必要不可欠な方策といえよう。

#### (4)市民協働型“まち”づくりにおける市民と行政の関係

市民と行政が一体となり力を合わせて、知恵を出し汗をかきながらすすめる市民協働型“まち”づくりでは、市民が主体者となって存分に活躍できることが必要である。つまり、市民協働型“まち”づくりの主役は市民であり、市民の活躍の場の確保や普及啓発、学習活動などを支援することが行政の主な役割となる。

そのため、市民と行政は、次のような関係を持続することが必要になる。

- ①市民は、自分でできることは自分です。(自立:自分が主役、市民一人ひとりが自主・自立・自律し、行政に頼らず、できることは自ら行う。)
- ②市民は、仲間と力を合わせてできることは仲間と一緒に。行政は、これらの活動が容易に行えるよう支援する。(共生:市民が主役、市民が自ら属している家庭や自治会など組織の一員として、助け合い励まし合いながら仲間と共に生きる。)
- ③市民は、行政と共に行うと効果があることは行政と一緒に実施する。(協働:市民と行政とが対等な関係で連携し協力しあい実践するが、主役は行政の場合が多い。)

### 3 市民協働型“まち”づくりと市民協働行政システム

#### (1)市民協働行政システムの必要性

行財政が厳しい今日、地方公共団体が市民に質の高い行政サービスを行うためには、生涯学習の理念を踏まえた市民協働型“まち”づくりを行政全体の総合計画に位置づけ、これを着実に推進する必要がある。そのためには、先ず、学習の成果を活用し市民協働型“まち”づくりに積極的に参画する市民を発掘することが必要である。次に、それらの市民と行政が地方公共団体の事務を、自立、共生、協働の観点に立って仕分けし、それぞれの役割に基づいて分担しあいながら互いに持てる力を発揮し適切に遂行する制度(以下「市民協働行政システム」という。)が必要となる。

市民は、この市民協働行政システムに参画することによって、地方公共団体の一員としての自覚を深め自らの役割を果たすことができるのである。そのことが地方公共団体への愛着や市民としての誇りを持つことに結びつくといえよう。

#### (2)市民協働型“まち”づくりのための市民協働行政システム

市民協働型“まち”づくりを効果的に行うためには、市民協働行政システムが十分に機能する必要がある。そのため、生涯学習推進本部をはじめ、首長部局や行政委員会などすべての行政セクションは、市民と真に協働できるよう、各種の事業に生涯学習のノウハウを取り入れなければならない。そのノウハウは、生涯学習推進本部の事務局(生涯学習行政セクション)が提供し相談を受けることが望ましい。

これら市民協働行政システムを構成する主なものは、生涯学習推進本部と行政セクションである。

#### (3)生涯学習推進本部

生涯学習推進本部は、生涯学習振興行政の主要な組織である。その機能は、生涯学習にかかわる施策の総合的な企画・運営・評価をはじめ、調整や普及啓発、事業の連携・融合などである。

例えば、平成22年4月1日現在、人口約4万人の矢板市の生涯学習推進本部の所掌事務、組織、会議、推進協議会の概要は以下のようになっている。

##### 《所掌事務》

- ①生涯学習に関する諸施策の総合的な企画及び推進
- ②生涯学習にかかわる調査研究
- ③生涯学習の普及奨励
- ④その他生涯学習の推進に必要な事項

##### 《組織》

本部は本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長)、委員(市庁議等規則に規定する部長等)をもって構成されている。

##### 《会議》

- ①会議は、本部会議、幹事会(設置目的は本部会議提出の原案の作成及び本部の決定した施策の推進に必要な事項の処理、幹事長は教育次長、副幹事長は生涯学習課長、幹事は市庁議等規則に規定する構成課長等)、専門部会(設置目的は幹事会に付議する事項の調査研究及び連絡調整等、主宰は生涯学習課長、部員は幹事の指名する職員)がおかれている。
- ②本部会議は本部長が、また、幹事会は教育次長が、さらに、専門部会は生涯学習課長が主宰し、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

##### 《生涯学習推進協議会》

協議会は、生涯学習に関する施策について広く市民の意見を反映させることを目的とし、市民の代表によって構成されている。

##### 《生涯学習推進計画策定委員会》

策定委員会は、生涯学習推進計画の新設や改定を行うた

めに、基本となるべき事項の意見を求めることを設置目的としている。構成員は、市民（公募と関係団体の役員等）と行政職員（所属長の推薦）の中から市長が委嘱している。

#### (4)関係各行政セクション

地方公共団体における総合計画には、教育、文化、スポーツをはじめ、健康、福祉、環境、都市計画、建設、農政、商工など行政委員会と首長の部・局・課などのすべての行政セクションが関わっている。例えば、平成22年4月1日現在の矢板市役所の組織は、3部・2室、11課・2班、4行政委員会、議会事務局、上下水道管理事務所と、これらの行政セクションが所管する学校、生涯学習館、図書館、保育所、児童館などの公共施設となっている。つまり、これらすべての行政セクションが自らの業務を適切に遂行するためには、市民協働型“まち”づくりのための市民協働行政システムが必要ということである。

## 4 市民協働型“まち”づくりを推進する

### 市民協働行政システムの主な取組

#### (1)生涯学習推進本部の主な取組

生涯学習推進本部は、生涯学習に関する諸施策の総合的な企画及び推進という所掌事務として、次のような市民協働行政システムにかかわる取組を行う必要がある。

- ①市民協働型“まち”づくりに関する普及・啓発
- ②市民協働行政システムに関する研修会
- ③市民協働行政システムの策定に関する研究協議の場の設定
- ④市民協働行政システムに関する総合的な計画と運営・評価システムの策定
- ⑤各行政セクションが策定し実施する市民協働行政システムへの支援
- ⑥市民協働行政システムに関する連絡・調整
- ⑦市民協働行政システムに関する総合的な事業の企画・運営・評価

#### (2)関係各行政セクションの主な取組

各行政が市民協働行政システムを効果的に創り推進するためには、生涯学習のノウハウを活用し、次のような取組を実施する必要がある。なお、生涯学習に関するノウハウの提供は、学習に関する市民の要望や社会の要請を調査する技法をはじめ、学習機会の提供事業や団体育成など多種多様な学習・相談活動の展開や支援を行い、それらのノウハウを蓄積をしている生涯学習行政が適任といえよう。

#### 《市民の理解と協働の促進》

- ①各行政の任務を遂行するために必要な啓発・学習機会の

提供事業の拡充。（各行政固有の内容などの理解）

- ②各行政の任務を遂行するために必要な情報公開事業の推進。（パブリックコメント）
- ③各行政に必要な市民参画事業の展開。（行政と市民の協働事業）

#### 《協働の組織》

- ①各行政の任務を遂行するために必要なグループ・サークルを育成し支援する事業の充実。（団体支援）
- ②各行政の任務を遂行するために必要なリーダーを養成する事業の推進。（指導者養成）
- ③各行政の施策展開に必要な市民と職員による委員会等の設置と効果的な運営。（協働の内部組織）

#### (3)生涯学習推進本部と関係各行政セクションとの関係

市民協働行政システムの中核は生涯学習推進本部である。その推進本部では、市民協働型“まち”づくりのための総合的な施策や組織が策定され、各行政セクションの事業などの取組が承認されるのである。また、それら施策や事業の点検・評価などを行うのである。

具体的な事業については、生涯学習推進本部では各行政セクションで共通して必要とされる事業を行い、各行政セクションは、これらの事業を踏まえ、自らの業務を効果的に推進するために必要な専門的な事業を実施することとする。

この生涯学習推進本部と行政セクションとの関係は、図1の通りである。

これらの関係を踏まえた生涯学習推進本部と行政セクションの主な事業は、次のようなことといえよう。

#### 《生涯学習推進本部》

- ①市民協働型“まち”づくりや生涯学習による“まち”づくりの必要性についての学習機会の提供事業
- ②マネジメントサイクルや広報の在り方など一般的な理論やグループワークの技法など団体を育成し支援するための研修会
- ③リーダーシップ論やグループダイナミクス論など一般的な内容を盛り込んだ指導者養成事業
- ④市民協働行政システムに関する総合的な連絡・調整と研究会
- ⑤市民協働型“まち”づくりと市民協働行政システムにかかわる情報公開、パブリックコメント
- ⑥その他市民協働型“まち”づくりや市民協働行政システムに関すること。

#### 《行政セクション》

- ①生涯学習推進本部で実施している事業の中から必要なも

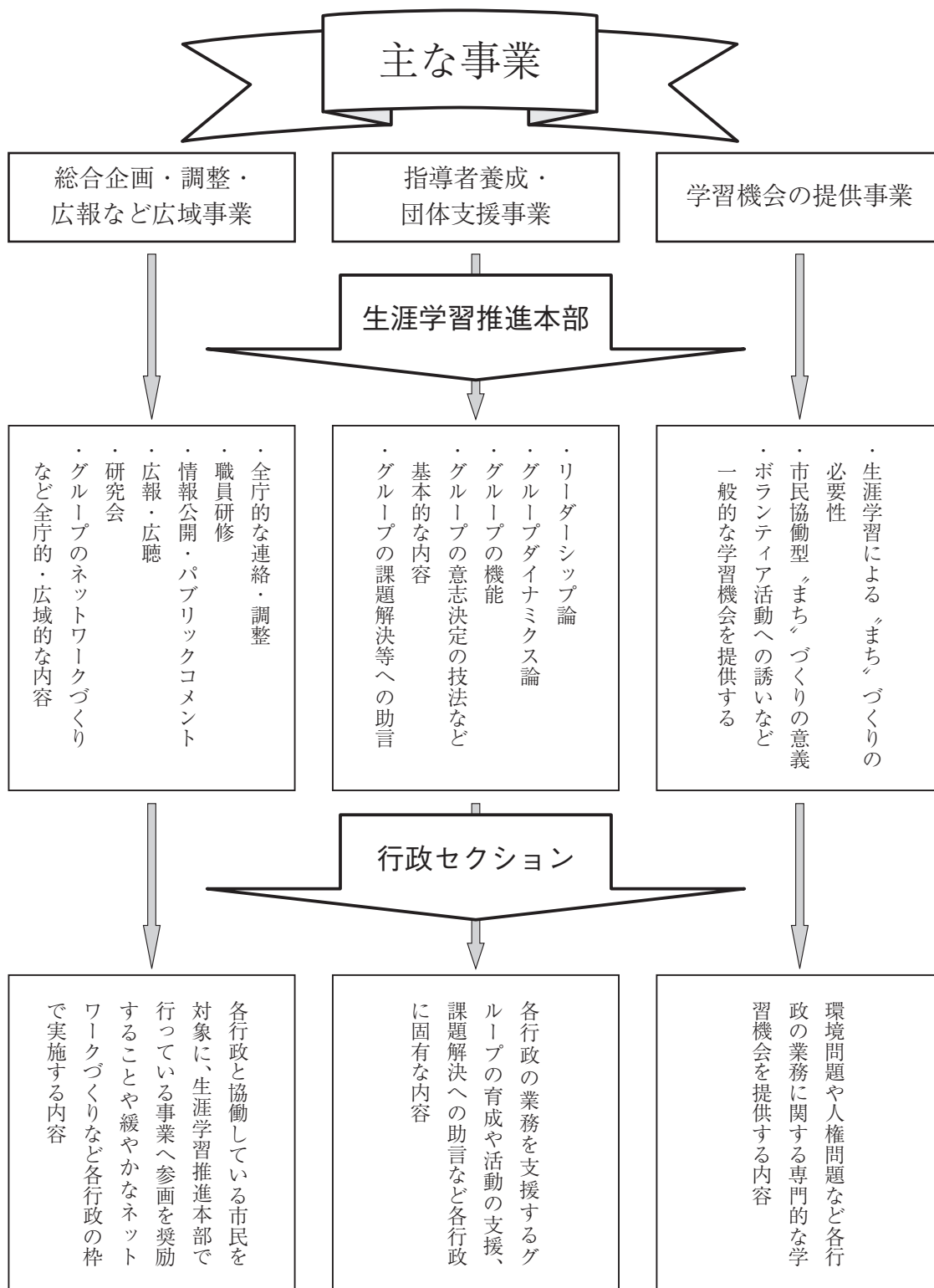


図1 市民協働行政システムにおける生涯学習推進本部と行政セクションとの関係

- のを選択し、関係する市民への情報提供と参画の奨励
- ②自らの行政の業務を遂行するために必要な専門的な学習機会の提供事業
- ③自らの行政と協働できるグループやリーダーを養成し支援する事業
- ④自らの行政を理解し支援する市民や団体などを養成・支援し協働する場を提供する事業
- ⑤自らの市民協働行政システムの構築と着実な実践

## 5 市民協働型“まち”づくりのための 市民協働行政システム運営上の視点

### (1)市民協働型“まち”づくりに求められている市民の活動

市民は、学習活動を盛んに行いながら、その学習の成果を生かして市民協働行政システムに参画することが肝要である。そこでの参画活動を通して、自分の人生をはじめ、家庭、学校、地域社会、地方公共団体、国、世界など所属する共同体の一員としての役割を果たすことが求められているといえよう。(市民協働型“まち”づくりへの参画)

この市民協働型“まち”づくりの実現には市民協働行政システムへの参画が必要である。そのため、次のようなことが各市民に求められるといえよう。

- ①教育基本法第1条の「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」という教育の目的を自ら実践し役割を果たすことを自覚する。(豊かな人生を築くことや住みよい社会の形成者としての心構え)
- ②市民一人ひとりが、人生の各時期に学ぶ必要がある内容・方法などを自ら選択して学習する。(生涯学習の実践)
- ③学習活動を行いながら、その学習で得た成果や人生経験で体得した知識・技術・知恵などを生かして、自分らしい質の高い生き方を模索し実践する。特に、自らの人生を豊かに生きるとともに、多くの人々の幸せづくりのために自治会や職場などの身近な所属集団活動に積極的に参画する。(学習成果の活用)
- ④企業は、“まち”や市民の要請に的確に応えた社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすことが肝要である。
- ⑤人生の各時期にふさわしい自立、共生、協働の精神を発揮して、市民協働型“まち”づくりのための市民協働行政システムに参画する。(自立、共生、協働、市民協働行政システムへの参画)

### (2)市民協働型“まち”づくりに求められている行政の事務

行政には、地方公共団体の現状などの情報を公開し、山

積している緊要な課題を市民と共有し、それらの解決のための施策や事業の企画・運営・評価などを市民の代表の参画を得て行う市民協働行政システムを充実することが必要である。

その市民協働行政システムを効果的に機能させるためには、次のようなことが行政に求められる。

- ①地方公共団体の長など全職員に、市民協働型“まち”づくり、生涯学習による“まち”づくり、市民協働行政システムについての理解を深化させる。(研修会の実施)
- ②地方公共団体全体の総合計画に市民協働型“まち”づくりを明確に位置づける。(総合計画での取組)
- ③総合計画の部門別計画である生涯学習推進計画に生涯学習による“まち”づくりを位置づけ、市民協働型“まち”づくりとの関係を明らかにする。(生涯学習での取組)
- ④市民協働型“まち”づくりと市民協働行政システム、生涯学習による“まち”づくりの必要性について、広く市民に周知する。(広報)
- ⑤行政セクションが自らの市民協働行政システムに参画する市民を確保する。(公募、推薦)
- ⑥市民協働行政システムの活動状況の情報を公開する。(広報)
- ⑦市民協働行政システムでの意志決定などについては、広く市民の意見を傾聴し生かす。(パブリックコメント)
- ⑧市民協働行政システムに関する研究会を開催するなど、絶えず市民協働行政システムの問題点を発見し改善する自己点検・自己評価を行う。(マネージメントサイクル)

### おわりに (今後の課題)

本論文は、筆者が生涯学習による“まち”づくりの実践研究の一環として取り組んでいる、いわゆる、市民と行政の協働した“まち”づくりの一端としての生涯学習振興行政の方向性を明らかにしたものである。

しかし、その方向性は、生涯学習による“まち”づくりと市民協働型“まち”づくりにかかわる市民協働行政システムの考え方と運営上の視点について明示しただけである。この市民協働行政システムの実績については、現在までに「行政の生涯学習化」という名称で取り組んできたが、行政と市民の理解が十分とはいえないなどの困難な理由により満足できる状況ではなかった。

そこで、今回は、これらの考え方を生涯学習による“まち”づくりと市民協働型“まち”づくりをすすめるうえで必要不可欠ともいえる市民協働行政システムの実践可能で効果的な方策の提言に努めた。

幸い、この市民協働行政システムは、矢板市の生涯学習

推進計画三期計画（平成23年3月策定、4月から5年間実施の予定）の重点プロジェクトに「行政の生涯学習化」というネーミングで位置づけられた。

今後、この三期計画にかかわる企画、運営、評価についての調査研究を深めたい。また、人口規模や政策課題など様々なファクターに分類した地方公共団体の市民協働型“まち”づくりと市民協働行政システムの効果的な在り方についての実証的な研究を継続していきたい。

#### 引用文献

- 1)平成13年度から平成22年度まで、「氏家町生涯学習推進計画[基本構想・基本計画]（平成13年）」や「栃木市生涯学習基本構想（平成18年）」、「さくら市生涯学習推進計画[基本構想・基本計画]（平成19年）」、「矢板市生涯学習推進計画三期計画（平成22年）」など生涯学習基本構想や推進計画のアドバイザーや計画書の監修などを行った。
- 2)「新しい時代を切拓く生涯学習の振興方策について～地の循環型社会の構築を目指して～」第2部の1の(1)生涯学習の理念等についての基本的な考え方
- 3)「平成20年度文部科学白書」第2部第1章第1節の3の(2)地方公共団体における取組
- 4)国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究報告書」平成22年4月

#### 参考文献

- ・清水英男監修「氏家町生涯学習推進計画[基本構想・基本計画]」平成13年氏家町生涯学習推進本部
- ・清水英男編集・協力「栃木市生涯学習基本構想」栃木市教育委員会、平成18年
- ・清水英男監修「さくら市生涯学習推進計画[基本構想・基本計画]」さくら市生涯学習推進本部、平成19年
- ・世論調査報告書「生涯学習に関する世論調査」内閣府大臣官房政府広報室、平成20年5月調査
- ・「矢板市民アンケート調査結果報告書」矢板市、平成22年
- ・「地方公共団体における社会教育計画等の策定及び計画に関する調査研究報告書」国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、平成20年
- ・「平成20年度文部科学白書」文部科学省、平成21年
- ・中央教育審議会答申「新しい時代を切拓く生涯学習の振興方策について」中央教育審議会、平成20年
- ・日本生涯教育学会年報第26号「変革期における生涯学習推進」日本生涯教育学会、平成17年
- ・日本生涯教育学会年報第31号「知の循環型社会と生涯学習」日本生涯教育学会、平成22年
- ・マルカム・ノールズ著堀薫夫・三輪健二監修「成人教育の現代的実践」鳳書房、2002年
- ・松本英昭著「要説地方自治法」(株)ぎょうせい、平成19年

# 観光まちづくりの手法と地域活性化への効果

—生涯学習の視点から「観光まちづくり」を考える—

福留 強

## 1. 問題の背景と目的（本テーマの背景）

これからの日本は経済振興の柱として、観光立国の推進があげられている。国内外の観光による交流を活発化させることにより地域の活性化をはかろうとするものである。しかし観光は、言うまでもなく観光業者が行うものではなく広く市民がかかわるものである。

こうした中で近年、いわゆる「まちづくり」と同様に「観光まちづくり」というキーワードがみられるようになった。「観光まちづくり」は、明確な定義はないが、現在の観光立国のなかで大きな役割を期待されている。「観光まちづくり」は、「観光」と「まちづくり」を融合させている用語であるが、その内容に共通理解される明確なものはない。

そこで、本論では、「観光まちづくり」の背景と、内容を整理するとともに、めざす方向を明確化して、具体的な展開の方策を考えようとするものである。具体的には次の課題を検討する。

- ①観光は市民の総合的な学習であるともいえる。実際は観光業者を中心とする狭い領域で行われている。今後の観光振興の取組みとしては、あらゆる領域の「観光」を考える必要がある。また、それは生涯学習まちづくりの一部として存在していることを確認する。
- ②そのためには、「観光」を市民の生涯学習に位置づけることが有効である。
- ③「観光まちづくり」は、取組みとして、生涯学習まちづくりの考え方、手法が同様であり、いわば「生涯学習まちづくり」と同義語であるともいえる。
- ④生涯学習のまちづくりの手法として、観光まちづくりの手法も同様である。より具体的で効果のある観光まちづくりの手法を考える必要がある。

## 2. 観光まちづくりの意義

### (1) 観光まちづくりの背景

今日の豊かな社会の中で価値観の多様化が進み、様々な

ライフスタイルを求める個性の時代となった。高齢化社会の到来は、余暇時間を大量に持つ人口の増大をもたらした。国民も余暇を重視するようになり、生きがいや癒しへの希求が高まってきた。そのため観光レクリエーション活動への期待は大きくなっている。

観光経験が豊富になり、成熟化し個性化した市民が多くなると、従来のマスツーリズムに満足することが少なくなってきた。団体旅行の規模や内容も変化し、個人やグループでの旅行が増加し、観光行動やニーズの多様化への対応が求められる時代となっている。そして、従来の周遊型観光に変わり、時間をかけて地域の自然や文化に親しむ参加体験型観光プログラムへの関心が高まっている。<sup>1)</sup>

そして、一つの観光資源だけではなく、地域全体を味わえ、まちを楽しみ観光が増えているのである。これまでは観光施設も地域も観光客を囲い込むようにしてきたが、今後は地域全体がそれぞれの個性ある魅力づくりを行い、それらを連携することで互いに補いあい、多様化する観光客へ対応することが求められている。

### (2) 観光とは

「観光」は、『易経』（中国五経の一つ）にある「観国之光、利用賓于王」（国の光を観るは、もって王に賓たるに利し）という言葉が語源だといわれている（「その地方の優れたもの、すばらしいものを、その地方の代表者、権力者への賓客に、見せ、もてなしすることは良いことだ」という意）。「光を観る」とは、他国の優れた制度や文物を視察するという意味であり、輝かしい物事を仰ぎ見るという心持ちを表している。「観る」とは、しめすという意味もあり、国の光を誇らしく示すということになる。国の「光」とは、自然の美しさ、歴史・文化、伝統芸能、産業、制度など、

1)「観光立国の実現に向けて」国土交通省観光庁資料、平成20年10月

あらゆる分野にまたがるものである。これらの光を、心をこめて、目に見えないものも含めて「観る」というのが本来の観光といえよう。

なお、観光 (tourism) には、WTO (世界観光機関) の定義により、帰省、出張、保養、巡礼などを含めている。<sup>2)</sup>

### (3) 観光の意義

さて観光について、まず旅行者の立場から考えてみる。旅行には、レクリエーション、健康保養、娯楽・休養、趣味、生きがい等々、人によって様々な目的や楽しみ方がある。これらの旅行には、以下のような教育的意義があると考えられている。

#### ①個人における観光(旅行)の教育的意義

ア. 旅行は、非日常的な未知の体験とともに知的欲求を刺激する

イ. 旅行は、直接的な体験の場であり、積極的な態度を養う

ウ. 旅行は、気分を転換してあすへの鋭気を養う

エ. 旅行は、交流の場であり、人々の相互理解を深める  
観光(旅行)が、全ての人々にとって有益であり、関わることは人々の成長につながることを期待できると考えられる。<sup>3)</sup>

#### ②地域における観光振興の意義

観光の振興には、まず住民が地域に対する関心や誇りを持つことが基本である。これはまちづくりにおいても同様である。

日本の観光地には、自然、環境景観、歴史遺産、温泉など、さまざまな態様があるが、そこには一定の共通項がある。その代表的なことは、これからの観光地は、地域の個性が輝いていることが最も重要であること、多くの観光客が訪れるまちが、ハードではなく「ソフトづくり」に成功しているまちであるということである。さらに、地域全体にもてなしの風土があることである。きわめて難しいことであるが、観光地にとって最も重要なことである。観光の「もてなし」のためには、個人の力を高めるとともに、組織全体、地域全体の力を総合的に高める必要がある。それは大きくまちづくりにつながるものでもある。

#### ③経済生活における意義

地域が観光を推進するのは、広義の観光の意義に着目していることはもちろん、直接的には、観光が、産業の柱として来訪者の支出を獲得するという点と、関連の業界に関して経済効果があるからである。観光の及ぼすさまざまな効果は、地域の人々の生活の分野や、宿泊、交通、飲食、小売などを含めて、あらゆる分野に波及する。地方自治体

の行政の取り組みは、道路整備から保健衛生に至るまで、この観光の経済効果を目指していることは、いうまでもない。

また、観光は、地域に根ざした産業活動を刺激することになる。例えば、飲食や土産品などはその生産に関わる第1次産業を支えることもある。さらに、定住人口の増加に効果を及ぼす雇用の促進などが期待できるであろう。

また、観光事業の発展は、関連企業の誘致などを促す。食品、交通機関、医療、衛生、警備、防災、さらに、街路整備、道路補修、上下水道などの生活基盤の整備・促進などにより幅広い分野で雇用機会の創出が期待される。このように、観光はあらゆる生活の部分に影響を及ぼしているのである。

#### ④国際社会にとっては

観光は、訪問者と受け入れ側が相互に「光」を観るという親密な関係が生みだす。世界はグローバル化社会の中で国際的視野の導入といった様々な共通の課題に直面している。それぞれの国のアイデンティティ形成が求められる時代であり、観光地づくりにおいても、国際観光に対応できる魅力を備える必要が強まっている。

#### ⑤観光は総合的な営み

なによりも観光に対応する「個人の高まり」は、生涯学習が基礎にあるものである。「観光」は総合的な営みであり、観光業者だけのものではなく、全ての市民の参画によるものであり、継続することが求められる。

持続可能な観光まちづくりには、自然環境の保全、上・下水道、交通対策、ユニバーサルデザイン、防災、法制度など、社会基盤の形成に関する様々な領域がからんでいる。

観光客を受け入れる地域の視点でとらえれば、それは受容力であり、変化力であり、サービス力であり、創造力を問われることなのである。

2)「WTO」《World Tourism Organization》…世界観光機関。観光分野における国際協力促進を目的とする国連専門機関。1975年設立。本部はマドリード。

わが国の旅行は、WTOの定義によって目的別に次のように6つに分類されている。

ア. 観光(狭義)：Leisure, Recreiation, and holidays

イ. 友人訪問・帰省：Visiting friends and relatives

ウ. 出張・義務：Business and professional

エ. 保養・療養：Heruth treatmento

オ. 宗教旅行・巡礼：Religion/pilgrimages

カ. その他：Others

この中で「ア」のように、これまで「物見遊山」として一般的に理解されてきた。

3) 福留強他編、「旅から学ぶ～観光教育のすすめ～」, 日本観光協会, 平成5年

「観光」を産業という視点で捉えれば、地域資源をそのまま利用することなくその地域資源に磨きをかけ、保持し、変化させ、最大の商品価値として商品化させるということになる。それだけに高度な受け入れの質（もてなし力）が求められる。これらの観光と観光まちづくりの関係を表わしたものが次の概念図（図1）である。<sup>4)</sup>

#### (4) 観光の動向

わが国は、2003年7月に「観光立国宣言」をした。以来、国、都道府県、市町村においても経済活性化策の重要施策として観光振興が位置づけられるようになった。そして2008年10月には、国土交通省の外局として観光庁も発足して観光立国推進本部を設置し、観光をめぐる政策の推進が軌道に乗ってきた。『住んでよし、訪れてよしの国づくり』を観光立国の理念として、以下の4つの基本的施策を位置づけている。

- ①国際競争力の高い魅力ある観光地づくり
- ②観光産業の国際競争力の強化・観光の振興に寄与する人材の育成
- ③国際観光の振興
- ④観光旅行の促進のための環境の整備

こうした取組みのなか、2009年に日本を訪れた外国人は約679万人で、予想以上に減少していたが、政府は2016年までに年間2000万人を目指している（平成22年1月現在）。いずれにしてもこれからの日本は、観光が柱であることはいうまでもない。<sup>5)</sup>

#### (5) 観光まちづくりの目的と効果

##### ①観光まちづくりとは

「観光地づくり」という用語は昔からあったと思われる。「観光まちづくり」は比較的新しい用語で、「地域が主体となって、自然、文化歴史、産業、人材など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あるまちを実現させるための運動」をさしている。<sup>6)</sup>

なお、「観光まちづくり」の「まちづくり」とは、風光明媚なものや神社仏閣や産業遺産といった観光経営資源を、「まちづくりの手法」によってつなぎ融合し、統合することであり、より高い観光価値を創造することを意味している。<sup>7)</sup>

「観光まちづくり」とは、観光振興の重要性から、まちづくりの基本を、観光にウェイトを置こうとするものである。旧来型の均一化した観光地づくりから脱却し、地域に根ざし地域の個性を十分に活用した「観光」を重視したまちづくりのことである。

- 4) 安島博幸監修，国土総合研究機構観光まちづくり研究会編，『観光まちづくりのエンジニアリング』，学芸出版社，平成21年，p.17
- 5) 「観光立国の実現に向けて」国土交通省観光庁資料，平成20年10月
- 6) 国土交通省総合政策局観光部監修，『新たな観光まちづくりの挑戦』，ぎょうせい，平成14年7月  
平成12年12月，観光政策審議会答申「21世紀初頭における観光振興方策」の中で主要施策の柱としてかかげられた。
- 7) 国土交通省総合政策局観光部編，『新たな観光まちづくりの挑戦』，ぎょうせい，平成14年7月

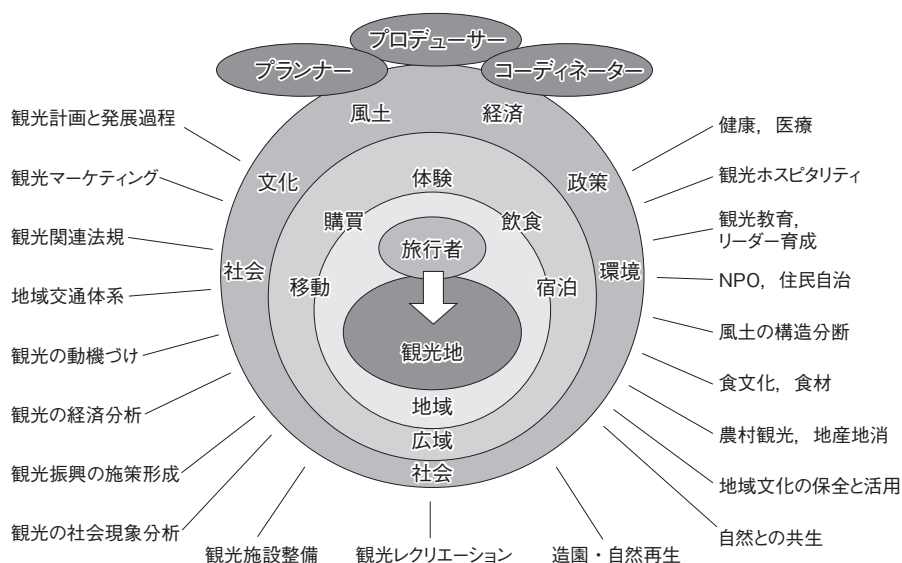


図1 観光まちづくりの概念図

## ②観光まちづくりの考え方

「観光まちづくり」には、まちづくりが観光にまで至ったという側面と、観光がまちづくりまで広がってきたという側面がある。「まちづくりの基本」は生活基盤としての「まち」であり、まちに住む生活者である。まちは単なる観光地ではなく、ましてや観光業者が組み立てる「商品」ではないのである。つまり、観光まちづくりは、ある意味では観光業者が主導する従来型の観光地整備や観光商品開発とは一線を画すものである。地域の市民の生活に根ざす日常的な、まちづくりの努力といってもよいものである。<sup>8)</sup>

## ③観光まちづくりの目的

まちに旅行者を受け入れ、交流人口を増やすことで活力あるまちづくりを推進することが「観光まちづくり」である。具体的に、それは市民が日常的に「もてなしの風土」を築くことである。訪れる人々が魅力を感じるようなまちは、住民が誇りをもてるまちでもある。これこそ「観光まちづくり」の「もてなしの風土」を創ることといってもよいだろう。そして、「観光まちづくり」は、何世代にもわたり知恵と工夫を重ねて創り出すもので、継続することが重要である。

## ④観光まちづくりの効果

こうした「観光まちづくり」は、まちや人々に以下のような効果をもたらすことが知られている。

- ア. 観光関連産業の成立 旅館業、飲食業、土産物産業などが成立する
- イ. 雇用の増大 観光関連産業での雇用が増大する
- ウ. 高齢化への歯止め 若年雇用が進めば高齢化に歯止め
- エ. 地域産業への波及 地元食材の利用などによる農林水産業への効果
- オ. 自治体財政の健全化 観光関連産業からの税収アップ
- カ. 住民の意識向上 外から見た地域の魅力の再発見
- キ. 住民の地域愛が向上<sup>9)</sup>

また、観光まちづくりを推進することによって、地域資源の見直しが進むとともに、その保全と有効な利活用が図られることも考えられる。

## ⑤観光地に共通する点

小布施、高山、長浜、知覧、湯布院、遠野など、小京都と呼ばれるまちや地方の小都市の人气が高まっている。歴史や文化、自然が感じられる個性ある街並みや美しい風景が残されていることもあるが、それ以上にまちが、全体として住みやすく、住民の人情が感じられ、まち自体も個性を感じさせているからである。観光客の好みに合わせた

テーマパークではなくて、本来のまちの個性を見出し、磨き光らせることによって、訪問客（旅行者）にとっても住民にとってもいいまちになっているのである。

観光まちづくりの、「観光」は、「まちづくりの結果」の一つの現れである。それは、まちづくりの仕上がりのプロセスを意味しており、終わりではないのである。<sup>10)</sup>

## 3. 観光まちづくりの具体的な手法

「観光まちづくり」のための具体的な手法として、観光に関して人々の基本的な行動や意識を調査し、確認することからはじまる。そして、まず、まちの目標を定め共通理解を図らなければならない。「観光」は、人々にとって何が望まれているのか。観光地に対する人々のニーズは何かを、まず把握する。それぞれの旅行に対する希望は多様であり、複合的になっている。例えば、観光に関して「審美ニーズ」、「文化教養ニーズ」、「自己表現のニーズ」、「スポーツ」、「交流」、「自然探訪」など人々は様々な興味を持っているのである。重点のおき方で旅はさまざまな内容になる。これらに対して、受け入れ側（観光地）どのような対応が必要か。この場合、対応とは、一つは行政の対応であり行政施策である。もう一つは、地域に定着している「もてなし力」と言い換えても良いものである。

### (1)観光の基本的な方法

「21世紀初頭における観光振興方策～観光振興を国づくりの柱に～」答申では、観光政策審議会の、経済社会の環境の変化の中で、観光の意義と現状・課題を指摘している。これによると基本的視点として

- ① 21世紀初頭における観光振興を考える視点として、誰もが「気軽」に楽しめる観光、住民と旅人が互いに交流しあう観光、自然・社会環境と共生する観光を振興していく必要があるとしている。
- ② さらに、早急に検討し取り組むべき課題として以下のような提言がされている。
  - ア. そぞろ歩きのできる個性ある観光まちづくり、そのための広域の市町村連携
  - イ. 観光分野におけるITの積極的な活用

8)「21世紀初頭における観光振興方策～観光振興を国づくりの柱に～」観光政策審議会答申第45号、平成12年12月

9)安島博幸監修、国土総合研究機構観光まちづくり研究会編、『観光まちづくりのエンジニアリング』、学芸出版社、平成21年、p.144

10)国土交通省総合政策局観光部監修、『新たな観光まちづくりの挑戦』ぎょうせい、平成14年7月

- ウ. 観光バリアフリー化による高齢者等が旅行しやすい環境づくり
- エ. 外客の多様なニーズへの対応 訪日旅行者の促進のための戦略的な取組み
- オ. マナーやホスピタリティに関する国民全体の意識喚起
- カ. 長期滞在型旅行環境の整備及び長期滞在型旅行商品の開発等, 連続休暇の拡大・普及促進と長期滞在型の普及<sup>11)</sup>

これらは観光に関して国の施策の方向であり, 自治体の施策の柱になっている。

(2)観光まちづくりの方法

①観光まちづくりの基本

「観光まちづくり」は, 地域住民・地域資源・来訪者の調和ある発展にかかっている。その実現のために地域住民・地域資源・来訪者それぞれが地域社会を中心に考えることから始めるべきである。そして地域のリーダーが生まれる仕組みづくり, 「地域住民・地域資源・来訪者」の持続可能な, まちづくりとそれぞれを調和させる仕組みが必要である。

なお, 観光面から地域全体のことを将来にわたって考えることが「観光まちづくり」の基本である。具体的には「観

11)「21世紀初頭における観光振興方策～観光振興を国づくりの柱に～」観光政策審議会答申第45号, 平成12年12月  
 12)山口喜久男, 『全国アメニティ・ストリート完全研究』東済経済新報社, p.36を参考に作成

表1 観光地におけるニーズと「もてなし機能」の関連<sup>12)</sup>

観光地におけるニーズ	観光ニーズに必要な「もてなし」機能	具体的な方策, 方法
①美しいものを訪ねる (審美ニーズ) 景観探訪 世界遺産などを訪ねる	美しい自然環境, 芸術文化鑑賞, 博物館・美術館, 美しい夜景, 美しい街並み・建物の基準など	建築基準と協定, まちづくり協定条例, 博物館・美術館の整備 センスのあるストリートファニチュア, 美しい街並み
②文化・教養のニーズ	文化・鑑賞・表現・研修講座, まつりの鑑賞, 伝統文化鑑賞や体験	展示場, 公会堂, ホール, 文化センター, 多目的広場, 研修会開催
③創造・自己表現の楽しみ	創造・発表の機会, コンテストの開催, 展示機能, 野外劇場	スケッチ, 写真コンテストなどのイベント, 発表会開催
④ふれあい・情報交流ニーズ	情報交換, コミュニティ活動への参加	研究交流会, 案内板, タウン誌, プレイガイド, 縁日, 祭り, 交流会の開催
⑤スポーツ健康	スポーツ施設, 野外活動施設, レクリエーション, 健康教室, スポーツ健康の啓発機能	スポーツ大会, スポーツ施設の開放, 温泉プール, 遊園地など
⑥安らぎ・自然探訪の楽しみ	安らぎ, 自然探訪, 散歩探訪, レクリエーション, 霊園公園, 花いっぱい, 花見観賞	温泉, 自然遊歩道, 広場, 噴水, 人工の小川, 緑地, 樹木, 休養林 歩行者天国, ベンチ, 休憩所
⑦ファッション・流行体験	見る, 身に着ける, ファッションにより自己表現, フェスティバル	ショールーム, 催事場, 景観良い道, ファッション道路, 着物の日等
⑧社交, 交流, 公務, 研修等	結婚式, 法事, 祝賀会, 同窓会, 学会, 交流イベント等	ホテル, 会館, 貸会議場, 結婚式場, パーティー開設, 酒場
⑨エロスのニーズ ギャンブル	バー, キャバレー, 深夜スタジオ, パチンコ, 場外馬券売り場, 競輪, 競馬, 競艇	(これまで, 観光地には多く教育的環境としては問題視されている)
⑩飲食・ショッピング	食べる, 飲む, 買う, 眺める, 探す, まち歩き, ショッピング	デパート, 専門店, ショッピングセンター, 市場, バザール, 買い物広場

光ニーズに必要な『もてなし』機能」を充実することがその内容である。

## ②観光客のニーズに対応する様々な機能

観光地における人々のニーズは多様であり、それらに対応する「もてなしの機能」もあらゆる側面が考えられる。その全体的なものとして次のような項目を挙げることができる。

- ア. 美しい環境づくり
- イ. 芸術文化など感動の場面づくり
- ウ. 文化的な側面に関した生涯学習の機会の充実
- エ. 自己表現できる機会
- オ. まつりや地域イベントなどの開催
- カ. スポーツ, 健康, レクリエーションの機会の充実
- キ. 日常生活のなかでの行事, 交流イベント等の開催
- ク. 飲食, ショッピング等の魅力づくりなど

これらは『観光まちづくり』における主要な手法ということができる。

## ③市民の活動としての方法「もてなし」と具体的な方策

観光まちづくりには、ハードもソフトも含む総合的な活動であるが、市民として幅広く参画を求められる活動が少なくない。そこでこれらの関連を、前ページの表1のようにまとめてみた。観光地におけるニーズに対して、必要な「もてなし機能」と、さらにそのために効果をあげられると思われる具体的な方策を列挙したものである。

各項目は、キーワードのみを表記した。「⑨エロスのニーズ・ギャンプル」については、いわゆる風俗歓楽街の傾向があり、男性たちの歓楽街といった古い観光地のイメージが残る。当然、風紀上好ましくない環境になりがちである。しかし、観光地における人々のニーズは、単一にあるわけではなく、複合的なものになっている。

## 4. 観光まちづくりの現状と課題

### (1)観光まちづくりの担い手

観光行政に携わるスタッフはもちろんのこと、まちをあげて「もてなしの風土」を創ることが、観光まちづくりの第一歩である。そのために特に期待されるのは観光まちづくりに関わるボランティアの活動である。観光立国を謳っているわが国は、ホテル、旅館等でサービスの第一線で働く人、バスやタクシー等の交通機関等で働く人、観光施設で働く人は、もちろんあらゆる分野の人々がもてなしの力を発揮することが求められる。なかでもガイドボランティアは、街の歴史や文化遺産を案内するだけでなく観光客のニーズに臨機応変に対応できる力量を発揮する必要がある。

さらに、「旅のもてなしプロデューサー」,「まちづくりコーディネーター」,「地域アニメーター」など、まちづくりの現場で活動する人々が、これからの観光まちづくりの主要な役割を果たすことが期待される。そのためにも、観光の担い手が、より幅広い領域について知識を有していることが求められる。もちろん、そのためには体系的、継続的な研修が不可欠である。<sup>13)</sup>

### (2)観光まちづくりの様々な形態

「観光まちづくり」は、総合的なものではあるが、重点のおき方によっては様々な形態の観光が推進される。現在各地で展開されている中で、ニューツーリズムと呼ばれる次のような観光が注目されている。

#### ①産業観光

歴史的文化的価値のある産業遺産, 先端技術を誇る工場, 伝統工芸の工房などを訪れる観光。文化庁は、重要文化財として「近代化遺産」部門を新設した。

宮崎県綾町は、「産業観光」のまちづくりに取り組み、「住みよいまちを作ることが優れた観光地になる」という考えで、自然環境の保全と産業振興のバランスをとれたまちづくりを実践している。例えば、照葉樹林という自然の恵みを活かし、その独自の文化を継承し、伝統工芸品制作による「手づくりの里」を展開しており、全国各地から若手工芸家が参集し、定住するなど、交流により活性化を図っている。

#### ②人間観光

まちを訪ねて歴史上の人物のゆかりの地を訪ねるとか、地域の偉人、有名人に出会うことも旅の大きな楽しみである。地域が生み出した「人間」という資源価値で、これはまちの風景や、温泉などの地域資源を上回る価値を持っていると考えることもできる。

また、地域で活躍する人々に出会うことも旅の楽しみである。さらに旅先で、新しい自分に気付くこともある。景色や、温泉などでなく「ソフト」が魅力の旅もある。これは人間との交流が目的となるものである。そのために特別にイベントはしなくても人が訪れるまちといっても良い。「坂本龍馬のゆかりの地」や、現代の「子ほめ条例のまち」などは、その意味では人間観光ともいえよう。

#### ③生活観光

従来の観光は、東京ディズニーランドに見るように、非日常体験を楽しむことが主流であった。最近では日常生活

13) 福留強, 『まちづくりボランティア』, ブックハウスジャパン, 平成13年9月

のすばらしさを味わう楽しみが人気をよんでいる。歴史のある暮らしの奥深さや住まいの美しさ、平凡な生活の中に存在する文化や伝統などを観るもの、また普段の姿でもてなしの力を育てる地域の高まりなどを期待する観光である。このように今、観光まちづくりの潮流は、生活観光に向かっていると思われる。

#### ④芸術観光

観光の最大の感動は、文化遺産に出会えるということもある。ヨーロッパの観光の多くは芸術文化に触れることであろう。パリ、ローマ、フィレンツェなどを訪ねる観光は、芸術文化に触れる旅といっても良いであろう。わが国は世界的にもっとも博物館や芸術文化ホールの多い国といわれている。したがって、芸術観光の振興には、もっとも可能性が高いと考えられる。

#### ⑤医療観光

医療の国際化を迎え、高い技術や医療費の安さを求めて海外の医療機関を受診するツーリズム「医療観光」がアジアを中心に広がりつつある。日本でも受け入れを模索する病院や自治体が目だって増えている。

#### ⑥エコツーリズム

自然環境資源を保持しながら、風景の鑑賞や野生の動植物の観察など、自然に親しむ、自然から学ぶことを楽しむ観光である。「環境と調和した観光」を目指し、その経済社会的効果を生むことによって地域振興につなげてゆくというものである。<sup>14)</sup>

#### ⑦グリーンツーリズム

自然体験や農業体験などを組み合わせた滞在型の観光で、教育面だけでなく都市と農村との交流による交流人口の拡大などに効果をあげている。過疎地の活性化方策として効果をあげている例が多い。

#### ⑧ワインツーリズム

ワインの産地を散策しながら、自然や地元の酒・料理を味わう観光で、山梨県甲州市などにその活動の活発な事例が見られる。

#### ⑨生涯学習観光

生涯学習宣言都市など学習活動を目玉にしたまちづくり。市民大学、子ほめ条例のまちなど多くの人々が訪れるようになっているまち。いわば生涯学習観光とでも呼べるようである。

#### ⑩小村観光

人口1万にも満たない小さな村の、村おこしを中心とした様々な仕掛けを売り物にした観光。過疎地でありながらさまざまな工夫で克服しているまちが多い。

#### ⑪スポーツ健康観光（ヘルスツーリズム）

スポーツレクリエーションを目的とした観光である。ゴルフ、マリンスポーツ、スキーなどを目的とした観光が考えられる。まちづくりの視点では、プロ野球やサッカーなどのキャンプ地などもまちづくり手法といえる。

#### ⑫その他の観光、フィルムツーリズムなど

テレビや映画ドラマの人気にあやかってロケ地めぐり観光がブームになっている。そのためにロケを誘致し、観光客を増やそうと企図する自治体も増えている。

## 5. 生涯学習としての市民の観光への取組み

### (1)地域の「光」に関わる様々な手段

「観光地」は、「温泉地」という概念が定着しているが、それらがなければ観光地ではないということはない。冒頭に述べた通り「観光は国の光を、心をこめてみせる。誇らしく示すこと」であり、日常生活を誇らしく示せるように高めることでもある。したがって、市民の「観光に関わる場面」はかぎりなく広い。これからの観光地は、地域のハード、ソフトなどすべてに個性が輝いていることが最も重要である。

地域の「光」に関わる様々な手段として、市民による地域資源について次のような5つの活動が考えられる。これらの活動は、まちづくりにおいては地域の実態を把握するために最も一般的で初歩的な活動であり、子どもから高齢者に至るまで、誰でも関わるといえることに特色がある。さらに、多くの観光客が訪れるまちは、「ソフトづくり」に成功しているまちが多いということも共通している。

#### ①探す活動 観光資源を探すこと

地域の特色が、観光まちづくりのセールスポイントとなる。自然、環境景観、歴史遺産、温泉など、日本の観光地には、これらをうまく活用しているという共通項がある。地域資源を探す活動は、市民の学習活動としても、世代を超えて多様な展開例がある。歴史発見、地域のマップづくり、人物発見など、具体的な活動としてはきわめて初期的な、基本的な活動である。

#### ②調べる活動 地域資源を調べること

資源については、観光の視点から、自然的観光資源と社会的・歴史的観光資源に分類する例が多い。日本アルプスや屋久島を訪問するような大自然を満喫する観光と、奈良や京都、鎌倉など歴史的な資源を訪ねる観光もある。観光資源は、観光対象とするものに限定されがちであるが、広義の観光では、生活資源を含むものである。

14)前田勇「観光と環境」(『現代観光総論』),学文社,平成7年, p.79

表2は、「観光資源分類の例」としてまとめたものである。

表2 観光資源分類の例<sup>15)</sup>

資源分類	内 容
自然的資源	(1)天然資源 ①風景 ②温泉 ③動植物・野生生物 (2)天然現象 ①気候・風土 ②気象 ③自然現象 ④天体観測
文化的(人文的)資源	(1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)民俗文化財 (4)史跡 (5)名勝 (6)天然記念物 (7)伝統的建造物群 (8)歴史的風土 (9)風土記の丘 (10)歴史的港湾環境
社会的資源	(1)有形社会資源 ①都市 ②都市公園 ③教育・社会・文化施設 ④テーマパーク等 (2)無形社会資源 ①人情・風俗・民話・行事等 ②国民性・民族性 ③衣食住・生活 ④芸術・芸道・芸能・スポーツ
産業的資源	(1)工場施設 (2)観光農林業 (3)観光牧場 (4)観光漁業 (5)展示施設

③推理する活動

地域資源について、その成り立ちや過去未来を推理することも必要である。これらの活動は、過去を知り新たな展開のために、また地域資源を推定し、その目標を達成する計画を考えるためにも必要である。

④整理する活動

地域を観察し、あらゆる情報を整理して、体系化したり特色を強調するなど、多くの情報をまとめた結果、新たな事柄を発見することがある。「名瀬市なぜキョラ塾」が、奄美大島のつむぎに関するデータを整理し、マップを作成する過程で新しい事実を発見するなど、まちづくりに影響したことがあった。

⑤創造する活動 地域に光が見当たらなければ、地域の宝を創造する。

雪だけは多いというまちが、「雪合戦発祥の地」を全国に先駆けて名乗り、イベントを実施して既成事実をつくった例がある。上記の①～④までの成果として、地域の「宝」が生まれる例も少なくない。

これらの5つの項目は、いずれも市民の「まちづくりに関する学習活動」と基本的には同一のものである。また、これらの「観光」に関する学習活動は、学校教育や社会教

育の場面で、学習テーマ、教材としても効果的な学習課題になりうるもので、プログラム化することも必要である。

なお、「観光」に市民が総合的に取り組む「観光とまちづくり」の学習は、小学校の授業として展開している例も広がっている。まさに、観光まちづくりの推進は、「まちの光探し」の部分から学習を深めることが必要で、そこから始まるといっても良いものである。そのことが、地域を知り、地域を愛する、より良い市民づくりに資することに大きな効果が期待されるのである。

(2)観光に対する市民の取組み

①観光は総合的な営み

わが国が観光立国を宣言し、海外からの観光客を招き、経済の活性化を図るという政策は当然といってもいいが、基本的に観光を経済の立場からだけで振興するのは、きわめて短絡的過ぎると思われる。観光は、特定の観光業者等だけでなく全ての人々にとって有益であり、観光に関することは、あらゆる学習活動を伴うことから、人々の成長につながることを期待できると考えられる。

観光の「もてなし」のためには、個人の力を高めるとともに、組織全体、地域全体の力を総合的に高める必要がある。それは大きく、まちづくりにつながるものでもある。これはいわば、「もてなし力」ともいってもよい。なによりも「個人の高まり」は、生涯学習が基礎にあるものである。観光は総合的な営みであり、全ての市民の参画によるものなのである。

②生涯学習まちづくりとの関わり

観光まちづくりの活動は「生涯学習まちづくり」に含まれる活動である。

「生涯学習社会にふさわしいまちづくり」の視点として、ア. 時代の変化に対応した学習機会を整備する。イ. 自発的な学習活動を活性化し、それが社会生活の中で活用される環境づくりを進める。ウ. 教育・研究・文化・スポーツ施設と地域社会との連携・協力をすすめる。エ. 多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る、ことがあげられる。そのために、人々の生活にあわせて、教育・研究・文化・スポーツ施設を本格的に整備するとともに、美しい生活空間、学習に便利な公共交通体系など、関連する施設やサービスを整備し、学習しやすい学習援助体制の整備をおこなう。<sup>16)</sup>

地域住民の学習活動、芸術文化活動、スポーツ活動等を

15) 足場洋保、『観光資源論』、中央経済社、平成9年

16) 福留強、『生涯学習まちづくりの方法』、日常出版、p.36

活性化し、住民の地域社会への参加を促していくことは、地域の豊かな人間関係の形成、地域の活性化に役立ち、生き生きとした地域コミュニティの基盤形成を促進するものである。これらは生涯学習まちづくりをあらわしているものである。

### ③地域資源に関する市民の学習活動

次に、市民の活動を、地域資源に限定して（ハード事業を除く）「観光まちづくり」と「生涯学習まちづくり」について関連するキーワードを列挙してみる。いずれも地域に関わる活動である。そこで、実際に「地域資源に関する学習活動」として、対比してみると、2つのまちづくりは、ほぼ同じ活動を要するものであることがわかる。2つのまちづくりは、いずれも「地域の魅力づくり」「人材の養成・活用」などを通じた地域の活性化は、共通した目標であり活動である。<sup>17)</sup>

### ④「観光」はまちづくりの中心的な課題

「観光まちづくり」の推進にとって、最も基本になるものは、「もてなし力」の醸成である。そのためには、市民が自らを高めるための学習し、市民性を高める生涯学習が前提にある。その意味では、市民の学習から始まって「何もないところから創り上げる」という市民活動が期待されるのである。近年、鹿児島県隼人町「嘉例川駅」<sup>17)</sup>の取組みや、「日本人は魚を食え in 東京タワー」を実践した佐伯市のイベントなどは、生涯学習の推進から観光の効果をあげた例である。<sup>18)</sup>

### ⑤「生涯学習まちづくり」と「観光まちづくり」の活動内容

次に「生涯学習まちづくり」と「観光まちづくり」について、それぞれの施策・活動の主要な要素を列挙してみる。それらの項目に2つのまちづくりは、現場でいかなるキーワードが考えられるのかを、表4に列挙してみた。2つの対比からみると、ほぼ同様なことが行われているということが認識される。

### まとめ

施策例から2つのまちづくりを対比してみると、次のような視点が明らかにされる。

- ①まちづくりの目標については、人々の生活の向上と、個人の人間形成・向上は、共通している。「観光まちづくり」は、最終的には「観光」が主であり経済の活性化が強調されているものである。
- ②観光は、最終的には経済的な効果が重視される。生涯学

17) 福留強「生涯学習まちづくりの推進方策に関する考察～市民活動を促進するための、行政による効果的支援の取り組み」、聖徳大学生涯学習研究所紀要「生涯学習研究第7号」、平成21年3月

18) 大分県佐伯市漁業従事者を中心に、佐伯市の観光、漁業の振興、寿司のまち振興などを目指して、平成22年11月21日東京タワーにおいて「日本人は魚を食え in 東京タワー」を開催し、話題を呼んだ。きっかけはリーダーたちの学習からであった。

表3 地域資源に関する市民の学習活動

	観光まちづくり	生涯学習まちづくり	事例等
目的	観光をまちづくりの中心とする施策。市民運動推進により観光振興を図る。地域の魅力と、もてなし力づくりで観光の振興を図る。	まち全体が生涯学習できる環境をつくる。生涯学習の振興により地域の魅力を創り人間形成とコミュニティ形成・地域活性化を図る。	人材の養成活用、地域の魅力づくりと活性化は共通
①探す	地域資源（観光資源）を調査する。地域の「宝（魅力）さがし」の学習	地域資源を調査する（人材、教材）地域の「宝さがし」の学習	マップづくり
②調べる	地域実態の把握調査（環境景観資源）市民の動向、観光客の嗜好調査観光地の環境容量	地域実態の把握調査 他の事象との関連を調査 地域資源の活用方策の調査	意識調査等
③推理する	地域資源に関する起源、原因、背景などについて推理 将来予測等推理	地域資源に関する起源、原因、背景などについて推理 将来予測	研究会
④整理する	地域の資源を整理し活用を促進する。地域資源を整理分類したり、解説したりする。 関連資源のネットワーク	地域の資源を整理し活用を促進する地域資源を整理分類し解説する。関連資源のネットワークを構築	解説資料作成
⑤創造する	地域資源がなければ、新しい分野を創造し定着させる。 名所、名産、名物などを創る。	地域資源がなければ、新しい分野を創造し定着させる。 名所、名産、名物、名人等養成	イベントの蓄積、名所、名物、名産、名所など

表4 「生涯学習まちづくり」と「観光まちづくり」の活動内容と施策例

	生涯学習まちづくり	観光まちづくり
目的 施策・活動野例	・学習を通じて地域コミュニティの形成と活性化 ・自己の充実・啓発と生活の向上	・人々の交流・観光を通じて地域の見直しと、もてなし力と経済の活性化 ・自己の充実・啓発と生活の向上
地域資源	地域資源の発見と学習 学習資源として活用	地域資源の発見と学習 観光資源として活用
地域全体のもてなし機能の醸成	市民道徳 市民性の向上	もてなしに関する研修 市民道徳 もてなしの視点で環境を見直す
施設（ハード）の整備	学習施設の整備（公民館，図書館，博物館，生涯学習センター等）	宿泊施設（ホテル・旅館・民宿等）・都市施設の整備
学習機会の整備	まちづくり市民大学等の開設	もてなしに関する研修会 地域のガイドに関する研究・研修
人的体制の整備	まちづくりボランティア（地域アニメーター，まちづくりコーディネーター）養成，推進組織の設置	ガイドボランティアの養成 旅のもてなしプロデューサー 旅程管理主任者等
美しい環境づくり	花いっぱい運動，環境美化などは市民活動の主要な分野である	街並み，清潔な生活空間づくり
情報提供・相談	学習情報の提供相談 地域ガイド等に関する研修，活動	情報センター・観光ビューロー 観光ガイドブック，パンフレット作成
飲食サービス	特産品の開発・研究 もてなしとして飲食等の研究研修	特産品の開発，サービスの研究・実践
交通基盤の整備	安全で美しい道路など市民ボランティア活動の充実	交通基盤の整備，サービスの向上
土産特産品づくり	特産品の研究・開発（学習）	特産品の研究・開発（学習），販売

習は、そのための研究や姿勢さらに環境醸成のための市民運動など、内容・方法の研修に重点が考えられる。いわば総合的なもてなし力の向上を目指す市民運動が、具体的な展開になるとと思われる。

- ③観光の推進は、実際は観光業者を中心とする狭い領域で行われている。しかし基礎になる地域資源の利活用や、地域のもてなしなどは、市民による総合的な学習が不可欠である。
- ④今後の観光立国の取組みとしては、あらゆる領域の観光を振興させる必要がある。これは個人のもてなし力の向上はもとより、ホテル、サービス機関のもてなし力、まちをあげて、快適環境づくりなど、まち全体としてのもてなし力の向上など総合的な取組みを意味している。
- ⑤「観光まちづくり」は、「生涯学習まちづくり」の活動の一環として存在していることを確認する。そこで、そのためには、「観光」への取組みを市民の学習に位置づける

必要がある。それは市民の自主的な学習を通じて地域への参画を促進することになる。

- ⑥「観光まちづくり」は、取組みとして「生涯学習まちづくり」と同義語である。したがって、生涯学習まちづくりの考え方、手法が、観光まちづくりの手法として工夫改善して取り入れることを考える必要がある。さらにより具体的で効果のある手法を改善工夫していくことが必要である。
- ⑦今後の生涯学習の推進にあたって、「観光まちづくり」を重視することが、生涯学習振興にとっても効果があるといえる。

# 生涯学習における「癒し」研究の展望

西村 美東士

## はじめに—本研究の目的

筆者は、生涯学習等の自己決定活動について、人びとを癒されない状態に追い込む「上下同質競争社会」において、癒しを提供する「水平異質交流」を生み出していると指摘した<sup>1)</sup>。その視点から、偶発的学習による態度変容の支援や、空白のプログラムの設定の意義を論じた。

また、社会化支援については、支援理念の変遷を検討することによって、個人化と二項対立的にとらえることの問題点を指摘し、個人化支援と統合された社会化支援理念形成の必要性を論じた<sup>2)</sup>。

しかし、生涯教育研究の観点からは、偶発的な癒しを期待するだけでなく、学習目標の設定とその達成のための癒しの提供を含めた効果的な支援のあり方を明らかにする必要がある。そのためには、「社会化」、「個人化」、「癒し」の三者の関連を明らかにする新たな視点が必要と考えたい。

本研究では、社会化を「社会的能力」の獲得過程、個人化を「個人的能力」の獲得過程としてとらえ、いずれもが、「癒し」を経て、もう一方の過程に移行するものと仮定し、その妥当性を確かめたい。

社会化を進めたのち、「社会との窓」を閉鎖する「癒し」による自己の原点への回帰を経て個人化に移行し、個人化を進めたのち、再び、心のふれあいなどの人間の素朴な原点への回帰を経て、社会との「窓」を開放する社会化に移行するものと考ええる。

生涯学習が個人の充実とともに、地域での学びあい、支えあいを進めるものであるとすれば、このように、両者の結節点として「癒し」が仲介していると考えすることは、生涯教育実践の視点からは、当然のこととしてとらえられよう。

ここで、「癒し」とは、疲弊した心が回復して元に戻ることであり、「原点回帰」とは、人間がもともと持っている悲しみや喜びなどの、素朴で素直な人間の原点にふれ、自分自身の懐かしいオリジンに立ち戻るものと考ええる。

現代社会に生きていて忘れがちな自己の人間としての原点を取り戻し、人間でよかったと思える機会として、生涯学習のもつ癒し機能は重要と考える。

たとえば、子育てにおいては、親の個人としての充実や、社会性の伸長だけでなく、子とのふれあいや子育て仲間との心の交流による「原点回帰」が日常的に行われていると考える。また、青少年の交友関係においては、“同一化によるピアコンセプト（同輩意識）の形成（社会化）→それとは異なる自己の発見によるピアコンセプトからの脱却（個人化）→シフトアップした社会化”といった「進展」と、その節々の時点で、彼ら一人一人の「心の居場所」での個人の自由時間（課題のない時間）等における「回帰」とが連続的に生じていると考える。

癒しの機能については、“①エスケープ：ストレスサー<sup>3)</sup>からの緊急避難、②オリジン：子ども心や原風景の回復等による自己確認、③ネットワーク：人的交流による心のふれあい”の3種類が考えられる<sup>4)</sup>。①の癒しは「社会との

1) 西村美東士『癒しの生涯学習—ネットワークのあじわい方とはぐくみ方』, 学文社, p.9, 1997年。

2) 西村美東士『現代青少年に関わる諸問題とその支援理念の変遷—社会化をめぐる青少年問題文献分析』, 科学研究費基盤研究(C) (課題番号17530588) 研究成果報告書, 2007年。

3) 生理学において、ストレスサーとは、ストレスを生物に与える何らかの刺激のことであり、主に物質的な刺激を指す。心理的ストレスサーとしては、怒り、緊張、不安、喪失といったものがあるが、多義的であり、定義は一様ではない。生涯学習においては、学習には各種の緊張が伴うという意味でストレスサーになりうるとともに、失恋などの心理的ストレスサーを受けた女性が、習い事などの生涯学習活動に逃げ込むなどの「エスケープ効果」を指摘することができる。

4) 西村美東士「癒しと生涯学習」, 日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』, 2008年。そこでは、オリジンを「原点復帰」として位置付けたが、本稿では「自己確認」と改め、エスケープとネットワークを合わせて、3類型ともに「原点回帰機能」をもつものとした。

窓の閉鎖」による個人化進展の契機に、③の癒しは「社会との窓の開放」による社会化進展の契機になると考える。そして、②の癒しについては、「社会との窓の開閉」のいずれにも関わると考えたい。本研究では、各機能のもつ「原点回帰」に関する特徴を明らかにしたい。なお、①のエスケープについては、嗜癖や集団への同化等によるものも含まれよう。

「癒し」については、生涯学習活動のなかに普通に見られるにもかかわらず、これまでほとんど研究の対象とされてこなかった。本研究によって、学習者の個人化、社会化の発展過程に対する癒しの効果について類型別に整理し、各類型に対応した支援方法を明らかにしたい。

本研究目的のため、本稿前半では、筆者のこれまでの主として社会化支援研究において得た視点を、「癒し」と結びつけて考察する。その視点とは、「社会化」の対概念として「個人化」を設定し、後者を「社会化」のための不可欠の要素としてとらえるものである。

「個人化」については、生涯教育学の周辺領域においては、次のような先行研究が挙げられる。

柴野昌山は、「積極的な個人本位」の可能性もあるが、「個性や個人差の強調」が、「情緒的で矮小化された私的自己本位的性格を帯びる」と述べている<sup>5)</sup>。宮本みち子は、「(若者の職業の)自己選択・自己責任」については、「ライフコースの個人化と問題解決の私化」と同様の問題を抱えており、「何がやりたいことなのかを自問自答するなかからは、やりたいものをみつけることはむずかしい」と述べている<sup>6)</sup>。坂口緑は、「自分が好きに決めればいい」、「他の人に迷惑をかけなければいい」という道徳律しか個人を縛るものがなくなり、その結果、さまざまな選択が容易に自分の好みの問題にすり替わってしまうと述べている<sup>7)</sup>。

このように、「個人化」は、一般には、ギデンズ (Giddens, A.) の指摘した「個人化の進行が、個人のあり方を根本的な不安にさらす<sup>8)</sup>」という指摘の延長上で議論されてきたといえよう。

これに対して、これまで教育が追求してきた「個性重視」などの成果と課題を的確に捉えるためには、「個人化」を「社会化」と一対のものとしてとらえる新たな視点が必要と考える。本稿前半では、これらの視点を「癒しによる原点回帰機能」と結びつけて検討することによって、個人の生涯における発展のプロセスモデルを設定する。

本稿後半では、前半で設定したプロセスモデルに基づいて、癒しの機能について類型の設定を試み、個人の癒しニーズのタイプに対応した社会化支援のあり方について検討する。

## 1. 生涯教育学（主として社会化支援研究）の視点からのアプローチの方法

### 1.1 「持続可能な社会」の形成者として必要な能力と資質

経済協力開発機構 (OECD) が 1997 年から組織したプロジェクト DeSeCo (デセコ, Definition and Selection of Competencies: Theoretical and Conceptual Foundations) は、キー・コンピテンシーについて、“① Use tools interactively (e.g. language, technology): 個人が「道具」(言語を含む) を効果的に用いてその環境と相互作用する、② Interact in heterogeneous groups: 他者との関係をうまくつくり、異質な集団で交流する、③ Act autonomously: 自分の生活や人生について責任をもって管理、運営するとともに、これを社会的背景の中に位置づけ、自律的に活動する”という趣旨の 3 つの広域カテゴリーを設定している。本稿では、同カテゴリーについて、社会的能力の育成の観点から、①資源活用、②異質交流、③自律参画と呼ぶことにした。DeSeCo も指摘するように、これらは「持続可能な社会」の形成のために必要な能力と考えられる。

しかし、その後の関連研究においても、各カテゴリーを

5) 柴野昌山『しつけの社会学—社会化と社会統制』, 世界思想社, pp.15-16, 1989年。柴野は、ブルーマーらの相互作用論について、その観点に基づくしつけにおいては、しつけ手は相互作用の一方の当事者としての作用主体であり、しつけの対象となる青少年も、しつけに対する反応主体またはネゴシエーションの一方の当事者であるとしている。同時に柴野は、「個性や個人差の強調」が、「積極的な個人本位」ではなく、「情緒的で矮小化された私的自己本位的性格を帯びる」と指摘する。彼は、著の最後で「近代化のジレンマと現代のアノミー」として、社会化にとっての「あまりにも大きな課題」としている。なぜならば、「望ましいしつけ方略やしつけ対策が科学的洞察によってあみ出されたとしても、所詮それらは社会統制の一端をになう作為として立ち現れる」からであるとしている。

6) 宮本みち子『若者が<社会的弱者>に転落する』, 洋泉社, p.81, 2002年。

7) 坂口緑「個人化のすすむ現代社会」, 生涯学習研究 e 事典, 2008年。

8) Giddens, A., *The Third Way: the Renewal of Social Democracy*, Polity Press, 1998. 佐和隆光訳『第三の道—効率と公正の新たな同盟』, 日本経済新聞社, pp.67-71, 1999年。ギデンズ (Giddens, A.) は、近代市民社会の成立による個人の解放とは別の意味での、新しい「個人化」の進行を指摘し、そこでは、個人が社会的帰属集団などとの関係においてではなく、個人それ自体としてとらえられるようになり、個人それ自体が社会や制度を構成する「制度化された個人主義」に至るとする。そして、個人の自己選択が再帰的に求められるこのような社会について、個人のあり方を根本的な不安にさらすことになると指摘した。

形成する能力構造が必ずしも十分に明らかにされているとはいえない。また、それらの能力獲得の基礎となり、あるいは、各能力を使って3カテゴリーを実現するために必要な資質の内実についても明らかではない。

資質とは「生まれつきの性質や才能」であって、向上したり、ましてや「向上させたり」できるものではない。本研究でいう「原点」に匹敵するものである。しかし、社会的能力の育成の観点からいえば、関連する各能力を統合的に発揮するための能力、すなわち「メタ能力」の獲得があって、キー・コンピテンシーの3カテゴリーが実現するものと考えられる。そして、単に社会的能力を獲得し続けるだけでなく、「原点回帰」による自己のシフトアップを伴ってこそ、各能力を使いこなす「メタ能力」を獲得できると考えるのである。

本研究では、個々の社会的・個人的能力獲得とともに、「癒し」による「原点回帰」を経て、「自己」そのものが充実し、メタ能力の獲得にいたるものと考えられる。このようなプロセスへの支援によって、「持続可能な社会」の形成者としての育成が可能になると考える。以上から、本研究では、キー・コンピテンシーと原点回帰の関係を図1のようにとらえたい。

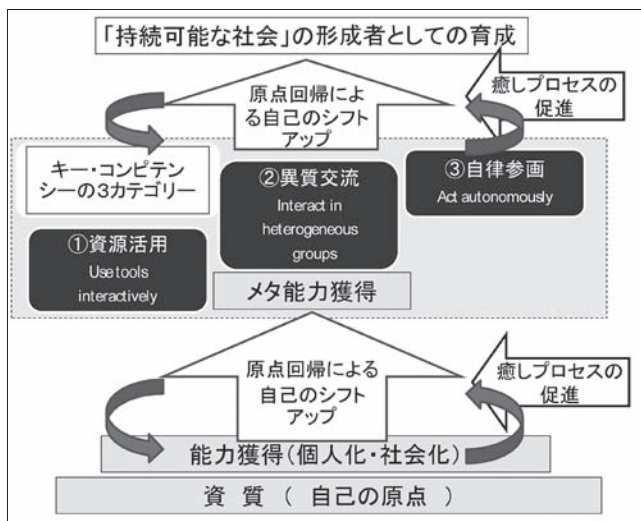


図1 キー・コンピテンシーと原点回帰の関係

### 1.2 個人化、社会化、原点回帰のプロセスモデルの設定

教育基本法では、教育の目的について、①「人格の完成を目指し」、②「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」、③「心身ともに健康な国民の育成」と定めている。生涯教育においても、①に関わって「個人の充実」が、②に関わって「地域での学びあい、支えあい」が目的とされていると考えることができる。

本研究の観点からは、①を個人化、②を社会化としてと

らえたい。これらの過程と原点回帰の過程とを一体的に明らかにすることによって、その望ましい「促進」の方法を提示できると考える。

先述の通り、「社会化」とは、社会形成者の一員として生きていくために必要な能力を身につける過程、「個人化」とは、個人として生きていくために必要な能力を身につける過程、「原点回帰」とは、人間としてもともと持っている感情や情緒を取り戻す過程とすると、図2のように、これらが個人のなかでは相互に関連して進行するものとしてとらえることができる。

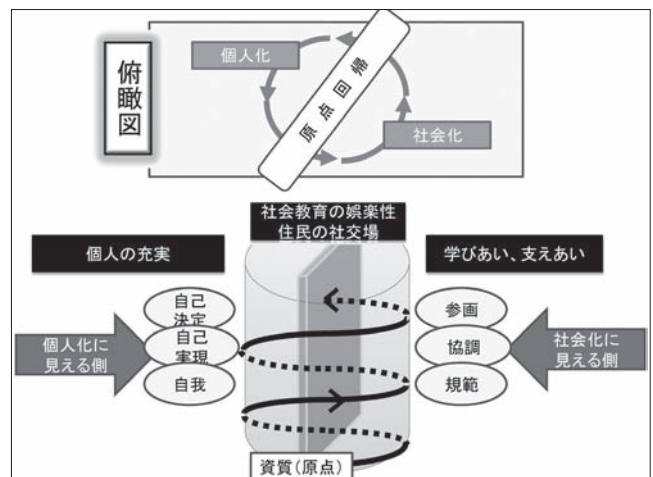


図2 個人化・社会化・原点回帰のプロセスモデル

図2で、生涯学習における「個人の充実」に注目した場合、自己実現などの個人化の側面を見ることができる。地域における「学びあい、支えあい」に注目した場合、社会参画能力の獲得などの社会化の側面を見ることができる。そして、戦後の社会教育・公民館研究の時点から指摘され、現在も体験的に実感される「社会教育の娯楽性」や「住民の社交場」としての視点から見ると、そこに「癒し」の側面を見ることができる。

生涯学習における個人化、社会化、癒しの過程をそれぞれの視点からしか見ない場合、一面は追跡することができても、「遮断板」を越えたあとは見ることができない。次に見えるのは、最後の観察時点とは断絶したシフトアップされた時点からであると考えられる。そのため、断続的な観察しかできない。

これに対して、これらを一連のプロセスとして見るならば、図2の「俯瞰図」に示したように、原点回帰による「自己の充実」を含めて連続的に観察することができよう。

### 1.3 進展+回帰=促進

これまでの生涯教育学研究では、一般に、個性の伸長や

社会性の涵養など、「進展＝促進」が自明の前提として論じられてきた。そのため、図2円筒の右端や左端への「進展」のみが「個人化・社会化」を促進すると考えられ、プログラム化されていたが、これは加速のスピードを低下させていると考える。人々の「癒し」へのニーズの高まり、「居場所」の再認識などの動向を見ると、個人の成長プロセスにおける「原点への回帰」の効果の明確化が求められているといえる。

このことから、「進展＝促進」ではなく、「進展＋回帰＝促進」ととらえる方が妥当な見解のように思える。そのような事実報告は広く見出すことができる。しかし、研究面では、「休憩効果」などの一部の調査結果は公表されているが、これを生涯教育学研究の視点から検討した例は見ることができない。

これと同様の方向性をもつ知見としては、道教の唱える「無為自然」、マズローが晩年に提唱した「自己超越」（「自己実現欲求」を超える次元のもの。達成できるのは、人口の約2%としている）などが挙げられる。いずれも、仮説モデルとして提起されていたが、妥当なモデルを提起していたのだと評価できる<sup>9)</sup>。

本研究では、生涯学習の人的交流がもつ癒し効果に注目し、これによる個人の「原点回帰」を、「普遍的成長プロセス」の一環としてとらえ、2%の「自己超越」のようなレアケースとしてではなく、これを「普遍的個人化・社会化モデル」として設定したい。

#### 1.4 これまでの研究の問題点

青少年教育においては、個人としての充実への支援とともに、望ましい社会化を支援するための方策が講じられてきた。しかし、筆者の研究成果からは、次の問題が導かれている<sup>10)</sup>。

- ①社会の求める「社会化」と、青少年の求める「個人化」との間の矛盾が明らかになっているとはいえない。
- ②「個性を尊重する教育」に関しては、「個人化支援」という視点からの検討がなされていなかったため、不十分な結果に終わっている。

また、親についても、社会性等の面において多様な問題点があり、それが学校教育、青少年教育等の青少年支援の実践における重大な阻害要因になっていることが指摘されている。しかし、親の社会化支援については、次の点で研究が進められなかったため、無力感やあきらめが支配的になりがちであったと考える。

- ①親の個人化と社会化の相互の関連が明らかになっていない。
- ②子育て支援及び子育てまちづくりの研究において、親の個人化・社会化過程が十分には明らかになっていない。
- ③「個人完結型子育て観」から「社会開放型子育て観」への発展過程<sup>11)</sup>が十分には明らかになっていない。

これらの点については、前掲図に示したプロセスモデルに基づき、子育て活動における「癒し」の「原点回帰」としての機能をも含めた検討が必要であると考ええる。

生涯教育がめざす社会化支援にとって、個人化の問題点を指摘する研究は多くあるが、個人化の正機能を分析した研究はほかにない。また、逆に、「居場所」研究などにおいては、社会化に関わる教育目標そのものまでをも否定的にとらえてしまう研究（田中治彦他『子ども・若者の居場所の構想－「教育」から「関わりの場」へ』学陽書房、2001年など）が散見される。

現在、社会的には、青少年の社会参画促進や親の参画による子育てまちづくり活動の重要性が指摘されている。そのためには、青少年と親の生涯学習活動における社会化、個人化及び原点回帰プロセスを踏まえた明確な教育目標に基づく効果的な支援の内容と方法を明らかにする必要があると考える。

#### 1.5 教育的価値から見た個人化、社会化、癒し

ここで、個人化とは、「たんに自己実現のことではないか」、または逆に「結局は孤立化につながるのではないか」という疑義が生じうる。社会化や癒しについても、マイナス面が指摘できよう。そこで、教育的価値から見た個人化、社会化、癒しのプラス面とマイナス面について、表1のとおり整理しておきたい。

表1 教育的価値から見た個人化、社会化、癒し

	プラス	マイナス
個人化	自己実現	反社会的傾向 孤立
社会化	社会参画	反社会的適応 個性埋没型適応
癒し	資質の向上	発展からの逃避

9) 文献研究については、別途詳しく検討して、発表する予定である。

10) 前掲『現代青少年に関わる諸問題とその支援理念の変遷－社会化をめぐる青少年問題文献分析』。

11) 西村美東士「参画型子育てまちづくりから見た社会開放型子育て支援研究の展望」、私立大学学術研究高度化推進事業社会連携研究推進事業（研究代表者 松島鈞）『連鎖的参画による子育てのまちづくりに関する開発的研究平成17～21年度研究集録』、2009年。

本研究で、「進展+回帰=促進」という場合、「進展」については、教育的価値から見ればマイナスの側面もあることに注意したい。「促進」の立場からは、当然、それぞれのプラス面を拡大し、マイナス面を縮小する必要がある。

青少年の個人化と社会化の進展と不全について整理した結果を図3に示す。

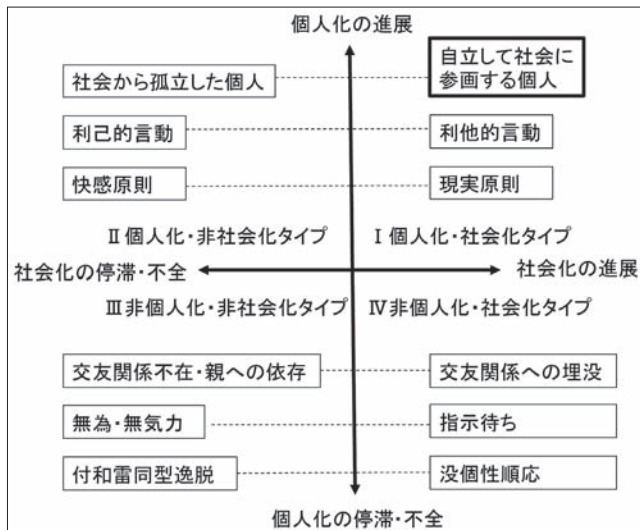


図3 青少年の個人化と社会化の進展と不全

教育的価値の視点からは、図3の右上に示した「自立して社会に参画する個人」が究極の人間像であると考えられる。そこでは、社会化と個人化がともに達成されるものと考えられる。本研究では、その人間像に至るまでの過程において、癒しによる「原点回帰」がどのような効果をもつかを明らかにしたい。

## 2. 癒し志向の類型的理解

### 2.1 癒し志向の類型

癒し志向の類型によって、効果的な支援の内容、方法も異なるものと考えられる。そこで、癒し志向の尺度を設定するため、次の調査を実施した。

生涯教育文化学科在籍者の62名のうち46名から回答を得た(集合法, 5件法, 回収率77.4%, 2010年12月)。分析対象項目については、欠損値はなかった。

分析は次の通り行った。

まず、当初の28項目の平均値、標準偏差を算出した。そのうち、フロア項目の見られた項目はなかったが、天井効果の見られた16項目に及び、これを以降の分析から除外した。

次に、残りの12項目について、主因子法による因子分析を行った。固定値の変化は、4.800, 1.701, 1.469, 1.059, 0.699, というものであり、項目の少なさから、2因子構造

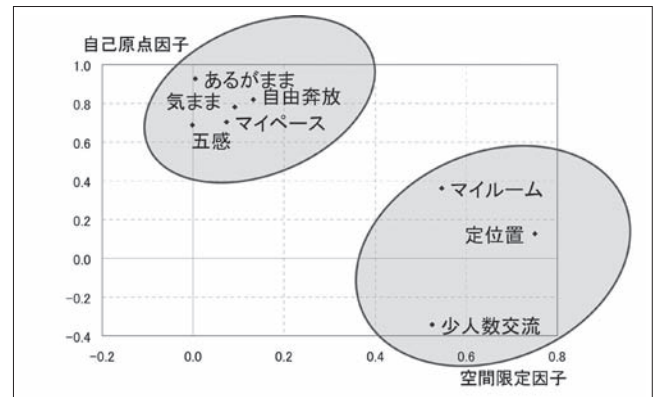


図4 「自己原点因子」と「空間限定因子」の因子負荷量

を仮定し、十分な因子負荷量を示さなかった4項目を分析から除外した。多くの項目の回答に偏りがあったため、採用した項目数が極端に減ってしまった。また、 $\alpha$ 係数は、因子1は0.89と十分だったが、因子2は0.59と低かった。

しかし、今回は、仮にこれを採用することとした。その結果を表2に示す。なお、回転前の2因子で8項目の全分散を示す説明する割合は、56.78%であった。

今回の調査では、本学科の学生の特性も原因して、回答の偏りが大きく、分析できる項目が限られてしまい、十分な検証には至らなかった。今後は、設問を工夫するとともに、調査対象を広く多様にするることによって、より適切な癒し志向の尺度を設定していきたい。

表2 癒し志向の因子分析結果

(バリマックス回転後の因子パターン,  $n=46$ )

項目	因子1	因子2	平均値	SD
あるがままに生きることを求める。	.93	.00	3.96	0.88
自由奔放に生きることを求める。	.82	.12	3.83	1.03
気ままに生きることを求める。	.78	.08	3.93	1.05
マイペースで生きることを求める。	.70	.06	3.98	0.92
理性で判断するよりも、五感で感じる事が大切。	.69	-.03	3.70	0.93
自分の役割が流動するよりも、定位置を求める。	.13	.75	3.28	1.23
学生のたまり場よりも、マイルームが大切。	.35	.55	3.41	1.13
多人数よりも、少人数の交流を求める。	-.32	.52	3.67	1.16

第1因子は、5項目で構成されており、「あるがまま」、「自由奔放」、「気まま」、「マイペース」、「五感」といった各自の「原点」の発揮に関する項目が高い負荷量を示していた。そのため「自己原点因子」と名付けた。

第2因子は、3項目で構成されており、「定位置」、「マイルーム」、「少人数交流」というキーワードから、「空間限定因子」と名付けた。

「自己原点因子」と「空間限定因子」の回転後の因子負荷量を図4に示す。項目名は、表2においてゴシックで示したキーワードで示す。

ここで、自己原点因子は「自己の原点の発揮」に関わる因子として、空間限定因子は「社会との窓の閉鎖」に関わる因子としてとらえることができる。そこで、「原点発揮」には「状況対応」、「閉鎖」には「開放」を対置することによって、癒し志向の類型に関して図5のような4象限を仮定することができる。

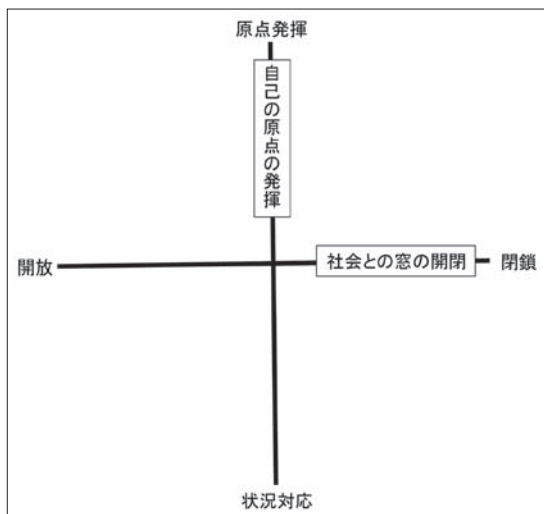


図5 癒し志向の類型

社会のなかで個人が存在するためには、個人化や社会化の進展だけでなく、癒しの諸機能が、重要な要素をもつと考える。今後の生涯教育の推進においては、癒しの個人別及び過程別の各類型に対応した支援方法を開発する必要があると考える<sup>12)</sup>。

## 2.2 癒し志向の類型の適用

筆者らは、現代都市青年の友人関係や自己意識などについて質問紙調査を行った。同調査により、2002年秋に東京都杉並区と神戸市の16歳から29歳までの青年から1100標本を得た。

同研究で、筆者は、友人関係に対する態度を横軸に、「自分らしさ」に対する考え方を縦軸にして4領域を設定し、それぞれの特徴を分析した<sup>13)</sup>。

友人関係については「友達と意見が合わなかったときには、納得がいくまで話し合いをする」、「自分らしさ」については「どんな場面でも自分らしさを貫くことが大切」を取り上げ、それぞれの肯定／否定によって4分類した(い

ずれも4件法)。

「合意形成への態度」としては「非交渉」と「交渉」、「自分らしさの一貫性」としては「貫徹志向」と「状況対応」に分類し、表3のとおり4類型を設定した。

表3 4類型の設定(実数)

		合意形成への態度	
		非交渉	交渉
自分らしさの一貫性	貫徹志向	263	335
	状況対応	272	205

各類型について、他のすべての類型を合わせたものと比較し、その差を $\chi^2$ 乗検定によって分析したところ、それぞれの類型の特徴が次のとおり明らかになった。

「貫徹志向交渉型」は運動部系部活歴、音楽活動、友人関係など活発で自己肯定感が強い。勉強や仕事にも真剣に取り組み、日本の将来にも関心があるという。

「貫徹志向非交渉型」は、本人は「どんな場面でも自分らしさを貫くことが大切」と考えているのに、友達と意見が合わなかったときでも、納得がいくまで話し合いをするということはないという者たちである。

音楽活動、携帯電話やインターネット等のメディア利用があまり盛んではなく、親友や友人とも深入りしない。自己同一感、自己肯定感が弱く、日本の将来にもあまり関心がない。

「状況対応非交渉型」も同様に携帯電話の利用を含め、全般的に不活発である。携帯電話をあまり使わないから、そのかわり、フェース・トゥー・フェースのコミュニケーションが盛んになる、あるいは親友や友達との信頼関係が深まるということではないのである。

12)本調査は、本学科学学生の「満足度調査」と並行して行った。その結果を組み合わせることで分析することによって、大学教育の場においても、癒しの各類型に対応した学科教育の内容と方法を、より明確にすることができる。その検討結果については、本学FDの場において発表する予定である。

13)西村美東士「若者の友人関係の類型と社会化支援」,平成13・14・15年度科学研究費基盤研究(A)(研究課題番号13301011)研究成果報告書『都市的ライフスタイルの浸透と青年文化の変容に関する社会学的分析』(研究代表者高橋勇悦),pp.148-159,2004年。神戸・杉並の約1000人の若者の回答から、友人関係に対する態度を横軸に、「自分らしさ」に対する考え方を縦軸にして4領域を設定して検討した結果、各類型に応じた社会化支援の必要が導き出された。しかし、社会的能動／受動との関連については、上のような鮮明な有為差が出なかったことから、個人として深まり充実する「個人化」と、「社会化」との統合的支援の課題を提示した。

「状況対応交渉型」は、親友・友人関係については活発である。場面によっては自分らしさを貫かないときもある。しかし、「納得がいくまで話し合う」という。

これに加えて、本研究の視点から癒し志向の類型に関すると思われる項目を詳しく検討すれば、各タイプの状況や特徴に応じた社会化支援のあり方を明らかにすることができよう。

たとえば、1%レベルの有意差を示した項目だけ取り上げても、「貫徹志向交渉型」については、「音楽は自分のライフスタイル」、「録音よりも生演奏が本物」、「親友に弱みさらけ出せる」、「うわべだけの演技はしない」、「将来に備えるより今」、「最も大きな出来事がある」などの「原点」に関連する事項が有意に高い。「状況対応交渉型」は、「友達は年齢が近くなくてもよい」、「損得や影響の計算は判断材料になる」など、社会への「開放」に関連する事項が有意に高い。逆に、「貫徹志向非交渉型」は「互いに深入りしない」、「状況対応非交渉型」は「一人の方が落ち着く」などの「閉鎖」に関連する事項が有意に高い。

これらを考慮して、各タイプのニーズや弱点に応じた「原点発揮」や、「閉鎖」または「開放」に関わる癒しの機会を提供することによって、個人化、社会化はより効果的に促進できるものと考ええる。

## まとめ

本研究の前半では、個人化を社会化と一対のものとしてとらえるとともに、「癒しによる原点回帰機能」を両者の結

節点として位置付けることによって、個人の社会化過程を全体的に俯瞰するプロセスモデルを設定した。

後半では、学生の癒しニーズの分析から、「自己原点因子」と「空間限定因子」の2つの癒し因子を見出した。このことから、「癒し志向」の特性について、「自己の原点の発揮」と「社会との窓の開閉」の2軸で分けられる4類型が示唆された。

今後は、次のとおり研究を進めたい。

第一に、個人間の「癒し志向」の異なりについては、調査対象のバリエーションを拡大して、より詳しく確かめたい。

第二に、個人内の「癒しプロセス」については、実験及び効果測定を行って、本研究で設定したプロセスモデルの妥当性を検証したい。

第三に、個人の充実とともに、「学びあい、支えあい」による社会形成者の一員としての進展を図るため、学習者の「癒しプロセス」を含む特性に対応した生涯教育のあり方について、より詳しく検討したい。そのためには、生涯教育実践の場におけるアクションリサーチによるアプローチが必要と考える。

以上のように研究を進めることによって、個人のかけがえのない生涯をより充実させる方向での「社会化支援」としての生涯教育の内容と方法を明らかにすることができる。

# 福祉教育用ビデオの教育効果に関する研究

## —「親子で学ぼう ユニバーサルデザイン」視聴者の感想文から—

蓑輪裕子・成瀬光一・大倉正臣・長田由紀子・大根静香・亀崎路子・横井雅代

### 1. 研究の目的

我が国では、急速な高齢化に対応し、また、障がいのある人々が豊かな地域生活を送れる共生社会を実現するため、福祉のまちづくりの推進が急務となっている。ここでまず始めに、福祉のまちづくりとは何か、その内容を改めて確認しておくが、福祉のまちづくりの原点は、仙台市の一人の障がい者とそのボランティアが中心となり、昭和51年に「福祉のまちづくり市民の集い」を発足させたことにあると言われている<sup>1)</sup>。この時には、二人を中心として多くの市民が協力し、市内の施設を調査して、車いす用のトイレやスロープの設置を行政に働きかけた。つまり、福祉のまちづくりの重要な柱は、物的環境のバリアフリー化だと言える。しかし、整備された環境が使いやすい形で維持されるためには、バリアフリーのまちづくりに関する周囲の理解や協力が欠かせない。たとえば、せっかく歩道に点字ブロックを敷設しても、その上を人や物が占領してしまえば意味を成さなくなってしまう。このため、国土交通省が制定

した福祉のまちづくりに関する法律、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年)<sup>2)</sup>でも、物的環境のあり方に関わる事項と合わせて、人々の理解の促進、いわば心のバリアフリーの促進に関する内容が、国民の責務として盛り込まれている。また、国全体の動向としては、内閣府が「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」<sup>3)</sup>を作成しており、内閣府、厚生労働省等、関連各省庁で、障がい者等が暮らしやすい福祉のまちづくりの実現に向けて、幅広い取り組みを進めているところである。

つまり、福祉のまちづくりには、物的環境の整備という側面と、高齢者や障がい者等の気持ちや生活を理解し、バリアフリーのまちづくりに協力できる人々の育成という、心や態度に関する側面があり、福祉のまちづくりの普及には、この両者の推進が欠かせない。また、物的環境の整備については、国や地方自治体あるいは民間の事業者等が、予算の制約の中で計画的に実施していくものであるが、理解のある人々の育成については、すべての国民に関わる事項であり、一人一人の意識をどのように啓発

していくのか、国をあげて取り組むべき課題といえる。

さて、福祉のまちづくりに理解のある人材を育成するためには、実際に街のバリアフリー化の状況を見学したり、障がいのある人や高齢者等から日頃の生活に関する話を聞くことが欠かせない。しかし、ゆとり教育が見直され、総合的な学習の時間が減少している学校現場では、福祉教育にかける時間も減少していると考えられる。また、小・中学校には福祉教育を専門にしている教員がいないため、福祉教育の推進校等の指定を受けない限りは、福祉教育がほとんどなされない状況が懸念される。そこで我々の研究グループでは、効率的かつ一定の質を保った福祉教育を実践

表1 親子で学ぼうユニバーサルデザインビデオの内容

1章 子どもたちの体験編 (20分)
1-1 親子で学ぼうユニバーサルデザイン / 高齢者擬似体験
1-2 車いす体験をやってみよう!
1-3 白杖の体験をしてみよう!
1-4 目の不自由な方にインタビューしてみよう!
1-5 目の不自由な方のガイドをしてみよう!
1-6 盲導犬の歩く様子を見てみよう!
2章 さまざまなユニバーサルデザイン 知識編 (19分)
2-1 バリアフリーとユニバーサルデザイン
2-2 いろいろなユニバーサルデザイン / 建物のユニバーサルデザイン
2-3 駅のユニバーサルデザイン
2-4 バスのユニバーサルデザイン
2-5 河川敷のユニバーサルデザイン
2-6 住宅のユニバーサルデザイン
2-7 道具のユニバーサルデザイン
3章 わたしたちができること 実践編 (3分)
3-1 市民ボランティアと「人にやさしいまちづくり」

※注 本ビデオは、平成17年～21年度 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業(社会連携研究推進事業)「連鎖的参画による子育てのまちづくりに関する開発的研究」(研究代表者 聖徳大学副学長 松島鈞)の一環として制作された。

するために、福祉教育用ビデオ「親子で学ぼうユニバーサルデザイン」を制作した(表1)。ビデオによる学習は、子どもたちが興味を持ちやすい上に、教員にとっても簡単に取り組めるため、普及しやすいと考えられる。また、ビデオの内容に、街中のバリアフリーの現状や、障がいのある人が街中で困ること、手伝ってほしいこと、疑似体験等を織り込むことで、実際の体験に近い効果が期待される。本研究では、学生にこの福祉教育用ビデオを視聴してもらい、その感想を分析することで、ビデオ視聴の効果を把握することを目的としている。

## 2. 福祉教育の評価と本研究の位置づけ

幅広い市民のための福祉教育の変遷や先進例をまとめた「市民福祉教育の探究」(阪野)<sup>4)</sup>によると、市民のための福祉教育に関しては「評価研究が必ずしも活発だったとはいえない」とある。その理由としては、地域性や住民の生活実態、意識等によって、福祉教育の内容や方法は異なるため、客観的な評価が難しいとされている。しかし、より質の高い教育活動とするためには、既存のプログラムを評価することは不可欠であり、評価の側面として、以下の三つ、すなわち、①条件整備に関する評価、②内容や方法、形態等に関する評価、③成果に関する評価、があげられている。またこのうち、③の成果に関する評価、具体的には、何をどう身につけ、意識や態度、行動がどのように変わったかを見定める、ことを目的とした評価が重要とされている。

学校における福祉教育の評価に関しても、「体験的な学習の効果等を測定するために必要とされる評価手法に対する意識がそれほど高くない」(伊藤)<sup>5)</sup>と考えられており、だからこそ、今後は客観的な評価実践が必要という認識の基に、さまざまな評価研究の蓄積がなされているところである<sup>6)</sup>。たとえば、日本版カリキュラム評価のためのチェックリスト(根津)<sup>7)</sup>では、カリキュラム全体を評価するための評価項目が14にまとめられており、成果に関するものとして、「7(結果)このカリキュラムの結果はどうだったのか?またそれをどのように把握したのか?」の項目がある。

本研究の目的は、当研究グループが作成した福祉教育用ビデオの視聴効果を具体的に把握するもので、先述の阪野の分類では「③成果」、根津の分類では「7結果」に位置づけられる。

ビデオの制作にあたっては、既存の福祉教育用ビデオの視聴会等を開き、本学学生や市民等に、新たにビデオを作る際はどのような内容が好ましいか、アンケート調査を行った<sup>8)</sup>。ここであげられた意見としては、「障がいのある人はどんな場面で困っており、どんな援助を望んでいるの

かを紹介する」ものが多く、「子どもから大人までわかりやすい内容に」、「生活の細かい様子も入れるとよい」等の意見もあげられた。そこでこれらを考慮した上で、福祉のまちづくりのハード面(建物、駅、車両、住宅、品物のユニバーサルデザイン等)に関する基本的な知識が得られるよう、ハード、ソフトの両面を含めたビデオ構成とした。ただし制作前は、ビデオ視聴後にどのような力を身につけてほしいか、厳密な検討を踏まえたわけではなく、「福祉のまちづくりのハード面、ソフト面の知識を身に付ける」といった大まかなテーマ設定しかしていなかった。そこで本研究では、視聴者がこのビデオを見ることでどのようなことを感じ、どのような知識、力が身についたのか、具体的に把握する。本ビデオの視聴効果については、視聴前後の児童の意識の変化について、すでに報告<sup>9)</sup>しているが、この際は視聴人数が12人と少なく、選択肢も限られていた。そこで今回は、気付いたこと、わかったこと、感想等を自由に書いてもらうという形式で、意識の変化の全体像を把握することを目的とした。

なお、成果の具体的な例としては、学習者の変化・変容に関する8項目があげられている<sup>4)</sup>。すなわち、①興味や関心の喚起・拡大、②知識や理解の拡大・深化、③意識や意欲の形成・変革、④態度や行動の形成・変容、⑤技術や技能の取得・向上、⑥思考力や論理力の獲得・伸長、⑦学習者相互の意思疎通や友好関係の促進・深化、⑧学習成果の日常生活への具体化・実践化、である。そこで本研究では、これらの変容に関する項目を踏まえて、これらの項目との相違を考えてゆくものである。

表2 視聴した学生の所属

児童学科	
社会福祉コース4年	36人
社会福祉コース3年	29人
児童心理コース3年	5人
児童心理コース1年	28人
生活文化学科 3年	9人
その他のコース3年	17人
合計	124人

## 3. 研究の方法

本研究グループで作成した、「親子で学ぼうユニバーサルデザイン(以下、親子UDビデオ)」を本学学生が視聴し、感想文を記述した。その感想文の内容を分析し、ビデオ視聴を通じてどのようなことを学び、感じたのかを把握する。これにより、「親子UDビデオ」を利用した福祉教育の効果を明らかにする。

なお、感想文の分析にあたっては、フリー・ソフトウェ

アの「KH Coder」<sup>10)</sup>を用いて、使用されている用語を定量的に測定したほか、定性的な分析を深めるために、KJ法<sup>11)</sup>を用いて、記述された内容を分類・整理し、全体像を把握した。ビデオを視聴した学生は、本大学児童学科、生活文化学科の1年～4年生、計124名で、いずれも社会福祉あるいは、障害福祉に関する授業を受講する学生である(表2)。感想文の記入にあたっては、特に細かい指示はせず、ビデオを見ながら、あるいは見終わった後で、A5サイズ用の紙に自由に記述してもらった。ビデオを視聴した日は、2006年11月14日、18日である。

#### 4. 感想文の記述の内容

##### (1) 用語の出現回数

感想文の中で用いられた用語を定量的に把握するために、先に記した定量テキスト分析のソフトウェア<sup>10)</sup>を用いて、用語の出現回数を調べた。その際、たとえば、「高齢者」「お年寄り」等、同じ意味を表す用語については、い

れかに統一した。

出現回数を多い順に表にしたものが表3である。動詞では、「思う」83.9%、「分かる」49.2%、「知る」44.4%、「見る」41.9%等が多く、名詞では、「人」52.4%、「バリアフリー」45.2%、「障がい者」39.5%、「ユニバーサルデザイン」37.9%、「街」36.3%等が多い。

感想を記述しているため、「思う」が最も多いのは当然として、その他、「分かる」、「知る」といった、理解や知識の習得に関する用語が多い。これに類似する用語としては、他にも、「出来る」35.5%、「理解」12.9%、「勉強」11.3%、「気付く」8.9%等の用語が用いられている。

バリアフリーやユニバーサルデザインの具体的な内容に関連する用語も様々なものがあげられており、「点字ブロック」33.9%、「段差」16.1%、「音声」10.5%等がある。また、建物や乗り物としては、「駅」21.0%、「バス」10.5%、「住宅」7.3%、等があげられており、「松戸」16.1%といった地名も多くあげられている。

表3 用語の出現件数および出現回数

No	用語	件数	回数	%	No	用語	件数	回数	%	No	用語	件数	回数	%
1	思う	104	275	83.9	31	持つ	23	31	18.5	61	多い	14	14	11.3
2	人	65	132	52.4	32	普段	23	24	18.5	62	何気ない	13	14	10.5
3	分かる	61	96	49.2	33	考える	22	27	17.7	63	声	13	14	10.5
4	やすい(非自立)	57	88	46.0	34	少し	22	26	17.7	64	音声	13	15	10.5
5	バリアフリー	56	78	45.2	35	実際	21	30	16.9	65	バス	13	17	10.5
6	知る	55	91	44.4	36	工夫	21	26	16.9	66	改めて	13	13	10.5
7	見る	52	67	41.9	37	気	20	22	16.1	67	普通	12	14	9.7
8	障がい者	49	86	39.5	38	松戸	20	23	16.1	68	増える	12	13	9.7
9	ユニバーサルデザイン	47	61	37.9	39	段差	20	22	16.1	69	身近	12	12	9.7
10	街	45	67	36.3	40	沢山	20	20	16.1	70	気持ち	12	14	9.7
11	出来る	44	63	35.5	41	子供	19	24	15.3	71	人達	12	21	9.7
12	点字ブロック	42	66	33.9	42	様々	19	24	15.3	72	説明	11	11	8.9
13	ビデオ	42	59	33.9	43	不自由	19	20	15.3	73	出る	11	13	8.9
14	障がい	40	62	32.3	44	住む	18	23	14.5	74	盲導犬	11	14	8.9
15	車いす	39	53	31.5	45	今	17	18	13.7	75	にくい(非自立)	11	12	8.9
16	良い(非自立)	38	44	30.6	46	便利	17	23	13.7	76	気付く	11	13	8.9
17	良い	37	48	29.8	47	乗る	17	20	13.7	77	沢山	10	13	8.1
18	視覚障がい者	37	53	29.8	48	色々	16	16	12.9	78	建物	10	12	8.1
19	体験	35	52	28.2	49	福祉	16	21	12.9	79	機会	10	10	8.1
20	感じる	32	36	25.8	50	困る	16	17	12.9	80	健常者	10	17	8.1
21	歩く	30	42	24.2	51	理解	16	16	12.9	81	社会	9	14	7.3
22	自分	30	41	24.2	52	場所	15	17	12.1	82	内容	9	9	7.3
23	大変	30	42	24.2	53	自転車	15	15	12.1	83	高齢者疑似体験	9	9	7.3
24	目	28	39	22.6	54	初めて	15	18	12.1	84	住宅	9	13	7.3
25	言う	28	42	22.6	55	見える	15	20	12.1	85	全て	9	10	7.3
26	生活	27	42	21.8	56	道	14	20	11.3	86	視覚	9	10	7.3
27	駅	26	34	21.0	57	勉強	14	18	11.3	87	環境	9	12	7.3
28	高齢	26	32	21.0	58	驚く	14	17	11.3	88	杖	9	11	7.3
29	使う	24	33	19.4	59	利用	14	16	11.3	89	付ける	9	9	7.3
30	大切	24	28	19.4	60	聞く	14	15	11.3					

(注) 以下の用語は、それぞれ最初の用語に統一した。高齢者=老人=お年寄り、住宅=住居、良い=いい

次に、人や人をサポートするものとして、「障がい者」39.5%、「車いす」31.5%、「視覚障がい者」29.8%、「高齢」21.0%、「盲導犬」8.9%等があげられており、ビデオを通じて、これらの対象について学んだことがわかる。

評価に関する用語としては、「・・・やすい」46.0%、「・・・良い」30.6%、「良い」29.8%、「便利」13.7%、等の肯定的な用語がある一方で、「大変」24.2%、「不自由」15.3%、「困る」12.9%、「・・・にくい」8.9%、といった否定的な側面に関する用語も用いられている。

そのほか、よく用いられていた用語としては、「体験」が28.2%と多い。ビデオには疑似体験の映像があることから、それらに関する記述が多いと思われる。また、「自分」が24.2%あり、自分に結びつけて、身近な問題として考えていることがわかる。

(2) 文意による分類と傾向

感想文の記述内容を、KJ法を用いて整理したものが、図1である。その内容は、大きく四つのグループに分けられる。第1グループ(a～g)は、ビデオの視聴を通じて「知ったこと」等が書かれている。また、それらを通じて考えた「ビデオに対する評価」についてもここに含めて考える。第2グループ(h～j)は、ビデオの視聴を通じて気付いた「様々な課題」に関する記述である。第3グループ(k～m)は、今後、「自分自身で取り組んでみたい事柄」について記載されている。さらに第4グループ(n～p)は、「周囲の人々や社会への要望」が書かれている。

次にこれらの四つのグループの記述の内容について、さらに具体的に見て行く(表4)。

第1グループの、「知った」「今までは知らなかった」「わ

かった」「勉強になった」「参考になった」「思い出した」とされる事柄の内容をまとめると、大きくは、物的側面に関することと、人的側面に関することがある。物的側面については、「a. 生活用品・駅・住宅・施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの内容を知ることができた」(66.9%)という感想にまとめられ、「道具から住宅、駅、車両、施設、街全体に至るまで、様々なレベルのバリアフリーやユニバーサルデザインについて知ることができた」、さらには、「バリアフリーとユニバーサルデザインの違いが理解できた」とされている。人的側面については、「b. 高齢者・障がい者の生活や手助けの方法を知ることができた」(56.5%)にまとめられる。これは、aの物的側面と深く関わるものもあり、たとえば、「点字ブロックの上に物を置くと邪魔になる」ことや、「視覚障がいのある人にお茶を出す時には冷たいか温かいかを伝えることも大切」なこと等、日頃の生活での配慮について、学んだことを記述している。

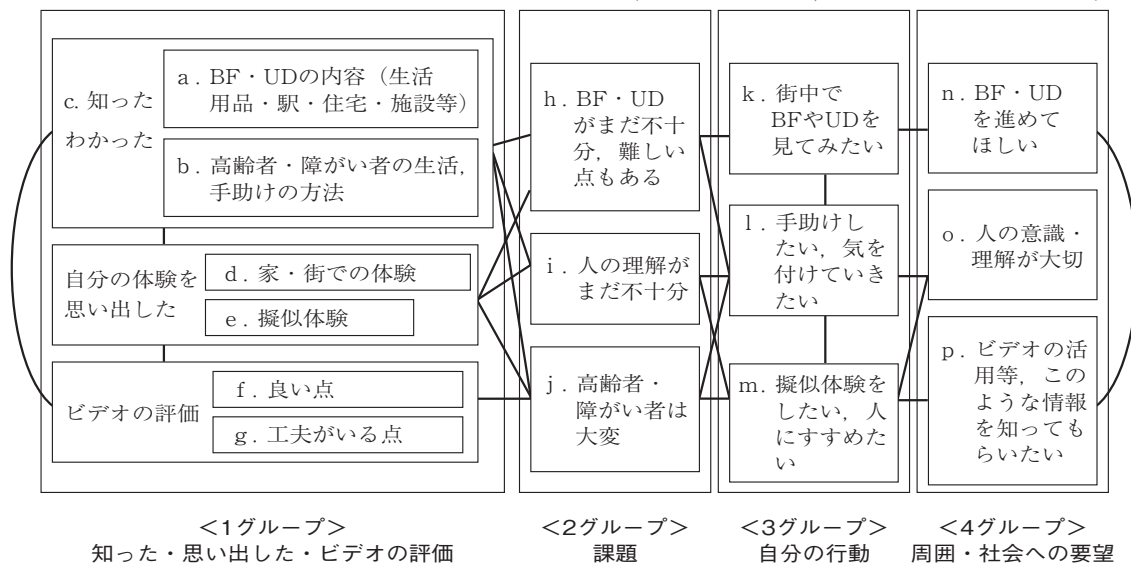
「自分の体験を思い出した」グループでは、「d. 家・街での体験」(33.9%)として、祖父や祖母等の家族を介護した体験や、自分自身の障がいのこと、街中で障がいのある人と出会ったこと等を紹介している。「e. 自分の疑似体験の経験」(11.3%)の記述では、「大変だった」ことや、「視点が変わり良い経験になった」ことを改めて考え直している。

「ビデオの評価」に関する記述では、「f. 良い点」(33.9%)として、「子どもが見ても分かりやすい」、「市内の様子が紹介されていて身近に感じられる」、「視覚障がい者へのインタビューがある」こと等が良いとされている。一方で、「g. 工夫すると良い点」(2.4%)として、「クイズの内容が簡単すぎる」ことがあげられている。

第2グループは、「福祉のまちづくりに関する課題」につ

図1 感想文の内容のまとめ

(BF:バリアフリー, UD:ユニバーサルデザイン)



いての記述であるが、これらも物的側面と人的側面に分けて整理できる。物的側面については、「h. バリアフリーやユニバーサルデザインがまだ不十分なところや、実現には難しい点もある」(29.0%)という内容にまとめられる。難しい点として、点字ブロックは視覚障がいの人にとっては必要だが車いす利用者には不便なことをビデオの中で示したが、その例をあげて、「解決が難しい事柄もある」ことを示している。人的側面に関する課題としては、「i. 人の理解がまだ不十分」(11.3%)なことをあげており、「街中で障がい者の人が冷たい言葉をかけられた場面」等が紹介されていた。そして、物的側面や人的側面の課題や、疑似体験での実感等を踏まえて、「j. 高齢者・障がい者は大変」(25.0%)ということに共感している。

第3グループは、「自分自身で取り組んでみたい事柄」についての記載であり、これについても物的側面と人的側面の二つに分けることができる。物的側面に関することとしては、「k. 街中で、バリアフリーやユニバーサルデザインを見てみたい」(10.5%)と考えており、このビデオがきっかけで、「身近なところをバリアフリーやユニバーサルデザインを意識しながら見直してみたい」、「福祉の勉強を深めたい」と考えるようになってきている。人的側面に関することでは、自らが積極的に、「l. 手助けしたい、気を付けていきたい」(32.3%)といった意識が芽生えている。そして疑似体験について、自分でも、「m. 疑似体験をしてみたい、他の人にも疑似体験を勧めていきたい」(16.1%)と考えている。疑似体験については、「人は自分が実際に経験しないと、物の不便さ等に気付かない」と、体験による効果を肯定的に捉えている。

第4グループでは、「周囲の人々や社会への要望」が記述されており、やはり物的・人的の二面の側面に分けて考えられる。物的側面の記述は、「n. バリアフリー・ユニバーサルデザインを進めてほしい」(33.1%)という内容にまとめられる。たとえば、「高齢者や障がい者が気軽に外出できる街になってほしい」「どんな人でも住みやすく生活しやすい街になってほしい」等、さまざまな人にとって住みやすい街づくりを願っている。人的側面については、「o. 人の意識・理解が大切」(28.2%)にまとめられる。ビデオでは最後に、「人の目と心がバリアをなくす」という、視覚障がい者の言葉を紹介しているが、この言葉を引用して、「最後に出てきた『人の目と心がバリアをなくす』という言葉聞いて、一人一人の意識でもっともっと暮らしやすい街に変われると思った」といった記述も見られた。このように、物的配慮や人の理解を推進するために、他の人にもビデオのような内容を学んでもらいたいと考えており、「p. ビデオを活用する等して、このような情報を知ってもらいたい」(6.5%)という、啓発活動を勧める記載も見られた。

(3) コース・学年別の感想の特徴

コース・学年別に感想の内容をまとめたものが、表4である。全体平均と比べて、違いが顕著なものを太字で記した。コース・学年別の傾向を見ると、社会福祉コース4年生は、「d. 家や街での自分の体験を思い出した」とする人が少なく、「f. ビデオの良い点」について記述した人が多かった。社会福祉コースの4年生は、福祉分野の講義や実習等を通じて、類似する内容についてすでに多くを学んでいることから、改めて自分の体験を振り返り、思い出すと

表4 コース別の感想の内容

(単位：人、下段は%)

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p
社会福祉 4年生(36)	24 66.7	15 41.7	6 16.7	3 8.3	1 2.8	<b>19</b> <b>52.8</b>	0 0.0	5 13.9	3 8.3	0 0.0	4 11.1	5 13.9	1 2.8	8 22.2	4 11.1	4 11.1
社会福祉 3年生(29)	21 72.4	15 51.7	3 10.3	10 34.5	3 10.3	11 37.9	0 0.0	8 27.6	4 13.8	8 27.6	6 20.7	9 31.0	4 13.8	8 27.6	7 24.1	1 3.4
児童心理 3年生(5)	4 80.0	2 40.0	0 0.0	<b>3</b> <b>60.0</b>	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	<b>3</b> <b>60.0</b>	0 0.0	0 0.0
児童心理 1年生(28)	18 64.3	<b>22</b> <b>78.6</b>	2 7.1	<b>17</b> <b>60.7</b>	5 17.9	4 14.3	0 0.0	<b>15</b> <b>53.6</b>	5 17.9	<b>18</b> <b>64.3</b>	2 7.1	<b>18</b> <b>60.7</b>	5 17.9	<b>16</b> <b>57.1</b>	<b>17</b> <b>60.7</b>	2 7.1
生活文化 3年生(9)	7 77.8	6 66.7	0 0.0	4 44.4	3 33.3	1 11.1	1 11.1	3 33.3	2 22.2	<b>5</b> <b>55.6</b>	0 0.0	0 0.0	<b>4</b> <b>44.4</b>	<b>5</b> <b>55.6</b>	4 44.4	1 11.1
その他 (17)	9 52.9	8 47.1	3 17.6	5 29.4	2 11.8	7 41.2	2 11.8	3 17.6	0 0.0	0 0.0	2 11.8	7 41.2	6 35.3	1 5.9	3 17.6	0 0.0
全体 (124)	83 66.9	70 56.5	14 11.3	42 33.9	14 11.3	42 33.9	3 2.4	36 29.0	14 11.3	31 25.0	15 10.5	40 32.3	20 16.1	41 33.1	35 28.2	8 6.5

注) 項目 a～p は図1を参照

いうよりも、大学が作成したビデオの内容を評価する立場でビデオを見ていることがわかる。次に、児童心理コース1年生については、どの学生も、数多くの気付きを記述しており、自分の体験を思い出したり、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する新しい知識を身に付けたことがうかがえる。また、「j. 高齢者・障がい者は大変」ということを多くの学生が感じ取っている。

## 5. 考察

先述した、学習者の変化・変容を把握する際の8項目<sup>4)</sup> (①興味や関心の喚起・拡大, ②知識や理解の拡大・深化, ③意識や意欲の形成・変革, ④態度や行動の形成・変容, ⑤技術や技能の取得・向上, ⑥思考力や論理力の獲得・伸長, ⑦学習者相互の意思疎通や友好関係の促進・深化, ⑧学習成果の日常生活への具体化・実践化) を踏まえて、今回の結果を考察する。

感想文の記述内容について、用いられた用語の出現回数を見ると、理解や知識の習得に関する用語が多く、「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」「障がい者」等について、知識を身に付けたり、理解が進んだことがうかがえた。これは、「②知識や理解の拡大・深化」の項目に該当すると考えられる。

次に、KJ法による感想文の分析結果をまとめると、ビデオを視聴した感想が大きく四つのグループに分けられた。これらを繋げてみると、「バリアフリーのまちづくりの状況や障がい者等の気持ちや生活を知る→現存する課題に気付く→自分でできることを考えてやってみる→社会の進むべき方向や人々がとるべき行動を考える」といった流れで、自分や社会のあり方を考えることに繋がっていることがわかる。先の分類の番号をあてはめてみると、「バリアフリーのまちづくりの状況や障がい者等の気持ちや生活を知る②⑤→現存する課題に気付く⑥→自分でできることを考えてやってみる①③④⑦⑧→社会の進むべき方向や人々がとるべき行動を考える⑦⑧」と考えられ、さらに、「⑥思考力や論理力の獲得・伸長」は、視聴した内容を振り返り、感想を書いたりする一連の流れの中で一層、身につけているものと考えられる。

福祉教育の目的は、単に知識を身に付けるだけでなく、最終的には、「⑧学習成果を日常生活に具体化・実践化」すること、つまり、福祉のまちづくりの推進のために自分でできることを考えてもらうことにある。「親子UDビデオ」の視聴により、積極的に関わる意識が生まれていることは、まさに福祉教育の目的に適っているとと言える。

ビデオでは、前半はバリアフリーや視覚障がい者の生活

に関する知識を身につける内容であるが、後半に、市民が自分たちで街を点検したり、児童が困っている人のお手伝いをする場面を挿入している。これらの場面を挿入したことも、自分の生活や身近な街を振り返るきっかけになっていると思われる。

今回の分析を通じて改めて確認できたことに、「体験」の重要性がある。ビデオを見ることで、多くの学生が自分の体験を振り返り、障がい者や高齢者の気持ちや生活を思いやっている。疑似体験についても、体験したことのある学生は、その時の体験を思い出したり、「他の人にも体験してほしい」と考えており、体験したことのない学生は、自分でも「ぜひ体験したい」と考えている。疑似体験はバリアフリーのまちづくりを考えたり、障がい者等の気持ちや生活を理解する上で有効で、疑似体験の映像を見るだけでも、自己の生活を振り返り、障がい者の生活の理解に繋がることが伺える。

そのほか、自らの障がい体験を記した学生がいた。この学生は、自分自身が目の病気のために、将来失明することを宣告されていると記述していた。しかし、視覚障がい者へのインタビューの様子を見て、「思ったよりも普通そうにしているビックリした。(私は今からビクビクしています)五感のうち視覚は生活する中で大きいと思っているので、どうしているのか知りたかったので、このビデオを見られて良かった。」と感想を述べていた。障がいのある人は、生活する上で大変な部分もあるが、工夫をすることで、いきいきと、ごく普通の生活を送れる。この事実も多くの人に伝えていくべき事柄であろう。これは、もしも自分自身が同じ立場に立った場合に大きな心の支えとなり、まさに生きる力を学ぶことに繋がっていると考えられる。

## 6. おわりに

本稿では、福祉教育用ビデオ「親子で学ぼうユニバーサルデザイン」の本学学生への視聴を通じて、その教育効果を把握した。その結果、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや障がい者等の生活に関する知識を身につけることができ、現在の課題を見つめてさらに自分でできることを考える、といった意識が生じていることが把握された。まち点検や疑似体験、障がいのある人へのインタビューといった直接的な体験を補うものとして、それらを映像化したビデオの視聴も有効であった。

今回は対象が大学生に限られており、今後はさらに、幅広い年齢層に視聴してもらうことで、年齢による気付きの差異を把握し、年齢に応じた福祉教育のあり方について検討を進めたい。また、感想文の分析からは、必ずしもその

学生の理解の全体像の把握できないため、総合的に理解度を把握する工夫を考える必要がある。これに加えて、ビデオの視聴による理解をさらに深めるための、教員からの問いかけの仕方やワークシートのあり方等についても検討を加えていきたい。

#### <引用文献・参考文献>

- 1) 野村 敏, 「福祉のまちづくり概論」, リハビリテーション研究 第80号, (財)日本障害者リハビリテーション協会, 平成6年6月, pp.2-10
- 2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月21日法律第91号) 第七条 国民の責務として, 「国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。」と明記されている。
- 3) 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱～国民一人ひとりが自立しつづき互いに支え合う共生社会の実現を目指して～」(平成20年3月28日) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針として, バリアフリーに関する関係閣僚会議において決定されたもの。心のバリアフリーの重要性を指摘している。
- 4) 阪野 貢, 「市民福祉教育の探究－歴史・理論・実践」, (株)みらい, 平成21年10月, pp.191-195
- 5) 伊藤 篤, 「福祉教育・ボランティア学習における評価手法の基礎的検討」, 『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 福祉教育・ボランティア学習の評価』, 平成19年11月, p.33
- 6) 日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 福祉教育・ボランティア学習の評価, 平成19年11月
- 7) 根津 朋実, 「カリキュラム評価研究の立場から見た福祉教育・ボランティア学習の評価」, 『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 福祉教育・ボランティア学習の評価』, 平成19年11月, pp.12-29
- 8) 成瀬 光一, 大倉 正成, 蓑輪 裕子, 長田 由紀子, 横井 雅代, 大根 静香, 亀崎 路子, 「障がい児を持つ親の子育て支援に関する研究－『親と子で学ぶユニバーサルデザイン』ビデオの作成と『障害児の親から学ぶ講座』による教育効果の把握－」, 連鎖的参画による子育てのまちづくりに関する開発的研究 平成17・18年度研究集録, 平成19年, pp.61-65
- 9) 蓑輪 裕子, 成瀬 光一, 大倉 正成, 長田 由紀子, 横井 雅代, 大根 静香, 亀崎 路子, 「障がい児を持つ親の子育て支援に関する研究－福祉教育の実践を通じて－」, 連鎖的参画による子育てのまちづくりに関する開発的研究 平成17年～21年度研究集録, 平成22年3月, pp.147-158
- 10) KH Coder 樋口 耕一による計量テキスト分析のためのフリー・ソフト  
<http://khc.sourceforge.net/>
- 11) 川喜田 二郎, 「発想法」, 昭和42年, 「続発想法」, 昭和45年, いずれも中公新書
- 12) 障害者白書, 平成13年版～平成21年版, 内閣府
- 13) 内閣府障害者施策推進本部, 「公共サービス窓口における配慮マニュアル－障害のある方に対する心の身だしなみ－」, 平成17年, <http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>
- 14) 国土交通省, 「子どもと学ぶバリアフリー～『バリアフリー教室』の進め～」, 平成21年,  
<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/others/kodomobfpamph.pdf>
- 15) 高橋 友三他, 福祉のまちづくりを担う人材育成について－岩手県における人材育成の実践事例から－, 日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集, pp.99-102, 平成16年
- 16) 中野 泰志他, まちづくりにおける「障害当事者とのまち歩き」と「障害疑似体験」の意義－多様な人の住まう「まち」への気づきを目指して－, 日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集, pp.281-284, 平成16年

# アイルランドのホスピス

## —デイホスピスに焦点を当てて—

宮坂 いち子

### はじめに

ホスピスとは現代医学の力では治すことが難しい患者のための、主として末期がん患者のための施設またはケアの方法である。日本ではこの名前が厚生労働省で緩和ケアと呼ばれるため、ホスピスは緩和ケア病棟という呼び名で普及している。筆者は昨年ホスピスの原点を学ぶため、近代ホスピスの創始者といわれるアイルランド慈善修道女会のメアリー・エイケンヘッド (Mary Aikenhead 1787-1858) について研究した<sup>1)</sup>。彼女は1787年アイルランドのコーク市に生まれ、慈善修道女会と英語圏で最初の修道女の運営するセント・ヴィンセント病院を設立したのであるが、この病院を退院しても帰る所のない不治の女性達を看護するためにセント・ジョセフ棟 (St. Joseph) を作り、これが近代で初めてのホスピスと言われている。

今日の日本の緩和ケアの状況を鑑みれば、国が2006年がん患者対策として、大きな方針として「がん対策基本法」を打ち出したため、それまでの状況と大きく変わることになった。がん施策の内容を1. 予防, 2. 早期発見, 3. 医療, 4. 在宅緩和ケア, 5. 相談・情報提供, 6. 教育, 7. 研究の7つの分野に分け、各分野ごとに目標値を設定して実現を目指すことになった。この中に「在宅緩和ケア」という項目を入れて国と県、市町村が共に連携して在宅緩和ケアを実現しようというのであるから、「在宅」も「緩和ケア」もこの基本法以来新しい時代に直面していることが分かる。5年ごとに見直しのこの法案は2011年で5年目を迎えるのであるが、国民にがん対策が変化したという実感はあるのだろうか。

本論文においてはヨーロッパのホスピスと大きな隔たりがある日本の「緩和ケア」について、発祥の国アイルランドのホスピスと比較しながら、その相違となぜ異なるのかという問題点を考えてみたいと思う。とりわけ、アイルランドのホスピスにおけるデイケアに焦点を当てて、日本の実情と考え合わせて論じたいと思う。

### 1. デイホスピスの必要性

日本人の死に場所が従来の自宅での死から病院での死へとパーセントが逆転したのは1976年(昭和51年)である。戦後在宅死を望む者のパーセントが約80%であったものが、今日80%が病院死となっている<sup>2)</sup>。病院での死の増加に比例して、終末期の医療費は右上がりです上昇している。国の政策は終末期の不治のがん患者に対し、積極的治療を中断し、痛みの緩和と精神的・スピリチュアル的ケアを尊重した患者の生活の質を重視する医療を推進し、緩和ケア病棟入院費を患者一人に対し定額37800円/日を医療保険で支払うという方針を決めた。これは緩和ケア病棟という施設に入院し、化学治療などの高額な医療費を要しないという条件の場合のみであって、在宅や外来でのがんの治療には認められていない。国は在宅治療を推進する方向を進めるために、在宅療養支援診療所の医療費加算を認め、医師や看護師の訪問診療も進み、一定額を超えた場合はその金額が給付される高額療養費制度もあるので、在宅でのがん治療も選択肢に入れられ易くなったと思う。

医療費面では病棟の入院より在宅治療はより低額であり、国の方針も在宅ケアを進めようとしているのに、実際に選択する人が予想ほどは増加しない原因はどこにあるのだろうか。その原因として考えられることは、在宅では(1)緊急時の対応、(2)24時間の付き添い、(3)心的・精神的ケア等においての問題が解決されていないからだと思う。(1)の問題に関しては在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどでは24時間電話対応のOn Callを実施しているが、病棟にいるほどには家庭では緊急時の対応はできない。その欠陥を補足するように患者や家族への事前教育は進めら

1) 参照 聖徳大学生涯学習研究所紀要8「近代ホスピス誕生の原点」pp. 63 - 68

2) 平成19年版厚生労働白書 第2章我が国の保健医療の現状と課題 第1節医療構造改革の必要性の項

れていると思うが、一般に在宅死への市民の関心が日常的に高くなく、病人や死の看取りへの対応が伝統的に継承されていない。また近年核家族化が進み、(2)に対しての人的介護力の不足もあるので、もっと徹底した在宅看取りマニュアルにより、在宅緩和ケアの教育が必要であると思う。

さらに進んでいない分野が(3)の心的・精神的ケアだと思う。国の緩和ケア病棟設置基準の中で、患者・家族の生命を脅かす疾患に対しその生命の質(QOL)を改善するための支援が提唱されている。患者の痛みの緩和は全人的に身体的、社会的、心的、スピリチュアル的の4領域の緩和に対応することが求められ、緩和ケア病棟では世界保健機構(WHO)のこの4領域の定義に添うように、看護師の人数も一般病棟より手厚く、心のケアへの時間的対応の配慮もされている。ここには談話室や広いロビーもあり、ボランティアによるお茶の会やミニ・コンサート、ひな祭りや桜の観賞、四季の生け花、クリスマスのイルミネーション等季節のイベントの配慮もされている。長岡市のビハラー病棟のように仏教の僧侶たちの支援による日々のお勤めの祈りや、またキリスト教系のホスピスではチャップレンによるスピリチュアルな悩みへの対応もあり、ペット・セラピーもあれば、庭や噴水などの自然的環境や、差額料金なしの個室の手配等、至れり尽くせりの緩和ケア病棟は、日本全体でも2010年2月現在200施設ほどである。しかし各施設が25床前後のベッド数であれば、年に何人の患者が緩和ケア病棟で看取られているのか大凡の数の予想がつく。毎年がんで亡くなる患者は30万人以上であるが、病棟に入院できない患者達はどのように全人的緩和ケアを受けていけばよいのだろうか。

世論調査で人生の最後を過ごしたい場所を聞くと、在宅が病院より圧倒的に多い。しかしそれは希望であって実際の在宅死は20%、緩和ケア病棟はさらに少ないという調査結果になる。在宅での療養のメリットは多々あるが、それを実現するためにはいくつかの条件があり、それが叶わないゆえ、多くの人々は病院死を選択しているのである。多くの国民が希望として挙げる在宅死のメリットは、最も住みなれた場所であるわが家での安らぎであろう。在宅ケア・在宅死を増加させる方法はいくつかあるが、その中で手が薄い領域はホスピス・緩和ケアの先進国の事例に見るデイホスピスの普及ではないかと筆者は考える。デイホスピスとはホスピスと機能は同じであるが、入院するのではなく、日ごとの体調に応じて患者が自宅から通うホスピスである。高齢者のデイサービスのがん患者版というものである。

## 2. アイルランドのホスピス

今回の論文ではホスピスの発祥の地アイルランドにおいて、近代ホスピスの創設者と言われているメアリー・エイケンヘッドの最初に作ったダブリンのホスピスと、メアリー・エイケンヘッドの誕生の町コーク市において、彼女の作ったアイルランド慈善修道女会が関わって作ったホスピスを対象に検討してみたいと思う。

### (1) Our Lady's Hospice<sup>3)</sup>

アイルランドは北海道ほどの面積の島であり、島全体で人口560万人と小さい。アイルランド共和国の人口は390万人、北アイルランド(イギリス領)は170万人。ダブリンは人口130万人の首都である。宗教は95%がカトリックであり、プロテスタントは3%ほどである。このダブリンを北と南に分け、南の部分アワー・レディース・ホスピスがカバーし、北の部分セント・フランシス・ホスピスがカバーしている。このアワー・レディース・ホスピスが近代ホスピスの第1号と言われている。

その歴史は首都ダブリンのハラルド・クロスに1834年にセント・ヴィンセント病院が「慈善修道女会」によって作られ、この病院で治らないと言われた身寄りのない女性たちを引き受けるために、1835年セント・ジョセフ教会の付属施設として8床の病棟が作られたのが、近代で初めてのホスピス病棟である。セント・ジョセフ病棟はその後、男性患者も受け入れるようになり、1879年にアワー・レディース・ホスピスと名称を変更した。このセント・ジョセフ棟を作ったのがアイルランドの修道女メアリー・エイケンヘッドである。1800年代貧民を介護するカトリックの修道女達が、じゃがいも飢饉や過酷な貧困社会の中で病に倒れていく状況に心を痛めたメアリー・エイケンヘッドが、自分達修道女の運営する病院を設立しようと運動し、実現したのがセント・ヴィンセント病院である。

セント・ヴィンセント病院は急性期の患者とりわけ感染症患者のための病院であったが、1950年代には110床のリハビリ等の長期療養型の施設も併設するようになった。1980年には42床のがん緩和ケア・ユニットも作られ、1985年にはイギリスで在宅ケアを学んできた成果として、在宅ケアのチームが作られた。1993年にアワー・レディース・ホスピスは建物が独立し、18床の入院患者のためのベッド

3)2008年 Our lady's Hospice を訪問した折の Noreen Holland 看護部長, Geraldine Tracey 看護師長, Tommy Morris メディカル・ソーシャルワーカー, Dr.Brian 医師の講義からまとめたものである。

と、18床の在宅患者用ベッドが設けられた。ここで働くナースは緩和ケアのための講義を1週間5日、6週間、計30週受けなくてはならず、デイホスピスも行われるようになっていく。現在、この由緒あるホスピスは世界中から医療関係者が訪れるという名誉を与えられている。

アワー・レディース・ホスピスの専任のナースは12名であり、在宅患者は常時100～120名いるが、彼女達が実際の患者宅を回ることは少なく、患者達にはかかりつけ医がおり、訪問看護ステーションのナースがいる。ここのナースはアドバイスの仕事をしており、ホスピス病棟に一時入院している在宅患者・在宅ケア用のベッドの管理や、訪問看護ナースや患者家族の補完的仕事もしている。

アイルランド人の国民性は非常に家族愛が強いと言われる。近年は都市を中心にこの家族愛が薄れてきているが、それでも看病には患者の配偶者や友人が支援してくれる。それゆえ在宅ケアも自宅での看取りが多い。このホスピスには在宅ケア・チームがあり、専任の医師が2名いる。ホスピスに入る時はかかりつけ医がホスピス入所申請書を書き、ホスピス側は入所受け入れ会議を開き、提出された書類の中で優先順位を見極めて入所を決める。退院して自宅へ戻る時は、ホスピスの在宅ケア担当医師が患者宅を訪問し、患者のかかりつけ医とコミュニティー・ナース（訪問看護ステーション・ナース）も集まって会合を開き、ケアプランを作る。実際の処方に関してはかかりつけ医が作成し、退院後難しい問題が生じれば、ホスピスの医師が巡回する。在宅ケアが開始されると、ホスピスの在宅ケア・ナースも患者宅を1週間に1回、重篤な場合には3回巡回する。医師も他の病院で働きながら、ここのホスピス医としても働く形態を取っている。患者が救急の折には、すぐこのホスピスに戻ってくる。ここでは症状コントロール、ショートステイ、リハビリ、入院など患者に必要とされるあらゆる対応に応じられるように配慮されている。

ホスピスのベッドはがん患者だけでなくALSの患者やエイズ患者にも提供されており、日本ではエイズ患者はホスピスには入所できないので、この点には大きな違いがある。また、アイルランドは医師達がホスピスで午前中、在宅で午後働くので、ホスピスの主治医がかかりつけ医でもあることになり、患者にとっては医師の連携で問題があまりない点が好ましいと思う。日本の現状では、在宅から自宅に戻りたくても、在宅の訪問を引き受ける往診医が非常に少ないという問題点がある。

このホスピスにはデイケア・センターがあった。デイホスピスを行う部門である。センターは午前10時から午後4時まで、火水木と開かれていた。センター訪問者（がん患

者）は予約し、1日12人から16人が通ってきていた。ボランティアが自宅まで車で患者を迎えに行き、帰りは自宅まで送る。デイケア・センターでは入浴、ガーゼ交換、理学療法、音楽療法、リクレーション、アロマセラピー、ドリームセラピー、その他社交のおしゃべりもでき、ランチ用ダイニング、カフェテラスやコンピューター室、美容室、プール等もある。ここで医師やソーシャルワーカーとの相談も可能である。

ここのデイホスピスの充実、緩和ケア病棟と同等にチームケアがされているということである。専任の医師、ナース、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー、パストラルケア・セラピストがチームとなって、在宅の患者のケアを行い、在宅だけで退屈している患者にはデイホスピスでの社交も出来る。がんに罹り、会社も退職し、社会との繋がりも薄れた患者が通うケアシステムがあるということは、在宅ケアを推進していくために大変必要なことである。患者が一人自宅で過ごすことは退屈で不安なことであろうし、家族にとっても看病はオーバーワークになっている。患者がこのデイケアに通い、共に食卓を囲みおしゃべりをし、患者同士が病状について語り合うことはピア・カウンセリングともなっている。このホスピスのように在宅ケアが充実していないホスピスもあるが、ここではチームケアがあるので様々な分野でのケアが可能となる。リンパの浮腫のセラピー、呼吸困難な患者のセラピー、音楽療法は週1日水曜日のみ実施していたが、音楽療法士が来院して一対一で患者一人に1時間の療法を行ってくれている。将来は集団での音楽療法も考えているとのことであった。筆者が訪問した他のホスピスでは専任の音楽療法士がいる所もあったので、需要が多くなれば専任も必要となってくるであろう。

これらの運営は多くのボランティア（約200名）の支援に支えられているが、通所する患者も政府に対しデイケア通所料を保険申請して通う。これは日本の高齢者のデイサービスと同じであり、アイルランドはがん患者のデイホスピスにも公的費用が認められている点、日本との大きな違いである。保険で認められるということは、デイホスピスの果たす役割が高く評価されているということであり、日本のホスピスや緩和ケア病棟、一般病棟でもデイホスピス加算が認められていくべきではないかと痛感する。デイケアが日本のがん患者にも認められるようになれば、在宅療養中でも交流を求めたい時デイホスピスに通い、緊急な折や家族の休息が必要な折はホスピス病棟への一時入院という選択が自由に選べるようになり、そうなれば安心して在宅で最期を迎えても良いという患者は増える

と思われる。

ホスピスには無償で働いてくれるボランティアが必要である。治療の方法がない終末期の患者にとって、最も求められることは傍に寄り添う人の温かさである。しかし国も全ての医療経費を支払うことが財政上出来ないのだから、市民は互助精神で、元気なうちに誰かのお世話をしたいという気持ちでボランティアをしていくことが、豊かな社会を支えることになるであろう。このホスピスではボランティア登録者は200人とまだ少なかったが、ボランティア養成講座、コーディネーター養成講座が独自に実施されており、その内毎日5～6人のボランティアがローテーションを組んでデイホスピスで患者を支援していた。

## (2) St. Francis Hospice<sup>4)</sup>

ダブリンの北部地域はセント・フランシス・ホスピスがカバーしていた。設立は1979年であり、在宅ケア部門は10年後の1989年に始まり、デイケア・センターはその5年後の1994年に始められている。

セント・フランシス・ホスピスはある篤志家の寄付を基に二人の女性建築家によって建てられた。当初は政府の支援は全くなかった。今は政府から年250ポンド、年間300ポンドで運営している。入院用ベッドは19床あり、17床が稼働し、2床は在宅ケアの患者のためのベッドとして確保されている。個室は7個、4人部屋3個、各部屋にトイレ、テレビが付いており、家族用の宿泊部屋や台所も備え、二つの霊安室、遺族の安らぎの部屋、チャペルもあった。スタッフは常勤医師1名、非常勤医師3名、常勤ナース19名、常勤ソーシャルワーカー1名、常勤チャップレン1名である。

入院希望者はウエイティング・リスト（10人位待機）に載せ、内部の会議で入院者を決定している。一日1人の割合で入院してきている。病棟ナースはA（10人）、B（9人）の2チームに分かれ、合同で引き継ぎを行う。日中は17名、夜間は4名で担当している。ナースの教育にも力をいれ、ダブリンの大学で緩和ケア・ナースの資格を取ってきているナースが何週間にわたり緩和ケアの教育の担当をしている。もっと緩和ケアを学びたいナースには休職システムもあり、年間10日間は有給で勉強に行くことも可能である。毎月1回A、Bの看護チームが仕事を離れて話し合う機会も設け、Aチームが話し合いの時はBチームが患者の看護にあたり、ファミリー・ルームで話し合う。これは看護する者の燃え尽き症候群を避けるための心のケアにつながっている。

死別者の遺族のグリーフ・ケアは死後4～6週間後に患

者に関わった担当スタッフとの再会として実施している。亡くなった遺族に追悼式の招待状を出す、毎回100人以上が参加する。1人の患者に対して、25人の友人や親せきが集まることもあるという。アイルランドは家族愛が強い国民性を持っている。長い植民地下での厳しく貧しい状況の中で、家族と友人が助け合って暮らしてきた歴史が、こうした国民性を作りだしていると思われた。グリーフ・ケアはチャペルでなくデイケアの部屋で行い、人々がキャンドル・サービスをして、故人を偲ぶ。こうした悲嘆サービスを受けるかどうかは遺族が決める。グリーフ・ケアに参加するスタッフは、ホスピス財団での9か月の研修が必要である。心の悩み、苦しみをケアするサービスには、時間をかけた研修が必要であり、アイルランドではダブリン大学で、緩和ケア科の大学院生が学位をとるシステムが始まっていた。

1989年在宅ケアが始まった当初は3名のナースと非常勤医師1名であったが、現在は在宅ケア用に9名のナースと常勤医師1名、非常勤医師2名、非常勤ソーシャルワーカーが担当している。人口約46万人の北部地域において、年間500人前後の患者を在宅で看護している。現在約130人を担当している。このホスピスの在宅ケアを受けるにはホスピスへの紹介者が必要であり、地域病院とかかりつけ医からの申請が半々であるが、ソーシャルワーカーからの申請もある。

申請が認められるとこのホスピスの医師が初回訪問を行う。毎朝在宅ケア部門の医師とナースがミーティングを行い、在宅患者の様子が報告され、入院が必要な患者は必要に応じ3レベルに分け、レベル1は24時間以内の入院、レベル2は10日以内、レベル3はそれ以上待てる患者として報告する。必要があればこのレベル分けも柔軟に変えられる。毎日1人のナースが平均4～5軒訪問し、その結果が報告される。訪問時間は朝6時から午後5時までと、午後は5時から7時の時間帯に訪問し、在宅ケア部署には24時間電話でのOn Callができるようになっている。当初は24時間訪問を行っていたが、今は中止し、その代わり24時間連絡可能なシステムになっている。

朝のミーティングには必要とあればバストラルワーカーという心のケアをする宗教者やソーシャルワーカーも参加することがある。毎週1回金曜日は難しい問題がある患者の検討を行い、月1回は臨床上難しい事例の検討も行って

4) St. Francis HospiceにおいてDr. Mackmillan 医師, Margalet Cashiman 看護部長の2008年講演の記録からのまとめである。

いる。ファシリテーターと呼ぶスタッフのカウンセリングをする専門職の人もいる。終末期のがんの患者達の厳しい病状をケアするスタッフの中には、心の重荷を抱えることもあるので、こうしたスタッフ向けのカウンセリングが必要となるのである。

在宅ケアが1989年に開始された5年後の1994年からホスピスの在宅患者のためのデイケアが始まった。開始した年は週1日開所していたが、10ヶ月後には週2日、翌年の1995年には週3日、1998年以後は週4日開所している。週5日になれないのは、一日はデイケアへの患者受け入れのミーティングや、現在通所してくる患者のための話し合いなどを行う日としているからである。

外来の患者のためのデイケアの意義は、1. 患者の症状の評価をしてもらう 2. 看護する家族の休息のため 3. 患者のレクレーションのためであるという。ここのデイケアのスタッフはナースが中心になり、ケア・アシスタント3名、非常勤の医師1人、非常勤のソーシャルワーカー1人、非常勤のパストラルワーカー1人、ボランティア多数で構成されていた。デイケアに患者が来ている間家族はショッピングや休息が出来、ここに通っている間に患者の症状が進めば、同じ敷地内のホスピスにベッドもあるので入院も不安を感じることなく出来るということになる。

デイケアへの通所はかかりつけ医の推薦が必要となる。入所はがんと運動神経系のALS患者としており、エイズなどの患者はいない。施設は大きなロビー、周囲の美しいガーデン、患者のための図書室、患者・家族・スタッフのための食堂、レクレーション室、入浴室、ヘアドレッサー室、喫煙室があり、季節のイベントや誕生会も行われていた。

デイケアは毎日朝10:30から午後3:00まで開かれ、5人のボランティアが毎日患者の送迎をする。ボランティアの仕事はこの他にヘアドレッシング、マッサージ、レクレーション企画、リクレーション、アロマセラピー、音楽療法、手と足の爪のネイルアート、チャペルでの祈りや賛美歌の合唱もある。また芸術療法として土曜日はボランティアによる油絵教室があり、患者はその絵を感謝をこめて家族のために書いたり、自分が亡くなった後にも残るのでスピリチュアルケアにもなり、彼らの心の支えにもなっている。彼らの書いた絵の中から12枚を毎年選び、カレンダーにして訪問者や家族に贈られ、ホスピスの寄付にもなっているという。デイケアに関わるボランティアは毎週50名前後で活動しており、患者が毎日を充実して生きられるように手助けしていた。

### (3) Mary Mount Hospice<sup>5)</sup>

このホスピスはアイルランドの南のコーク湾を囲んで発達したコーク市の高台にあり、(1)で述べた近代ホスピスの第1号のアワー・レディース・ホスピスの姉妹ホスピスである。コーク市はこの第1号のアワー・レディース・ホスピスの創設者メアリー・エイケンヘッドの生まれ育った町である。このホスピスの建物は1870年に作られており、2010年には140周年を迎える古いものである。眼下に大西洋の海を180度にわたってパノラマのように見晴らせる丘の上に立っており、広い庭園と美しく雄大な風景に囲まれたホスピスである。メアリー・エイケンヘッドはアイルランド慈善修道女会を創立したシスターであるが、ある医師が自らの遺産で貧しいがんの患者のための病院を2年以内にコーク市に作ってほしいと遺言し、その仕事をメアリーの創立した慈善修道女会に委託して亡くなった。この時メアリーは既に亡くなっていたが、メアリー・マウント・ホスピスもアワー・レディース・ホスピスも共に、メアリーの創立した慈善修道女会が設立しているという点で姉妹ホスピスとなるわけである。

現代ホスピスの第1号<sup>6)</sup>のイギリスのセント・クリストファー・ホスピス (St. Christopher's Hospice) の設立者シシリー・ソングース (Cicely Saunders) も、アイルランド慈善修道女会の設立したロンドンのセント・ジョセフ・ホ

5) Mary Mount Hospice を2000年に訪問した折の Dr. Obraien 医師、Fenola Osalban 看護師長の講義をまとめたものである。

6) Our Lady's Hospice が近代ホスピスの第1号であり、St. Christopher's Hospice が現代ホスピスの第1号であると一般的に言われるが、この違いはこれらのホスピスの創立の時代が近代、現代ということに由来するだけではない。医学的処置が異なるのである。共に終末期の患者の看取りを対象にしていたが、Our Lady's Hospice の前身 St. Joseph's Hospice は、St. Joseph 教会の付属施設として身寄りのない女性の終末期患者を対象に8床が作られたものである。医学的治療は少なく、霊的対応を主とするものであった。個人で開業する医師達が無料奉仕で関わり、シスターたちは弱った患者達の身の回りを献身的な愛を持って看護した。鎮痛剤も無い当時は、痛みをひたすら耐え、シスターたちは宿命を受け入れることをすすめ、祈ることしかできない時代であった。

これに対しイギリスのロンドンに1967年に建てられた St. Christopher's Hospice は、Dr. Cicely Saunders によって創立された。彼女も Mary Aikenhead の創立した Irish Sisters of Charity がロンドンに1905年に建てた St. Joseph's Hospice で7年間働き、その間にがん末期の疼痛緩和のためのモルヒネ投与の研究を行った。その成果を自らのホスピスに実践して、今日 WHO の提唱するホスピスケアの定義の第一である身体的痛みの除去の理念を実現したのである。

スピスで働いていたナースであった。また今日日本も含め世界の緩和ケアの研修者はセント・クリストファー・ホスピスで研修を受けることが多いので、アイルランドが世界のホスピス運動に果たした役割は実に大きいものと言える。

このホスピスは1870年の創立時はホスピスではなく、がん患者を主とした病院であった。その後1879年にダブリンにアワー・レディース・ホスピスができて、1920年代は結核の患者を主として受け入れていた。1980年代に時代の要求に応じて不治の患者のためにロンドンのホスピスからシスターがやってきて、病院本体と不治の患者の緩和ケア病棟の2つに分けて、1984年名前もメアリー・マウント・ホスピスと改名し、人口50万人のこの地域をカバーすることになったのである。スタッフは専任の医師3人、コーク大学医学部で教鞭をとっている非常勤医師1名、緩和ケア病棟医長1名、研修医2名、ナースは看護師長、副看護師長、14名の正看護師、8名の準看護師である。昼間は看護師長と9名のナース、夜間は2名の正看護師と2名の準看護師で勤めているが、非常な忙しさゆえ、後10名の看護師は必要だと思っているという。このほかにソーシャルワーカーや理学療法士もいる。専任で取りたいのは言語療法士と作業療法士であるが、いまはまだ非常勤として大学病院の方から来てもらい支援を受けている。スピリチュアルケアはソーシャルワーカーが行っている。

この原則は「全ての患者は必要な時にいつでもどこでも専門的なケアを受けられるように」をモットーにしている。そのために1. 緩和ケア (24床)、2. 在宅ケア、3. デイホスピス、4. 救急用 の対応が可能である。1～4のどのサポートを患者と家族が望んでも対応できるようにしている。

個々の医師は独特なシステムの下で働いている。仕事の時間は朝8時30分から午後6時である。ただ週3日は午後このホスピス以外の地域の病院とコーク大学病院で働き、ホスピスに入るべきかどうかを、その病院の医師達と検討している。日本の場合、病院から病院付属のホスピスへ患者が移ってくることはあるが、メアリー・マウント・ホスピスのように、いくつかの地域の病院と連携して、ホスピス病棟の医師が実際に地域の他の病院を回診しているシステムはないと思う。アイルランドのように病院で手術をした後、療養中にホスピス医が病院と連携を取っていれば、ホスピスへの入所もスムーズに行くであろう。

ナースは今、年齢などの交代期にあたり、多くのナースを必要としている。この建物が140年近く古いものであるため、建替え時期にもなっており、現在は病院の2階をホスピス病棟に当てているが、近く36床の緩和ケアのベッド

を独立して作る予定である。看護教育センターもあり、コーク大学に緩和ケアコースも考慮中である。緩和ケアは日々患者が亡くなっていくので、がん病棟ナースの研修も必要であり、地域の在宅ケアを担当するナースの教育もしていかなければならない。最低、看護コース終了後2年間の実務経験を経た後のナースが必要である。一床1.5人のナース数を狙っていたが、まだまだナース不足である。

在宅ケアのセンターもこのホスピス内にあり、7名の在宅ケア専門のナースは毎日個々に、前日の患者たちのことを報告し合い、当日訪問する患者についての事前の打ち合わせをして、地域に出かけていく。

4つのうちどのコースにも行かれるのは、この4つが統合されたプログラムがあるからである。手術後化学療法を受けたい人は、緩和ケア病棟ではそれは行なわないので、ホスピスの4番目の救急用のコースに入る。コーク大学病院にはこのホスピスの医師が午後働いている上に、このホスピス専任のナースが1人コーク大学病院に働いており、こちらに移るためのデータなども揃うため、とても移行がスムーズに行く。

デイホスピスにはボランティアの参加が不可欠である。デイホスピスへの送迎は全てボランティアが行なってくれている。デイホスピスは在宅で過ごしている患者のための通所のホスピスであり、患者は平均週2～3回通ってきている。現在はまだボランティアは40名ほどであるが、デイケアの患者の送迎のほか、ヘアメイクやマッサージ、手足の爪のネイルアート、花の世話や、またコンパニオンシップといって患者の傾聴や話し相手も大事な仕事である。牧師が毎週ボランティアで来てくれて、サロンを開き、患者たちがおしゃべりを楽しむこともある。私たちが訪問したときは、5人の患者がロンドンで40年間チャップレンを務めてきた牧師を囲み、ホスピス専門看護師も加わってお喋りをしていただ。筆者らが了解を得て写真を撮らせていただいたら、「ムービー・スターになったみたい」と冗談を言って笑い、彩りのきれいなネイルアートの爪をかざしてくれた。「どこを見てきたの?」と向こうから質問をするなど、和やかなお茶の会であり、日本のホスピス病棟とはかなり異なる雰囲気であった。この患者達からは終末期の病を抱えていることが感じられなかった。男性のホスピス医長のオブリーン医師も、部屋に入るときは、患者皆と自分から求めて握手をしながら病状を尋ねており、和やかな雰囲気のホスピスであった。

ボランティアの教育は小グループに分けて、ホスピスとは何か、感染の管理、プライバシーの厳守、死期の近い患者の情報提供など、ボランティアが心のパニックにならな

いような教育も行なっている。ボランティア達の精神の安定確保も大事であり、この前デイケアに来たとき元気だった患者が亡くなっていることを知るとショックを受けることもある。ボランティアも一生懸命になると落ち込むこともあるので、ナースが中心になって呼び掛け、週1回お茶の会も持っている。ボランティアは無償であるが、有償のスタッフと仕事は同じことも多いので、決めた仕事は必ず行なう責任感が求められている。

またアイルランドのホスピス運動の素晴らしさは、国民が皆でホスピスの寄付を募っていることであった。9月の第3水曜日を「ホスピス日」として、“Ireland’s Biggest Coffee Morning”と銘打って至る所に広告が張られており、国内どこでも3つのコーヒー会社がコーヒー豆を無料で提供し、一杯飲んだ人は1～5ポンドの寄付をする。一日で100万ポンド集めて、集まったお金は地域のホスピスに寄付をしたという運動がされていた。この運動の発端は、マリー・ファースカンというテレビ局勤務の女性が、自分の子供を白血病で亡くし、彼女がテレビやラジオ、新聞に呼びかけ、この運動が始まったという。アイルランドが敬虔なカトリック信仰の国であり、ボランティアや寄付という活動に馴染んでいるお国柄だから広まった啓発運動だと思うが、国の資金で運営する緩和ケア病棟だけでなく、地域の在宅ケアを広め、充実していくためにも、この運動はとも望ましい運動ではないだろうか。

#### (4) 3つのホスピスの特色

アイルランドのホスピスの中で以上の3つのホスピスの

概要を表1に示した。この3つ、つまり、アワー・レディース・ホスピスとセント・フランシス・ホスピス、さらにメアリー・マウント・ホスピスを取り上げたのは、近代ホスピスの創立者メアリー・エイケンヘッドとの関わりからである。同時にアイルランドの中で先駆的模範のホスピスでもあるからである。近代においてホスピスという言葉を使用したのは1879年のアワー・レディース・ホスピスであるが、その45年前に末期患者の最期を手厚い介護で看取ろうとしたのが、このホスピスの前身のセント・ジョセフ病棟である。ここはアイルランド慈善修道女会の教会と修道院の本部であり、修道女たちは身寄りのない患者たちを真心こめて看護・介護して看取ったのである。

その精神は時代をリードし、オーストラリアに第二のホスピス、セークリッド・ハート・ホスピスを作り、イギリスのロンドンにセント・ジョセフ・ホスピスを作っていた。一方今日首都ダブリンを南北に分けて在宅ホスピスを分担しているのが、セント・フランシス・ホスピスである。このホスピスは直接現代的なホスピスを創設している。また、メアリー・マウント・ホスピスを取り上げたのは、ホスピスの創設者メアリー・エイケンヘッドが誕生し育った町であり、エイケンヘッドの創設したアイルランド慈善修道女会が委託されて作ったホスピスであるからである。

創立年代は(1)が177年前、(3)のホスピスは142年前と前身は古いが、現代ホスピス第一号のセント・クリストファー・ホスピスがロンドンにできた1967年に設立された時から、各ホスピスともいち早く現代的ホスピスに変革している。(1)のホスピスは1980年、(2)は1979年、(3)

表1 アイルランドの3つのホスピスのデータ

	創設年	現在の対象者	スタッフ (在宅・デイケアも担当する)	緩和ケアベッド数	在宅ケア(常時)	デイ・ホスピス
(1)アワー・レディース・ホスピス	・1835年 8床 ・創立時は身寄りのない女性、結核患者 ・1879年改称	・1980年から終末期がん患者	専任医師2名、研修医4名、正看護師14名、準看護師12名  チームケア(医師・看護師、OT、PT、栄養士、SW、パストラルワーカー、心理士、音楽療法士)等	・1980年 42床  ・1993年独立の建物で36床(内在宅ケア患者用18床)	1985年開始(年平均170名) 専任看護師12名	あり 火・水・金 10:00～16:00 平均15名/日
(2)セント・フランシス・ホスピス	・1979年	・終末期がん患者	専任医師1名、非常勤医師3名、看護師19名、常駐のチャプレンとシスター、非常勤のSW、PT、等	19床(内在宅ケア患者用2床)	1989年開始(年平均600名) 専任医師1名、非常勤医師2名、専任看護師9名	あり 1994年開始、週4日、 10:30～15:00 平均17名/日
(3)メアリー・マウント・ホスピス	・1870年貧しい身寄りのない高齢者 ・1920年結核患者 ・1980年改称	・1980年から終末期がん患者	専任医師4名 非常勤医師1名 研修医2名、正看護師16名、準看護師8名、常勤SW、PT、非常勤のOP、言語療法士等	36床(内在宅ケア患者用18床)	あり 専任看護師7名	あり週3日

は1980年創設である。この3つとも現在は独立型の建物になっていて、在宅ケアとデイケア・デイホスピスが充実している。年間200～500人の在宅死を看取るためには、専任の在宅のための医師と看護師が必要であり、医師は緩和ケア病棟とデイケアの医師も兼任しているホスピスもある。ホスピス病棟のベッドはそれぞれ36床、19床、36床となっているが、日本では24床前後である。

各ホスピスとも医師、看護師は地域の家庭医や訪問看護ステーションの看護師の相談役、指導役となっており、病状の急変や緩和ケア病棟への症状緩和のための入院などの状況を判断する役目であった。

また各ホスピスともデイホスピスが併設されており、ここには数百人という数の多くのボランティアが登録し、実際に活動をしていた。ボランティアの教育は各ホスピスともプログラムを持っており、その修了者たちが登録する仕組みになっている。ボランティアの仕事はデイホスピスへの患者の送迎や、在宅患者の自宅訪問で傾聴をしたり、様子を見守ったり、デイホスピスでのスタッフのサポートである。

各デイホスピスでは主として簡単な治療、入浴、傾聴、昼食、美容、アロマセラピー、趣味などが行われ、在宅で患者が一人であるより、医師や看護師が常駐し、同病者がいるため安心と温かさが提供されていた。デイホスピスはホスピス病棟本体と同じ敷地にあり、ホスピス病棟の医師や看護師がデイホスピスにも関わっているため、相談がすぐ出来る仕組みになっていることが大きな安心であった。

また、アイルランドではデイホスピスの患者達にも公的費用が認められていることが、日本との大きな違いである。

### 3. 日本のデイホスピス

アイルランドで見えてきたデイホスピスは、その他イギリス、ドイツ、オーストリア、ベルギー等のホスピスでも、デイケアを同時に開設している所が多かった。在宅ケアを実際に実施していくためには在宅患者の身体的精神的サポートと家族のレスパイトのために、デイケアは必要なものではないかと筆者は思う。日本でも2000年介護保険制度を導入し、在宅ケアを推進するようになり、在宅をサポートするためにデイサービス制度も導入した。しかし終末期を自宅で過ごしたいがん患者のサポートシステムはまだ整っていない。介護保険の訪問看護システムが導入されているとはいえ、がん患者用にはまだ検討が必要であり、24時間の看護を家族のみに依存することは、家族にとっても負担である。筆者は日本においても、ヨーロッパのデイホスピスのサポートは必要であると提言してきた。しかしその

実現はまだまだ先であるように思われる。現状においてデイホスピスはどのくらい実現しているのであろうか。少々データは古いが、日本におけるデイホスピスがどのような実態であるかは、2003年にデイホスピス研究委員会が日本公衆衛生協会の助成金で調査した報告がある<sup>7)</sup>。この報告書はデイホスピス研究委員会の加藤恒夫氏を総括者として行った調査研究である。報告書の中でもデイホスピスは実施されているところは少ないとの前提で、この研究班の目的はデイホスピスを視野に入れて「通所リハビリテーション」がデイホスピスの役割をどの程度果たせるかの研究であった。

通所リハビリテーションとは脳血管疾患や大腿骨骨折などにより身体的機能を低下させた患者がリハビリを行い、日常生活の動作の改善により寝たきりを防止する目的で作られた専門の病院、病棟のことである。高齢者のデイサービスとは異なり、身体のリハビリのために通い、医師、看護師、理学療法士、作業療法士の配置が義務付けられており、言語聴覚士やソーシャルワーカー、管理栄養士等も参加して専門的なりハビリを実施している。また、入浴や食事、レクレーションなどのサービスも受けられ、送迎も通所リハビリテーションのスタッフがやっている。ここにホスピスの機能を見出そうとするのは、通所リハビリテーションがリハビリという目的ではあれ、デイケアを行っており、がんの末期の患者たちが通所するのに必要な医師や看護師がおり、送迎もあり、入浴やレクレーションと言った気持ちの開放を伴うサービスも受けられる可能性があるからである。

研究班の加藤氏はまだ始まっていないデイホスピスの創設より、「いたずらに新しい制度的提案をすることを目的とせず、実態調査より判明した事実即して、その延長線上に今後のケアの体制の効率的なあり方を考える<sup>8)</sup>」との視点から、通所リハビリテーションに緩和ケア的医療を付加する可能性を調査していた。通所リハビリテーションにもがんの末期患者が通所しており、一定の役割を期待できることは事実であった。問題点は通所リハビリテーションで1. がんの緩和ケアの医療が出来る、2. 医療監視下での入浴等のサービスが出来る、3. がん患者のニーズに合わせた休息等が取り入れられる（リハビリは身体機能の回復のためのプログラムが必要であり、がん患者には疲れた折の個室

7) デイホスピス研究委員会刊行、日本公衆衛生協会平成15年度助成研究報告書「がん患者の終末期ケアにおける通所リハビリテーションの役割—介護保険によるがん終末期ケアの可能性—」研究総括者 加藤恒夫

8) 上記研究報告書 p.13

での休息等が求められる), 4. IVH 管理, 持続皮下注射ポンプ管理等の医療行為が出来る, 5. 限られた命の患者家族へのスピリチュアルケア等がどの程度まで可能かである。しかし, これらは通所リハビリテーションの構成員にとって, 対応は現状では難しいことが多い。通所リハビリテーションにデイホスピスの機能を付与することは, 確かに新たな制度提案ではないが, 通所リハビリテーションのスタッフにかなりの緩和ケアの知識が要求され, その教育は時間がかかり, むずかしいものとなりそうである。通所リハビリテーションでがんの末期の患者がデイケアのサービスを受けることが出来た事例はいくつかあるが, それはその通所リハビリテーションの設立母体にがん専門病院があり, 医療者の交流が上手くできていたからである。それゆえ, 医療の処置が可能であれば通所リハビリテーションでデイホスピスを実現することも可能<sup>9)</sup>であろう。

通所リハビリテーションの数は筆者の職場の所在地の千葉県東葛地域において, 松戸市(人口約 48 万人) 16 箇所, 柏市(人口約 40 万人) 12 箇所, 我孫子市(人口約 14 万人) 7 箇所, 流山市(人口約 16 万人) 5 箇所である。在宅のがん患者が通所するには適度な数であると思う。勿論施設での受け入れ可能人数を今は考慮せず述べている。しかしあくまでもリハビリは快方に向かうことを前提とする患者であり, 一方デイホスピスのケアに通う患者は人生の最終章に向かう人々である。こうした患者達を混在したままケアすることは, 施設として充実した運営成果を期待することができるのであろうか。

デイホスピスという名称で開設が始まった施設も少しずつ日本にも出来てきている<sup>10)</sup>。ただ非常に少なく, まだ全体的な実情の研究調査がされていない現状である。

## おわりに

本研究を始めたきっかけは, 病になっても出来る限り自宅で過ごしたいが, それは可能かという問題であった。2000 年から障がい者や, 65 歳以上で身体的行動援助を受けることは介護保険で可能になった。しかし 65 歳以下の若年者や, 今日, 国民の 3 分の 1 の病死者ががんであるという事実を考慮すると, がんになっても安心して最後まで QOL の高い生活が出来るであろうかという問題にも直面した。

日本では 2006 年から「がん対策基本法」が施行され, 従来のがん研究や緩和ケア病棟の充実は本より, 在宅にシフトしていく方針が明らかとなった。元来自宅で死ぬまで過ごしたいという人のパーセントは非常に高いのであるが, 現状で在宅ケアを希望しても決して QOL の高い療養生活は期待できない。在宅療養生活に対する日本の社会資源は

乏しく, 自分ひとりで人生の最期を奮闘することは厳しい。しかし, 「がん対策基本法」が成立したことは, 日本のがん対策に対して画期的なことであると思う。社会の下からの市民運動として, 患者達の権利運動として生まれてきたがん対策ではないが, 国から市町村へという上からの運動であっても, この条例の実現が次第に定着していけば, 好ましい在宅ケアの形が作られてくるのではないかと期待する。

在宅ケアが推奨され, 在宅療養支援診療所による往診の専門医師の制度も出来, 病院においては地域中核病院を中心にがん患者の緩和ケア外来や地域相談支援センターの設置も義務づけられた。「がん対策基本法」もまだ歩みだして 5 年である。ヨーロッパのホスピスにおいても, 在宅ケアを支援するデイホスピスがホスピス本体に付設されるようになったのは, ホスピス設立後 10 年ほどの所が多かった。欧米では不治のがん患者のために, まず施設としてのホスピスの設立, 次いでこのホスピスが中心になり在宅療養をしている患者達のための在宅ケア部門の設置, さらに在宅ケア患者達の通所してくるデイホスピスという 3 つをセットとして初めて充実してきている。

私は欧米と同じように, がん患者の末期の命と生活の QOL を高めるためには, がんの終末期の患者という同じ一つ目的に集約できるホスピス内にデイホスピスを開設していくべきではないかと思う。現在開所されている緩和ケア病棟にデイホスピスを設置しているホスピスも少ないながら存在している。デイホスピスが本来の目的の所に設置されていく時間はまだまだ残されている。今後, 日本において現在既に運営されているデイホスピスの設立が可能となった条件と, 開設出来ないホスピスにおいてはその障害となっていることは何か, その障害を取り除くには何かが必要か等を調査していきたいと思う。

9) 東京都墨田区にある療養通所介護事業所パリアンが週 1 日 10:00 ~ 16:30 の間, 在宅ホスピスケア患者の受入が可能であるのは, 「クリニック川越」に併設されているからである。

10) がんの緩和ケア病棟に緩和ケア支援センターやデイホスピスを設置している施設は, 広島県立病院が良い事例である。広島には市民運動として 1995 年「広島にホスピスケアをすすめる会」が設立され, 1998 年には「広島にホスピスを求める会」の設立を実現している。この会を中心に請願署名を行い, 15 万人以上の署名を集め, 広島県議会と広島市議会がこの請願が採決された。2004 年に県立広島病院に緩和ケア病棟も設立された。また個人の開業医がデイホスピスを設置している例は, 北九州の矢津内科消化器クリニックの在宅療養施設「ほっとひと息村」デイホスピスや, 宮城県仙台市で看護師が始めた緩和ケア支援センター「かんと支え合いのわ“虹”」が 2004 年から活動している。

参考文献

- 1) Donal S. Blake, Mary Aikenhead (1789-1858) Servant of the Poor Founder of the Religious Sisters of Charity 2001
- 2) シシリー・ソングラス 岡村昭彦監訳『ホスピス その理念と運動』雲母書房 2006
- 3) 黒田輝政編『日本のホスピスこれでいいかー在宅ホスピスの視点』ミネルヴァ書房 1994
- 4) 竹宮健司『日本のホスピス・緩和ケア病棟における施設整備の現状 (1990-2000)』2002年度日本建築学会関東支部研究報告書集 2003

# 「楽しく歌いましょう！あなたが主役,生涯学習・歌の会」講座研究(2)

—歌の高齢初心者講座開講 2年目—

津田 満璃

## はじめに

聖徳大学オープン・アカデミー (SOA) の「楽しく歌いましょう！あなたが主役,生涯学習・歌の会」(以後「歌の会」と略称) 講座は2008年秋に1クラス開講した。この1年目の講座研究論文は、「聖徳大学生涯学習研究所紀要—生涯学習研究—8」(2010年3月)に発表された。更に、開講2年目、高齢受講者数は徐々に増加してきた。開講1年目の観察分析、及び理論研究に続き、2年目もほぼ同じ方法論により研究は継続された。つまり、毎回講座記録を取り、企画し、受講者との対話を重んじ、反省しながら対応してきた。内外の理論研究も継続している。

2年前にこの講座をスタートさせるにあたり、3つの高齢社会貢献目標を掲げた。1つ目の高齢初心者への「楽しく歌いましょう」講座という機会提供は徐々に受け入れられつつある。2つ目の音楽教育を受けた女性講師の社会参加に関しては3年目現在4クラスで講師2名態勢となっている。そして、3つ目であるSOAへの受講者増加貢献では3年目の2010年秋は受講者58名でのスタートとなった。

「歌の会」講座1年目は3期とも1クラスで、松戸駅前前の聖徳大学10号館ホールで行われた。2年目は各期とも2クラス態勢で推移し、木曜クラスは10号館ホールで、又、水曜クラスは高齢者の足で駅から徒歩10分にある3号館の音楽室で開催された。この研究では2年目のデータ整理・分析をとおり、歌の高齢初心者の生涯学習講座は2010年代の日本でどうあることができるのかの一考察としたい。3年目の2010年秋は4クラス態勢でスタートしており、この研究をこれからの歌の生涯学習の在り方に関する継続発展研究への礎石としたい。

## 1. 開講2年目3期1年間の経過

### (1) 講座観察記録

2009年9月から2010年7月に掛けての3期1年間、木曜日の講座に関しては主に筆者が、水曜日の講座に関して

は主に峯田明子が詳細な講座観察記録を欠かさず取り続け、共有し、内容を検討しあった。筆者はこの2年間「歌の会」の全ての講座に出席し、講座はいかにあるべきかについて観察とともに研究を続けた。この1年間の講座観察記録はワードでほぼ50ページになった。この観察記録は「歌の会」の基礎研究資料として重要であると認識している。これをSOA公式アンケートと「歌の会」独自アンケート分析の際に参考にする。

### (2) 受講者数・年代・性別推移

まず、この3期1年間の各受講者数に年代別、性別、更に、継続か新規受講かを加えた「歌の会」講座全体の推移を整理してみよう。

2009年第II期(秋):合計40名

2009/09/24-12/03(木・10回)09:00-10:25

2名のみ申込にて不成立

2009/09/24-12/03(木・10回)10:45-12:10

受講者31名(継続11,新規20,内・新規男性2)

2009/09/30-12/02(水・10回)10:45-12:10

受講者9名(新期開設,木クラスより継続5,新規4)

2009年第III期(冬):合計41名

2010/01/14-03/25(木・10回)09:00-10:25

2名のみ申込にて不成立

2010/01/14-03/25(木・10回)10:45-12:10

受講者25名(継続19,新規6)

2010/01/13-03/17(水・10回)10:45-12:10

受講者16名(継続8,新規8)

2010年第I期(春):合計52名

2010/05/06-07/08(木・10回)09:00-10:25

1名のみ申込にて不成立

2010/05/06-07/08 (木・10回) 10:45-12:10

受講者 35名 (継続 20, 新規 15, 内・新規男性 2)

2010/04/14-06/23 (水・10回) 10:45-12:10

受講者 17名 (継続 9, 新規 8, 内・新規男性 3)

次にこれら全体の推移を下記のように表(表1)にし、分析してみよう。

表1: 受講者数・新規継続者数・年代別表

(2009年度第II期～2010年度第I期)(男性人数は( )内に示す)(名)

	合 ク ラ 計 ス	期 合 計	継 続	新 規	50 代	60 代	70 代	80 代	答 無 者 回
2009年/II期 (秋・木)	31 (2)		11	20 (2)	4	14 (1)	9(1)	3	1
2009年/II期 (秋・水)	9	40	5	4	0	4	5	0	0
2009年/III期 (冬・木)	25		19	6	3	10	9	3	0
2009年/III期 (冬・水)	16	41	8	8	2	8	6	0	0
2010年/I期 (春・木)	35 (2)		20	15 (2)	5	15 (1)	11 (1)	3	1
2010年/I期 (春・水)	17 (3)	52	9	8(3)	4	9(1)	4(2)	0	0

受講者数は2009年度第II期(秋)、第III期(冬)から2010年度第I期(春)にかけて、2クラスの受講者合計で40名、41名、52名と推移し、合計受講者数は133名となり、1年目の3期合計全86名に比べ55%の増加である。毎期、止める受講者もいれば、継続者や新規参加者もいて、2008年秋にこの「歌の会」が17名1クラスでスタートして以来徐々に増えてきた。地域に受け入れられつつあるのだろうか。

受講者の年代は50代から80代に渡る。60代と70代を中心とし、60代の方がやや多いといった傾向である。年代リストは事務局への講座申込書への記載によるが、稀に書き込みの無いものがあるが、アンケート共々データ収集は無理なく出来た範囲で行なっている。

比較的若い受講者に関し、「歌の会」1年目は受講者全86名のうち30代3名と40代2名の受講者が参加していた。2年目はこれらの年代の受講者はいない。これは世代間交流の観点からは残念なことであるが、高齢初心者の「歌の会」という講座の趣旨が広く理解されるようになったことを反映しているだろう。

男性受講者はときどき1、2名が1期のみ参加しては止めていたが、2010年度第1期に参加の両クラス合わせて5名のうち4名が2010年度第2期も継続受講し、初めての男性継続受講者となっている。

## 2. アンケート実施・分析(3期1年分, 2009年9月～2010年7月)

### (1) アンケートについて

「歌の会」開講2年目のアンケートは、SOA全体のものと「歌の会」独自のものを3期とも講座の終りに実施した。まず2期分は期の講座最終日に実施した。2期目にアンケート用紙を配付した際、前もって渡してくれば家でゆっくり書いて来られるが、今ここで急に書けと言われたくないという意見が数人からあった。それ故、最終期は最終回の前の週にアンケート用紙2種とも配付し、次回に書き込んだものを提出するというようにした。又、前の期の最終日に欠席した受講者から、言いたいことがあったが修了証だけが送られ、アンケートに答える機会が無かったことに対するクレームがあったので、欠席者には後から修了証と共に事務局から送付してもらった。しかし、最終日に忘れた者からも欠席者からも事務局への郵送による回収はなかった。それが最終回のアンケート用紙回収率が低下している理由でもある。

2009年第III期(2010年冬)の回収アンケートの検討から、それまでは別々にしていた事務局アンケートと「歌の会」独自アンケート(その期に歌った全曲目チェックリスト含)を1名分ずつ1アンケートとして綴じて渡すことにした。各受講者の講座に対する判断を総合的により正確に把握するためである。

回収アンケートは各講師とコーディネーターがコピーを共有し、討議、反省資料としている。

下記のようにSOAアンケートと「歌の会」独自アンケートを集計する。各期毎に2クラスをまとめることもできるだろうが、各クラスの条件により、結果に差が見られるのかどうかを検討したく、ページ数が限られているにも関わらず全てのアンケート結果を期別、クラス別に表記した。それらのデータから抽出できるこの講座に対する評価分析に関し、テーマ毎に1年間の大きな評価の流れを掴むことに重点をおきたい。受講者達の批判や評価であるアンケート結果を判断・理解する際、1年間の講座に対する準備、講座そのものの記録、受講者の批判、講師側の反省、討論などの記録である詳細に渡る講座観察記録を活用する。

### (2) SOA公式アンケート集計・分析(3期分, 表2-1・表2-2, 表3-1・表3-2, 表4-1・表4-2参照)

まず、SOA公式アンケート結果を表に集計する。期としては、2009年度第II期(秋)、2009年度第III期(冬)、2010年度第I期(春)の開講時期順に記載する。各期とも木曜日、水曜日の講座順に表に記録する。

表2-1：SOA公式アンケート2009年度第Ⅱ期(秋・木, 2009/09/24～12/03), 回答者22名/出席者22名/在籍者31名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 22/22	満足 11	やや満足 6	普通 4	やや不満 1	不満 0
満足・やや満足の理由 17/13	内容 8	費用 1	教室・施設 2	担当講師 6	
やや不満・不満の理由 1/1	内容 1	費用 0	教室・施設 0	担当講師 0	
難易度 20/20	理解丁度よい 14	難しかった 2	易しかった 4		
受講理由 25/22	内容に関心 15	担当講師 3	大学主催 2	立地 4	受講料 0
	他に無いから 1				
受講目的 24/22	教養 1	余暇有効 3	交流 1	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 18
	その他 1				

表2-2：SOA公式アンケート2009年度第Ⅱ期(秋・水) (2009/09/30～12/02), 回答者9名/出席者9名/在籍者9名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 9/9	満足 7	やや満足 2	普通 0	やや不満 0	不満 0
満足・やや満足の理由 9/9	内容 2	費用 0	教室・施設 0	担当講師 7	
やや不満・不満の理由 0/0	内容 0	費用 0	教室・施設 0	担当講師 0	
難易度 8/8	理解丁度よい 5	難しかった 0	易しかった 3		
受講理由 10/9	内容に関心 5	担当講師 3	大学主催 0	立地 1	受講料 0
	他に無いから 1				
受講目的 10/9	教養 0	余暇有効 2	交流 3	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 5
	その他 0				

表3-1：SOA公式アンケート2009年度第Ⅲ期(冬・木, 2010/01/14～3/25), 回答者20名/出席者21名/在籍者25名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 20/20	満足 14	やや満足 3	普通 1	やや不満 2	不満 0
満足・やや満足の理由 15/11	内容 7	費用 1	教室・施設 2	担当講師 5	
やや不満・不満の理由 2/2	内容 1	費用 0	教室・施設 0	担当講師 1	
難易度 20/20	理解丁度よい 18	難しかった 0	易しかった 2		
受講理由 21/20	内容に関心 16	担当講師 3	大学主催 0	立地 2	受講料 0
	他に無いから 1				
受講目的 23/19	教養 1	余暇有効 2	交流 4	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 15
	その他 1				

表3-2：SOA公式アンケート2009年度第Ⅲ期(冬・水, 2010/01/13～3/17), 回答者13名/出席者14名/在籍者16名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 15/13	満足 11	やや満足 2	普通 1	やや不満 1	不満 0
満足・やや満足の理由 14/13	内容 4	費用 0	教室・施設 0	担当講師 10	
やや不満・不満の理由 1/1	内容 0	費用 0	教室・施設 1	担当講師 0	
難易度 13/13	理解丁度よい 10	難しかった 0	易しかった 3		
受講理由 13/13	内容に関心 10	担当講師 2	大学主催 1	立地 0	受講料 0
	他に無いから 0				
受講目的 14/13	教養 0	余暇有効 1	交流 1	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 11
	その他 1				

表4-1：SOA公式アンケート2010年度第I期(春・木, 2010/05/06～07/08), 回答者23名/出席者28名/在籍者33名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 23/23	満足 15	やや満足 5	普通 3	やや不満 0	不満 0
満足・やや満足の理由 20/18	内容 8	費用 0	教室・施設 2	担当講師 10	
やや不満・不満の理由 0/0	内容 0	費用 0	教室・施設 0	担当講師 0	
難易度 23/23	理解丁度よい 16	難しかった 2	易しかった 5		
受講理由 23/23	内容に関心 18	担当講師 1	大学主催 3	立地 0	受講料 0
	他に無いから 0	その他 1			
受講目的 23/23	教養 1	余暇有効 2	交流 1	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 19
	その他 0				

表4-2：SOA公式アンケート2010年度第I期(春・水, 2010/04/14～06/23), 回答者14名/出席者16名/在籍者17名

(回答数)/(回答者)					
講座の感想 14/14	満足 7	やや満足 3	普通 4	やや不満 0	不満 0
満足・やや満足の理由 10/10	内容 3	費用 0	教室・施設 0	担当講師 7	
やや不満・不満の理由 0/0	内容 0	費用 0	教室・施設 0	担当講師 0	
難易度 14/14	理解丁度よい 13	難しかった 0	易しかった 1		
受講理由 14/14	内容に関心 11	担当講師 0	大学主催 0	立地 0	受講料 1
	他に無いから 0	その他 2			
受講目的 14/14	教養 0	余暇有効 3	交流 1	仕事に生かす 0	趣味・娯楽 10
	その他 0				

注：SOA公式アンケートには「ひとつお選び下さい」と指示があるが、複数回答の場合もあり、それも数え、回答者に対する回答数を記した。

さて、この6つのSOA公式アンケート集計表分析から何が言えるだろうか。

「講座の感想」としては、3期1年間を通じ2クラスとも絶対的多数が「満足」か「やや満足」と応えている。「やや不満」が2期までの合計3クラスに1から2票あったが、高い声で歌いたい、コーラスをしたいと初心者ではない受講者から何度か要望があった件であろう。講座を始めた頃は受講者たちのなかに、これまで参加していたサークルのやり方をここでもやってもらいたいという要望があった。しかし、毎期の始めや途中の茶会、食事会の度にこの講座が初心者対象の斉唱クラスであることを繰り返し説明することで、最後の期になると「やや不満」も「不満」も無くなった。全体として講座の趣旨に対する理解が得られてきたと受けとめている。

「満足・やや満足の理由」を全期集計すると、全回答85票中、「内容」に対し32票、「講師」に対し45票という結果が目立つ。これは、現在の内容と講師の教授法に一定の理解が得られていることを示している。

「受講理由」では「内容に関心」が全回答106票中、75票であり、「受講目的」では「趣味・娯楽」が全回答108

票中、78票と突出している。受講者達の日頃の言葉をまとめると、講座で毎週懐かしい歌を安心して歌えることが大変楽しいようで、これらの回答に現れていると言えよう。「受講理由」で次に多かったのは「担当講師」で全回答106票中、12票あった。「講師」に「満足」から、さらに「講師」が「受講理由」になるので、講師教育を大事にしなければならない。「受講目的」で次に多かったのが「余暇利用」で、全回答108票中、13票あり、高齢者が余暇として過ごしたい講座を発展的に提供できるよう更なる研究が必要だろう。

### (3)「歌の会」独自アンケート集計・分析(3期分, 表5-1・表5-2, 表6-1・表6-2, 表7-1・表7-2参照)

次に、2009年秋の学期(表5-1, 表5-2)、2010年冬の学期(表6-1, 表6-2)、2010年春の学期(表7-1, 表7-2)とこの1年間3期の各学期の終りに行なった「歌の会」独自アンケートの集計を下記の表にまとめる。こちらも各期とも木曜日、水曜日の講座順に記録する。

表5-1：独自アンケート2009年度第Ⅱ期（秋・木，2009/09/24～2009/12/03），回答者22名/出席者22名/在籍者31名，  
（人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げること基本とする。複数回答も取り上げる。）（回答者数）

1. 以前は歌った14 歌わなかった8	2. 歌わなかった理由： 下手4 機会が無かった5	3-1. 良かった歌（最多のみ）： 瀬戸の花嫁，翼をください， 月の沙漠，大きな古時計， 銀色の道，各15	3-2. 良くなかった歌（最多のみ）： グリーンスリーブス14 オーソレミオ，あの素晴らしい愛を もう一度，チムチムチェリー，各5	
4. 難しかった理由： 音が高過ぎる5 音が低過ぎる0 リズムが取り難い10 知らない歌2	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡5 童謡・唱歌16 日本伝統音楽1 クラシック6	6. 一番好きな歌： 無回答14 その他いろいろ8	7. クラスで歌いたい歌： 無回答14 その他いろいろ8	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答10 無し2 その他いろいろ10
9. 普段大きい声を出す機会： ある5 ない17	10. この会に参加の結果： 声が前より：出る20 出ない2 歌が上手に：なった12 ならない9 体が健康に：なった19 ならない0 楽しい時間を過ごす：楽しい22 楽しくない0 歌の仲間：できた18 できない3			

表5-2：独自アンケート2009年度第Ⅱ期（秋・水，2009/09/30～12/02），回答者9名/出席者9名/在籍者9名，  
（人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げること基本とする。）（回答者数）

1. 以前よく歌った7 歌わなかった2	2. 歌わなかった理由： 下手1 機会が無かった1	3-1. 良かった歌（最多のみ）： 遠くへ行きたい，翼をくだ さい，あの素晴らしい愛を もう一度，千の風になって， 各5	3-2. 良くなかった歌： おおシャンゼリゼ2	
4. 難しかった理由： 音が高過ぎる0 音が低過ぎる1 リズムが取り難い1 知らない歌0	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡6 童謡・唱歌4 日本伝統音楽0 クラシック5	6. 一番好きな歌： 無回答2 その他いろいろ	7. クラスで歌いたい歌： 無回答6 シャンソン2	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答3 その他いろいろ
9. 普段大きい声を出す機会： ある3 ない6	10. この会に参加の結果： 声が前より：出る7 出ない0 歌が上手に：なった4 ならない4 体が健康に：なった5 ならない2 楽しい時間を過ごす：楽しい9 楽しくない0 歌の仲間：できた9 できない0			

表6-1：独自アンケート2009年度第Ⅲ期（冬・木，2010/01/14～2010/03/25），回答者21名/出席者21名/在籍者25名，  
（人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げること基本とする。）（回答者数）

1. 以前よく歌った14 歌わなかった7	2. 歌わなかった理由： 下手3 恥ずかしい1 機会が無かった3	3-1. 良かった歌（最多のみ）： いい日旅立ち19 いつでも夢を17 今日の日はさようなら17 荒城の月，早春賦，花，椰 子の実，勿忘草をあなたに， 各16	3-2. 良くなかった歌： 黒い瞳の3 ケンタッキーの我が家3 コサックの子守歌3
-------------------------	---	---	--

4. 難しかった理由： 音が高過ぎる 1 音が低過ぎる 0 リズムが取り難い 2 知らない歌 6 無回答 12	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡 3 童謡・唱歌 9 日本伝統音楽 2 クラシック 4 無回答 1	6. 一番好きな歌： 無回答 9 その他いろいろ 9 いい日旅立ち 3	7. クラスで歌いたい歌： 無回答 11 昴, サボテンの花, 各 2	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答 11 その他いろいろ 6 ふるさと 3 四季の歌 2
--	---	--	---	---

9. 普段大きい声を出す機会： 無回答 1 ある 8 ない 12	10. この会に参加の結果： 声の前より：出る 17 出ない 4 歌が上手に：なった 15 ならない 5 体が健康に：なった 16 ならない 4 楽しい時間を過ごす：楽しい 19 楽しくない 1 歌の仲間：できた 17 できない 3
---	--

表6-2：独自アンケート2009年度第Ⅲ期(冬・水, 2010/01/13～3/17), 回答者14名/出席者14名/在籍者16名,  
(人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げること基本とする。) (回答者数)

1. 以前よく歌った 10 歌わなかった 4	2. 歌わなかった理由： 下手 2 無回答 2	3-1. 良かった歌 (最多のみ)： 翼をください 13 切手のないおくりもの, この広い野原いっぱい, 千の風になって, 峠の我が家, 雪の降る町を, 夢路より, 各 12	3-2. 良くなかった歌： 仰げば尊し, 金太郎, 聖者の行進, 千の風になって, 竹田の子守歌, ともしび, トロイカ, 平城山, 久しき昔, ママのそばで, ローレライ, 各 1
---------------------------	-------------------------------	---	--

4. 難しかった理由： 音が高過ぎる 1 音が低過ぎる 0 リズムが取り難い 1 知らない歌 0 無回答 12	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡 1 童謡・唱歌 11 日本伝統音楽 1 クラシック 5 無回答 1	6. 一番好きな歌： 無回答 6 その他いろいろ	7. クラスで歌いたい歌： 無回答 10 その他いろいろ	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答 6 その他いろいろ
--	--	--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------

9. 普段大きい声を出す機会： 無回答 2 ある 5 ない 7	10. この会に参加の結果： 声の前より：出る 12 出ない 0 無回答 2 歌が上手に：なった 8 ならない 4 無回答 2 体が健康に：なった 12 ならない 1 無回答 1 楽しい時間を過ごす：楽しい 12 楽しくない 1 無回答 1 歌の仲間：できた 12 できない 1 無回答 1
--	--

表7-1：独自アンケート2010年度第Ⅰ期(春・木, 2010/05/06～07/08), 回答者23名/出席者28名/在籍者33名,  
(人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げること基本とする。) (回答者数)

1. 以前よく歌った 16 歌わなかった 6	2. 歌わなかった理由： 下手 1 恥ずかしい 1 機会が無かった 3	3-1. 良かった歌 (最多のみ)： エーデルワイス, 今日の日 はさようなら, 北上夜曲, 夏の思い出, ふるさと, 各 19	3-2. 良くなかった歌： 平城山 7 愛の賛歌, 美しき, 涙そうそう, 各 3
---------------------------	--	--	--

4. 難しかった理由： 音が高過ぎる 2 音が低過ぎる 0 リズムが取り難い 3 知らない歌 7	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡 4 童謡・唱歌 17 日本伝統音楽 1 クラシック 3	6. 一番好きな歌： 無回答 9 その他いろいろ	7. クラスで歌いたい歌： 無回答 9 その他いろいろ	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答 5 朧月夜 4 その他いろいろ
--	---	--------------------------------	-----------------------------------	---

9. 普段大きい声を出す機会： ある 7 ない 16	10. この会に参加の結果： 声の前より：出る 22 出ない 1 歌が上手に：なった 16 ならない 7 体が健康に：なった 23 ならない 7 楽しい時間を過ごす：楽しい 22 楽しくない 1 歌の仲間：できた 21 できない 2
----------------------------------	--

表7-2：独自アンケート2010年度第I期(春・水, 2010/04/14～06/23), 回答者14名/出席者16名/在籍者17名,  
(人数に関しては4名以上の回答項目を取り上げることとする。) (回答者数)

1. 以前よく歌った 8 歌わなかった 6	2. 歌わなかった理由： 下手 1 機会が無かった 2	3-1. 良かった歌（最多のみ）： 学生時代，切手のないおくりもの，今日の日はさようなら，希望，四季の歌，琵琶湖就航の歌，各 10	3-2. 良くなかった歌： アロハオエ，美しき天然，オーラリー，涙そうそう，各 2
--------------------------	-----------------------------------	--	--

4. 難しかった理由： 音が高過ぎる 1 音が低過ぎる 0 リズムが取り難い 3 知らない歌 1	5. 好きな歌のジャンル： 演歌・歌謡 2 童謡・唱歌 7 日本伝統音楽 0 クラシック 3	6. 一番好きな歌： 無回答 5 その他いろいろ	7. クラスで歌いたい歌： 無回答 7 惜別の歌 2 その他いろいろ	8. 家庭で口ずさむ歌： 無回答 5 その他いろいろ
--	--	--------------------------------	---	----------------------------------

9. 普段大きい声を出す機会： ある 5 ない 9	10. この会に参加の結果： 声の前より：出る 14 出ない 0 歌が上手に：なった 8 ならない 5 体が健康に：なった 10 ならない 4 楽しい時間を過ごす：楽しい 14 楽しくない 0 歌の仲間：できた 14 できない 0
---------------------------------	---

さて，この「歌の会」独自アンケート全6表のアンケート集計から，受講者の講座に対するどのような判断が見られるだろうか。ページ数の関係から，講座観察記録を活用しながら通期検討結果をできるだけ簡略に記述しよう。

1. 「以前は歌った」と「歌わなかった」の回答を3期1年間の木曜クラス表(表5-1, 表6-1, 表7-1)と比較すると，14：8，14：7，16：6で，パーセント比にすると64：36，67：33，73：27と期を追うごとに「以前は歌った」受講者は増加している。次に，水曜クラス表(表5-2, 表6-2, 表7-2)では，7：2，10：4，8：6で，パーセント比にすると78：22，71：29，57：43で，「以前は歌った」受講者は減少している。この正反対の結果は何を意味しているのだろうか。アンケートは無記名なので，継続者か新規者かは

分らないが，両クラスの結果からすると，それだけの問題とは数字上言えない。又，この質問は，開講後早い段階では参考になる項目であったが，条件を付けても必ずしも回答者が守るとは言えないので，継続者が増えていくことでもあり，質問事項としてはもはや適当とはいえないだろう。

2. 「歌わなかった理由」として，「恥ずかしい」が1名ずつ2つの表に見られる以外は，「下手」と「機会が無かった」が選択されている。日頃の話し合いの中でも，下手でも良いと読み取れる「歌の会」の広報誌を見て勇気を出して参加した，中には何期も迷ったあげく下手でも大丈夫そうだと恐る恐る参加したという受講者の声が聞かれる。

3. 歌の選曲は，各クラス講師がやっている。それには，

これまでのアンケート結果やクラスでの話し合いを考慮に入れている。曲目には常に季節の歌やリクエストも入れており、毎回かなり入れ替わるのが普通である。最も「良かった歌」に「翼をください」が両クラスとも合わせて3回入った。好かれているが、難しいところもあり繰り返し歌ったので親しみが持たれたのだろう。「今日の日はさようなら」も同じく3回入っているが、これは毎回最後に歌っており、好まれているのは良いことである。さて、前者に比べ「良くなかった歌」について票はずっと少なくなるが、「グリーンズリーヴス」は14/22と際立って嫌われている。次に嫌われたのは「平城山」で7/23である。「あの素晴らしい愛をもう一度」や「千の風になって」のように、「良かった歌」と「良くなかった歌」の両方に入る曲もある。その他にも「良くなかった歌」に入った曲目を見るとリクエストされたもので、繰り返し歌っても難し過ぎたと思われるものがある。ここでも、歌いたい歌と、歌える歌は違うということが分かる。結果はともかく歌ってみたいという多くの受講者の声も尊重しなければならず、それらの歌が無理なく試せるようにいろいろ工夫していくことも大切だろう。

4. 「難しかった理由」として「音が高過ぎる」という受講者は特に1年目は多かった。2年目の木曜クラス1期目も5票ある。しかし、ほぼ上のドまでにしてからは不満は1から2票と減ってきた。「リズムが取り難い」という評が合わせて20票あったが、リズム感の養成はこれからの課題である。「知らない歌」は合計16票であった。譜面を見ている、記憶に頼っていることが分かる。新しい歌に慣れるようにゆっくり何週かに渡り繰り返すなどの配慮が必要だろう。

5. 「好きな歌のジャンル」では、年間6表合計で「演歌・歌謡」は21票、「童謡・唱歌」は64票、「日本伝統音楽」は5票、「クラシック」は26票となっている。「童謡・唱歌」について「クラシック」が好まれていることと「日本伝統音楽」が好まれていないのは注目に値するだろう。この傾向については観察を継続していきたい。

6. 「一番好きな歌」、7. 「クラスで歌いたい歌」、8. 「家庭で口ずさむ歌」に対し6表合計で無回答がそれぞれ全103名の回答者のうち、45票、57票、40票であった。それ以外にはいろいろな曲名が書かれており、これからの曲選びの参考になる。しかし、それぞれの項目に曲名を書かない受講者がこれだけいるということは、具体的に聞かれるより、「好きな歌のジャンル」だという「童謡・唱歌」や「良かった歌」リストなどを参考に主催者側に選んでもらいたいということであろうか。

9. 「普段大きい声を出す機会」が「ある」と「ない」の

比率は、それぞれ全103名の回答者のうち、33票、67票であった。そして、10.において全回答のうち92票、つまり、89パーセントが「声が前より出る」ようになったと回答している。「普段大きい声を出す機会」が「ある」者と「ない」者を合わせての89パーセントである。日頃から声が段々出なくなると心配している高齢者達が、声が出るようになったと自覚してくれているわけだが、無理の無い呼吸法や発声法をさらに研究していきたい。

10.の「歌が上手になった」と「ならない」の回答比であるが、63票と34票となっている。つまり、回答者のうち61パーセントが「歌が上手になった」と評価しており、33パーセントはうまくないと感じている。「声が前より出る」ようになったのは回答者の89パーセントで、「歌が上手になった」と自己評価するものが回答者の61パーセントである。更に、受講により「健康になり」、「楽しい時間を過ごし」、「歌の仲間ができた」の項目では圧倒的に肯定的な回答が多く、85票、98票、91票、つまり、回答者のパーセント比としては、83、95、88パーセントとなっている。この結果から、受講者たちがこの講座受講を有意義だと受けとめていることが分かる。

週1回85分の講座を3期1年間受講の結果としてはかなりポジティブな評価であろう。受講者たちが楽しい時間を過ごせる講座に出席することを生活の楽しみにできるように、講座自体の充実と講座の雰囲気作り、受講者間のコミュニケーションがさりげなく取れるように更に研究を重ねていきたい。

#### (4) 講座開始後2年目1年間のアンケート2種分析結果への追記

不満足者への対処について考えてみよう。アンケート結果全体から、「歌の会」講座は受講者からかなり肯定的に評価されていることが分かる。しかし、不満足の方が少しはいる。これは一つにはこの講座の特質である歌の高齢初心者の講座であることからもきている。ずっと歌い続けてきたが、程度が高くハードなサークルで続けるのは辛くなり楽そうなこの講座に通い始めた受講者たちがいる。彼女達にとってはこの講座は大変に物足りないのに、コーラスがしたい、高い声で歌いたいと提案しては回りの初心者を不安がらせる。歌に自信のある高齢者の主張はときに変強硬である。そうすると自信の無いものは口を閉ざす。会の趣旨がほんの少数者の主張により様変わりしては大多数の参加者がやっていけなくなる。そこで、各期の始めや途中の挨拶などの機会を捕らえては、この講座は高齢初心者が安心して歌えるようにやっており、歌上手の人が中心に

なって楽しむところではないので、歌の上手な人も歓迎だけれど講座の趣旨を理解し協力して欲しいと、コーディネーターは繰り返し説明している。継続している受講者たちが講座の趣旨を新規参加の要求のきつい受講者たちに説明してくれることもあり、次第に歌の初心者が継続できる講座として定着してきたのが数字に表れている。

木曜日クラスと水曜日クラスに対する2種類のアンケート全てに渡りクラス毎・期毎の表を作成した。この2クラスの違いを比較検討してみよう。木曜クラスは駅前14階の200人ホールで、水曜クラスは駅から高齢者には徒歩10分程の音楽室で行われている。どちらも問題なく音を出せる環境で、グランドピアノが供されている。木曜クラスがまずスタートし、2年目から水曜クラスもスタートした。高齢者には駅に近いということは大きいメリットで、歩行に苦勞する受講者たちは、駅前の木曜クラスを受講している。木曜クラスは2008年秋にスタートし、場所がガラんと広く、年齢層に幅があり、人数は水曜クラスより多い。水曜クラスは2009年秋にスタートし、年齢が比較的近く、人数が少ないのでコミュニケーションが図りやすい。その結果、両クラスとも「楽しい」という回答が多いというだけでなく、水曜クラスの方が「歌の仲間」が「できた」という回答率がさらに上っている。木曜クラスのホールは広く収容能力があるので、クラスを増やさなくて良いのではないかという事務局の考えもある。「歌の会」の趣旨として受講者間のコミュニケーションも歌に次いで大切だと考えている。「歌の会」の受講者増加に際し、クラス規模を大きくしない方が良いのかについては次の研究課題である。

### 3. 文献研究

この「歌の会」講座は既存の理論やモデルに基づいて始めたのではない。筆者の個人的な幾つかの日本人女性達との歌のサークル体験、ヨーロッパの日本語学習者と邦人フランス語学習者の交流会を主催し参加者たちと歌っていた体験、ヨーロッパの修道院における4年間の歌のあるコミュニティ生活体験などを基に、それまでの孤独・命・交流の場・コミュニケーション・高齢社会といったキーワードで表すことのできる文化社会学的な研究を踏まえスタートに至った。そしてこの講座が、今の時代に合った普遍的な活動として発展できるだろうと考えている。現場研究と共に、日本及び世界のこの方面の動きや研究成果の比較研究を進め、この講座の基本概念研究のあり方を探りたい。

昨年度の「歌の会」講座研究では音楽療法関係の文献を中心に検討した。この1年間は、更に歌の高齢初心者のた

めの教授法・生涯学習・社会文化・倫理・哲学という範囲で、「歌の会」の基礎研究をテーマに資料探索を試みた。

高齢者の記事は新聞などのマスコミにもよく登場する。活動と研究の同時代性を確保するためにも関連記事に注意を払っている。又、書籍だけでなく、音楽ソフトについても研究対象を広げ始めた。

#### (1) 日本経済新聞切抜き

日本経済新聞から例として下記に関連記事を挙げる。

1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口減社会の未来図」シリーズ、朝刊「経済教室・ゼミナール」欄  
「9. 増える百寿者 女性の5人に1人が100歳に」、2010年7月19日  
「11. 少子化対策 減少前提の社会づくりと両立を」、2010年7月21日  
「12. 30年後の地域 14歳以下の人口、3県で半減」、2010年7月22日  
「16. 地域の家族・世帯 高齢世帯の増加、都市で顕著」、2010年7月28日  
「18. 先進国の高齢化 先頭に立つ日本、世界のモデルに」、2010年7月30日
2. 「団地空洞化と闘う 上 問いかけが孤立救う センサー高齢者見守る」、夕刊「らいふプラス欄」、2010年6月15日
3. 永倉克枝「『要介護』にならないために健康長寿のコツ 友人との交流多く趣味の団体に参加」、朝刊「健康」欄、2010年9月5日
4. 吉川敏一「抗加齢を学ぶ 自分に合った楽しい活動を」、夕刊、2010年10月15日
5. 岩田三代「新しい『縁社会』は築けるか 行政頼みからの脱却を」、朝刊「中外時評」、2010年10月24日

#### (2) 書籍

1. 川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社現代自由学芸叢書、創文社、1995、2000  
「<現代をどう生きるか>を問い続けていく営み—これが《現代倫理学》なのだ。」<sup>1)</sup>と著者は述べ、ケアと正義についても倫理的研究を理論的に掘り下げている。このテーマに関しては、さらに詳しく読み込んでいきたい。
2. 丸林実千代「生涯音楽学習としての高齢者の音楽的ライフ・レビュー」『生涯音楽学習入門』、音楽之友社、1999、pp.131-142

高齢者が回想により過去を深く振り返り、自己確認

をすることが、現在からの人生にも役立つことが、自分史執筆の例などから述べられている。音楽の生涯学習においてもライブ・レビューが役に立つのではないかと例を挙げている。

3. 高萩保治・中嶋恒雄 編著『音楽の生涯学習・理論と実際』, 玉川大学出版部, 2000

音楽全般に渡り基礎理論から実際に到るまで広く生涯学習について述べられている。まず全体的な理解に役立つ。専門の音楽教育者が生涯学習に関わる場合の再教育の必要性についても述べられている。<sup>2)</sup>

4. ブリュンホルフ・スティエゲ / 阪上正巳他訳『文化中心音楽療法』, 音楽之友社, 2008, (Stige, BRYNJULF “Culture-Centered Music Therapy”, Barcelona Publishers, 2002)

コミュニティ音楽療法という言葉には魅かれるものがある。我々が置かれた場に相応しい音楽学習環境を作り出そうとすると、それなりに参考になるだろう。

5. 大滝昌之『スウェーデンの社会福祉と音楽療法 —音楽療法士・福祉職としての体験から—』, 音楽之友社, 2003

スウェーデンの社会福祉と音楽療法を現地での体験を軸に紹介している。文化や歴史社会状況の日本との違いをふまえ、日本の諸事情と比較しながらスウェーデンの現状をなるべく分かりやすく説明することになり成功している。音楽療法士は国家資格ではないこと、老人ホームを無くするなど介護施設などの施設のあり方が違ってきていることやその理由がよく分かる。この国で音楽が社会弱者とどのような関わりを持つことになっているのかは参考になる。

6. 大湊幸秀『音楽療法・回想法に活かす高齢者の生活史事典』, 日総研出版, 2005

1868年(明治元年)から1983年(昭和58年)までの主な出来事と流行った歌のリストは、学習者の年齢と歌の流行った年齢を突き合わせるのに役に立つだろう。又、月日別、テーマ別にも検索できる。

7. 川本隆史『ケアの社会倫理学 — 医療・看護・介護・教育をつなぐ』(有斐閣選書), 有斐閣, 2005, 2006

倫理的優しさとケア感覚について述べられている。医療従事者の持つケアの心得と同じものではないとしても、「歌の会」は高齢者対象の週1回1コマの緩やかな結びつきのコミュニティ形成を目指しているので、講座運営にはケアの心構えについて考えておく必要があるだろう。この中で武井もバーンアウトについて書いているが<sup>3)</sup>, 60代から80代の受講者を中心に

大きな会にしていこうとすると、この問題は避けて通れないだろう。

8. 北村英子『うたいましょう! ポピュラーソング(介護予防・健康福祉ブック3), (音楽療法的アプローチ集 Vol.1)』, ひかりのくに, 2005

9. 北村英子『介護予防アクティビティにも生かせる音楽療法的音楽活動(介護予防・健康福祉ブック4), (音楽療法的アプローチ集 Vol.2)』, ひかりのくに, 2006

上記2冊は音楽療法の解説付き歌のテキストであるが、音符の記載方法はドレミを書き込むなど参考になる。

10. 南田勝也「音楽と社会のつながり—定量調査の視点から」, 小西潤子他編『音楽文化学のすすめ』, ナカニシヤ出版, 2007, pp.177-194

音楽と愛好者の社会階級の間隔を考慮せざるをえないのではないかと「歌の会」の受講者の分析から考え始めており、音楽社会調査についてのこの研究史紹介は興味深い。

11. ジョン・T・カシオポ & ウィリアム・パトリック, 柴田裕之(訳)『孤独の科学—人はなぜ寂しくなるのか』, 河出書房新社, 2010

受講者たちが、「このお授業は良い、こんなのは無いですよ」、と言って喜んでくれるとき、このクラスに掛ける受講者たちの意気込みと彼女達の日常の孤独を感じる。授業への参加とそれを基盤に広がる人間関係が彼女達の日常を少しでも豊かにすることに役立つのが目的でもあるが、週1回の講座の限界もあるので、主催者側としての限界を忘れないようにしたい。それにしても孤独について学習するの必要を感じた折り、ずばりのタイトルのこの訳書が出版された。

これは孤独と社会的つながりをテーマに20年余りにわたる学際的科学的調査に基づく研究のまとめである。<sup>4)</sup>

### (3) 音楽ソフト

1. 『耳のチカラ EarMaster 5』, e frontier

音程を聞き取ったり、リズムをつかんだりする練習ができるソフトである。高齢初心者の講座において基本をどのように学習できるか、音楽教育ソフト面からも検討を始めた。

2. 『finale PrintMusic 2010 日本語版』, e frontier

高齢初心者の音程に合わせ楽譜を作り直したり、基本学習用の楽譜を作成する必要がでてきたので、記譜ソフト検討を始めた。

## 終りに

前年に引き続き「歌の会」講座のまとめ・分析・研究を主に行った。そこから，この講座を支える基礎理論研究と共に，高齢初心者と講師のための教授法の開発研究が必要となってきた。

「歌の会」は歌とコミュニケーションの機会を高齢初心者に提供することを第一の目的に始められた。そして，いかに受講者の要望に答えられるかを問いながら進めてきた。この講座を継続発展させることに意義を感じているが，講座継続のためにはやはり楽しいだけではなく，高齢者対象ながらも講座らしく学習と進歩の喜びを味わえることが必要と分かってきた。そのために高齢になってから歌い始める受講者用教授法の開発を目指す必要がでてきた。さらに，高齢初心者といっても対象年齢層には30歳程の広がりがあり，講師にとっても新しい教授対象者を前にするには倫理・心理面を含めた教授法が必要であろう。又，この「歌の会」を発展させる意味づけについても考えさせられる。この講座研究は緒についたばかりであり，それらは今後の研究課題となろう。

これからの具体的な課題として，一つには，このような講座の受講者が安心して習える教本を現場で開発改良実験するための基礎研究を始めたい。現在までの教科書や音楽教育ソフトを検討し，目の前の高齢受講者の要望にあうテキストを作成するための理論構築に向けてまず基礎データを蓄積したい。その一方で，高齢社会における生涯学習や高齢者の生き方について文化社会学的基本研究からもこの研究を理論的に支えていきたい。

生涯学習で例えば60歳ごろからスタートしたとして，30年に渡り習い続ける可能性がある。20年後30年後が考えられるならそれはもう未来と言える。子どもたちは未来のために学習しているとして，高齢者も現在だけでなく未来を見据えた学習を考えると時が来ている。いくらか学習スピードが落ちているといっても，歌って楽しく，又，コミュニケーションが図れる楽しみがあるだけでなく，生涯学習の「歌の会」にもそれなりの学習哲学と教授法研究が必要だと思われる。それは，子供たちのための教育方法とは違ったものとなり，新しい時代の高齢社会への一提案となるだろう。高齢社会はずっと続くわけではないだろうが，ここ暫くはこの分野の需要があるだろう。「歌の会」側からもよりよい講座として提供すべく研究を継続していきたい。

（追記）年間を通し毎回，授業についての記録を峯田明子と共に欠かさず付けた。事実の記録だけでなく，互いに

問題点を取りだし研究すべき点についても意見を交換した。この論文も昨年に引き続き氏と共同執筆の予定であったが，事情により今回は筆者の単著となった。筆者としては，このような内容の論文には現場と理論研究から多くの智慧を結集すべく，この分野の実践研究者たちの協力のもとに進めていくのが良いと考えている。

## 〔引用文献〕

- 1) 川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』，創文社，1995, 2000, p.iv
- 2) 高萩保治・中嶋恒雄編著『音楽の生涯学習・理論と実際』，玉川大学出版部，2000, p.28
- 3) 武井麻子「第5章、感情労働としてのケア」，川本隆史『ケアの社会倫理学，医療・看護・介護・教育をつなぐ』，有斐閣，2005, 2006, pp.159-180
- 4) ジョン・T・カシオポ & ウィリアム・パトリック，柴田裕之（訳）『孤独の科学—人はなぜ寂しくなるのか』，河出書房新社，2010, pp.9-12

## 聖徳大学生涯学習研究所 平成22年度活動報告

### 【主催事業】

#### ■聖徳大学楽習フェスタ2010

～第12回聖徳大学生涯学習フォーラム～

日 時：平成22年6月19日（土） 13：15～16：30  
平成22年6月20日（日） 10：00～16：00  
会 場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
主 催：聖徳大学生涯学習研究所  
共 催：NPO法人全国生涯学習まちづくり協会  
後 援：千葉県教育委員会、松戸市、松戸市教育委員会  
市川市教育委員会、取手市教育委員会  
柏市教育委員会、全国生涯学習まちづくり研究会  
松戸駅周辺にぎやか推進協議会  
協 力：新京成電鉄株式会社、株式会社ブルボン  
聖徳大学オープン・アカデミー  
聖徳大学人文学部生涯教育文化学科  
聖徳大学児童学部児童学科児童文化コース  
聖徳大学生涯学習研究同好会「りりーず」  
内 容：・記念講演「地域×もてなし×学校教育」  
教育技術法則化運動（TOSS）代表 向山洋一  
・記念シンポジウム「地域×もてなし」  
・地域ふるさと自慢博覧会  
・発表！夢のお菓子  
・my プチ style コンテスト  
・聖徳大学オープン・アカデミー体験コーナー  
・かえっこバザール ほか  
参加者：1日目 210名  
2日目 838名（うち松戸駅西口デッキ特設ステ  
ージ会場来場者275名）

#### ■生涯学習研究所課題別研究会「地域×もてなし」

日 時：①平成22年 4月16日（金）  
②平成22年 5月21日（金）  
③平成22年 6月19日（土）  
④平成22年 7月16日（金）  
⑤平成22年 8月20日（金）  
⑥平成22年 9月17日（金）  
⑦平成22年10月15日（金）  
⑧平成22年11月19日（金）  
⑨平成22年12月17日（金）  
⑩平成23年 1月21日（金）  
⑪平成23年 2月18日（金）  
⑫平成23年 3月18日（金）  
18：00～20：00  
会 場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
主 催：聖徳大学生涯学習研究所  
内 容：①もてなし力  
聖徳大学生涯学習研究所所長 福留 強  
②NPO活動～CoCoTが手がけること  
NPO法人CoCoT副代表理事 小山淳子  
③地域×もてなし×学校教育  
教育技術法則化運動（TOSS）代表 向山洋一  
④市民が主役のまちづくり  
聖徳大学生涯教育文化学科教授 清水英男  
⑤マスコミとまちづくり  
埼玉新聞社編集局文化くらし部長 佐藤達哉  
⑥景観に配慮したまちづくり  
NPO法人日本景観フォーラム事務局長 豊村泰彦  
⑦地域の“いろ”を探す  
聖徳大学兼任講師 花見保次

⑧国際交流とまちおこし

NPOコネカ・クラブ理事長 飯屋 茂

⑨2010年を振り返る

聖徳大学生涯学習研究所所長 福留 強

⑩もてなしの心

聖徳大学女性キャリア学科教授 茂木和行

⑪人にやさしいまちづくり

聖徳大学総合文化学科准教授 蓑輪裕子

⑫学んだことを活かす「市民大学」の研究と今後の展開

聖徳大学生涯教育文化学科准教授 齊藤ゆか

参加者：各回約20名

#### ■集まれ！アートパーク 音であそぼう♪

日 時：平成22年7月5日（日） 10：30～14：30  
会 場：松戸市中央公園  
主 催：聖徳大学生涯学習研究所  
共 催：聖徳大学児童学部児童学科  
聖徳大学人文学部生涯教育文化学科  
後 援：松戸市、松戸市教育委員会  
松戸市社会福祉協議会  
協 力：まつど市民活動サポートセンター（CoCoT）  
松戸駅周辺にぎやか推進協議会  
スーパー紙とんぼの会  
松戸子育てさぼーとハーモニー  
参加対象：幼児、小学生  
内 容：音をテーマにした12のワークショップ  
参加者：473名  
スタッフ94名（教員6名、学生88名）

#### ■まちづくりネットワーク情報交流会

日 時：平成23年2月5日（土） 13：00～17：00  
会 場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
主 催：聖徳大学生涯学習研究所  
共 催：NPO法人全国生涯学習まちづくり協会  
関東シニアライフアドバイザー協会  
まつど学びの旅推進協議会  
内 容：・基調講演「地域にできること」  
・実践活動発表会  
参加者：約60名

#### ■魚を食べて地域活性化プロジェクト

日 時：平成23年2月10日（木）・12日（土）  
14：00～18：00  
会 場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
主 催：聖徳大学生涯学習研究所  
共 催：社団法人本州鮭鱒増殖振興会  
NPO法人水産衛生管理システム協会  
内 容：「サケ」を使った地域活性化のための料理教室  
参加者：約30名

### 【共催事業】

#### ■旅のもてなしプロデューサー養成講座

実施日：平成22年9月18日（土）～19日（日）  
会 場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
主 催：NPO法人全国生涯学習まちづくり協会  
共 催：聖徳大学生涯学習研究所  
内 容：生涯学習研究所が財団法人日本余暇文化振興会、

近畿日本ツーリスト株式会社と協働で開発した「旅のもてなしプロデューサー」資格取得のための特別講座。

※旅のもてなしプロデューサー

旅行先・地元で受け入れプランを立て、客を迎え、接待するためのスキルを習得した「旅のサービス・ナビゲーター」

参加者：18名

### ■「国内旅程管理主任者」資格取得研修

実施日：①平成22年9月15日（水）～17日（金）

②平成23年2月5日（土）～6日（日）

会場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター

主催：NPO法人全国生涯学習まちづくり協会  
株式会社新旅行資格会

（観光庁長官登録「旅程管理」研修機関）

共催：聖徳大学生涯学習研究所

内容：国家資格「国内旅程管理主任者」資格取得のための講座及び試験

※国内旅程管理主任者

国土交通大臣認定の準国家資格であり、「企画旅行」における「旅程管理義務」の随行責任者として必須の資格

参加者：①11名 ②12名

### ■まちづくりコーディネーター養成講座

実施日：①平成22年7月3日（土）～4日（日）

②平成22年11月27日（土）～28日（日）

会場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター

主催：NPO法人全国生涯学習まちづくり協会

共催：聖徳大学生涯学習研究所

全国生涯学習まちづくり研究会

内容：「まちづくりコーディネーター」資格取得のための講義及び演習

※まちづくりコーディネーター

まちづくり、教育支援、団体活動支援など地域に協力する指導者に与えられる資格

参加者：①20名 ②21名

### ■第37回松戸まつり

①つくってあそぼう2010in松戸まつり

日時：平成22年10月2日（土）～3日（日） 11：00～17：00

会場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター  
2階ギャラリー

主催：聖徳大学生涯学習研究所

協力：聖徳大学人文学部生涯教育文化学科

内容：かえっこパズール、子どものあそび場（魚つりゲームなど）、折り紙で壁飾り、パウチカード作り、松戸まつりの絵をかこう

参加者：1日目 141名（大人86名、子ども55名）

2日目 163名（大人81名、子ども82名）

②フレンドパーク

日時：平成22年10月2日（土）～3日（日） 11：00～17：00

会場：松戸駅西口伊勢丹通り商店街

主催：松戸市、松戸商工会議所<松戸まつり>  
伊勢丹通り商店会<フレンドパーク>

協力：聖徳大学生涯学習研究所

聖徳大学生涯教育文化学科

内容：・キッズスクエア（ふわふわラビットなど4点）の遊具運営補助（両日）

・SEITOKUサウンドフェスティバル（ハワイアンダンスなど）のステージ運営（3日のみ）

参加者：1日目 約1,500名

2日目 約2,000名

（うちサウンドフェスティバル約750名）

### ■青物王国☆豊後水道を握る～日本人は魚を食い！in東京タワー

日時：平成22年11月21日（日） 10：00～16：00

会場：東京タワー前特設会場

主催：「青物王国☆豊後水道を握る～日本人は魚を食い！in東京タワー」実行委員会

共催：聖徳大学生涯学習研究所

後援：佐伯市、大分県、港区、港区観光協会

特別協力：東京タワー

協力：ホテルアイビス、六本木探検隊、サバティニーニ六

本木、NPO法人水産衛生管理システム協会

（株）築地フレッシュ丸都、（株）京浜トレーディング、

（株）松栄運輸、JAおおいた、矢野大和事務所

JFおおいた佐賀関支店、JFおおいた鶴見支店、

JFおおいた米水津支店、中嶋水産（株）

内容：魚食普及と豊後水道の青物魚のPRイベント

参加者：約8,000名

### ■全国市町村協議会フォーラム「空き」活用とまちづくり～廃校の利活用を考える～

日時：平成22年12月16日（木） 10：00～16：30

会場：聖徳大学生涯学習社会貢献センター

主催：全国生涯学習市町村協議会

共催：聖徳大学生涯学習研究所

社会教育施設の活性化研究会

後援：文部科学省、財団法人地域活性化センター

内容：・事前分科会「まちづくり事例研究・自由討論」  
・基調提言「地域の活性化と廃校の効果的な活用について」

・事例研究「わがまちの廃校活用に関する現状と課題」

参加者：約110名

### ■子どもをほめて育てよう研究大会in黒石

日時：平成23年2月26日（土） 16：00～18：30

会場：津軽伝承工芸館 多目的ホール

主催：黒石市教育委員会

共催：黒石市子ども会育成連合会

NPO法人全国生涯学習まちづくり協会

聖徳大学生涯学習研究所

主管：黒石市教育委員会社会教育課

黒石市子ども会育成連合会指導研究部会

内容：・基調講演「子どもをほめて育てる家庭・地域の力」  
・パネルディスカッション「いま、地域で大人は子どもにどのように関わっているか」

参加者：約100名

### ■“子育て”文化のまちづくりフェスタ～ふるさと感じて～

日時：平成23年2月27日（日） 10：00～14：00

会場：松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ ほか

主催：松伏町文化のまちづくり実行委員会

共催：松伏町、松伏町教育委員会、聖徳大学生涯学習研究所、NPO法人全国生涯学習まちづくり協会

主管：文化のまちづくり「You遊」倶楽部

内容：未来を奏でるコンサート、入門コンサート、子ども縁日、まつぶし郷土かるた大会、体験遊び

参加者：約1,300名

# 聖徳大学生涯学習研究所 研究紀要 投稿規程

## I 研究紀要

1. 聖徳大学生涯学習研究所紀要（以下、紀要と略す）は、聖徳大学に所属する者が行った研究を発表する機関誌である。
2. 研究内容は原則として、当該年度の生涯学習研究所のテーマに沿うものとする。
3. 紀要は学内に配布するのみならず、広く、他大学・研究機関等に寄贈する。
4. 紀要の編集は、生涯学習研究所紀要編集委員会が行う。なお、生涯学習研究所紀要編集委員会は生涯学習研究所長並びに生涯学習研究所運営委員会の委員若干名をもって構成する。

## II 投稿資格

1. 執筆者は専任教職員（教授・准教授・講師・助教・助手）とする。
2. ただし共同研究者（共著者）については、本学所属以外の研究者（ただし、本学大学院を別として、学生を除く）であってよい。

## III 投稿論文

1. 投稿論文は、投稿者自身のオリジナルな研究に基づくもので、未発表のもの1本に限る。ただし、すでに口頭で発表していても、その旨明記している場合は可とする。
2. 内容は、原則として研究論文及び実践研究とする。紹介・解説・書評・統計上の記録などは原則として除外する。
3. 投稿論文の掲載の採否は、生涯学習運営委員会において承認された査読者が査読のうえ、生涯学習研究所紀要編集委員会の審査を経て決定する。
4. 投稿論文は、投稿規程に準じたものでなければならない。投稿規程が守れない場合は、掲載取消とする。
5. 掲載が認められた研究論文は、原則として日本十進分類法に従い掲載順は生涯学習研究所紀要編集委員会が決定をする。

## IV 申し込み及び提出期限

1. 紀要投稿の申し込み及び原稿の提出期限は、原稿執筆の依頼書その他で知らせる。提出の期日はいかなる理由があっても守らなければならない。
2. 投稿の申し込みは、研究紀要投稿申込書に執筆者（共著者を含む）、題名（仮題も可）、原稿の予定量などを明記して申し込む。

## V 原稿執筆の要領については、原則として下記のとおりとする。

1. 完成原稿はペン書き（ボールペンを含む）か、コンピュータ/ワープロ印字とする。
  - 1) 原稿量は、題名、副題、執筆者名、要旨、文献、書誌リスト、注、表、図・写真等を含む。
    - ①ペン書きの場合は、原稿用紙（原則としてA4判横書き26文字×22行）を用い、題名、副題、執筆者名、要旨、文献、書誌リスト、注、表、図・写真等を含めて40枚以内とする。
    - ②コンピュータ/ワープロで作成する場合は、原則としてA4判横書き（30文字×40行）を用い、題名、副題、執筆者名、要旨、文献、書誌リスト、注、表、図・写真等を含めて19枚以内とする。
    - ③欧文書きの場合は、原則としてA4判横書き（65字×40行）とし、題名、副題、執筆者名、要旨、文献、書誌リスト、注、表、図・写真等を含めて20枚以内とする。
  - 2) コンピュータ/ワープロで作成した原稿は、指定の電子媒体に、氏名、使用機種、使用ソフトを書いたラベルを貼り、1部A4判にプリントアウトしたものを添えて提出する。
2. 執筆者は聖徳大学生涯学習研究所紀要タイトル用紙に、必要事項を記入し提出する。
3. 表、図は、参照場所に挿入する。
  - 1) 原稿にとじる図、写真は1枚に1点ずつ載せる。
  - 2) 原図、オリジナル写真は厚紙にはさんで提出する。
  - 3) デジタルデータを用いることができる。

4. 完成原稿は、聖徳大学生涯学習研究所紀要タイトル表、原稿（表、図、図の解説文も含む）の順にまとめ、コンピュータ／ワープロを使用した場合は電子媒体もあわせて所定の期日までに提出する。上記の形式を満たしていないもの、及び期日を過ぎた原稿は受け付けない。

## VI 原稿記載要領

1. 横書きを原則とするが、必要な場合は縦書きも認める。
2. 常用漢字、現代かなづかいを原則とする。特殊な文字・記号を用いる場合は、その旨を赤字で明記する。
  - 1) 基本的にフォントはMS明朝を使用する。
  - 2) 数字・英字等は活字体で記し、フォントはセンチュリーを使用する。
3. 注は本文中の適当箇所の右肩に1), 2) のように番号で示し、原則としてそのページの末尾にまとめる。
4. 参考文献は、必要があればまとめて番号を付けて列挙する。なお注及び参考文献は、原則として、著者名、論文名、書名・雑誌名、巻数、出版年、頁の順に記す。
5. 本文見出し番号の打ち方は、次のとおりにする。なお、大きい見出しには1行あける。  
1 2 3 . . . . .  
(1) (2) (3) . . . . .  
① ② ③ . . . . .  
a b c . . . . .
6. 表、図・写真等はなるべく簡潔にし、その枚数は必要最小限にとどめる。
  - 1) 表、図は1点ずつ白紙か薄青紙の方眼紙に明瞭に書き、表1、図1のように番号をつける。
  - 2) 図は著者提出のものをそのまま写真製版して掲載するので、墨入れすることが望ましい。必要に応じて25%から400%の範囲で縮小・拡大のみを行う。
  - 3) 写真の場合は、手札以上の白黒焼き印画を用いる。
  - 4) 図・写真等に文字を入れる場合は、原図の上にトレーシングペーパーをかぶせ、そこに鉛筆で記入する。
  - 5) 図・写真の解説文は、1枚にまとめ、原稿の末尾に付ける。
  - 6) 表、図、写真の挿入位置を原稿の欄外に指定する。
  - 7) 原図の下の余白には、執筆者名、図の番号、縮尺を、鉛筆で記入する。

## VII 査読

1. 査読者は原則として2人とし、論文の表記、内容に関して助言することができる。
2. 執筆者は助言に基づき原稿に加筆・修正するものとする。
3. 査読終了後の完成原稿の訂正は認めない。

## VIII 校正

1. 校正の際、論題及び原文の変更は認めない。
2. 執筆者による校正は、本文は再校までとし、表、図等は初校のみとする。
3. 校正は赤字で明記し、期日までに行う。出張等で止むを得ない場合は生涯学習研究所に連絡するものとする。
4. 校正記号は日本工業規格に準拠するのが望ましい。
5. 終了後から発行までの間に、新たに出版された論文等を引用する必要がある場合は紀要委員会の承認を得たうえで、本文末尾に「付記」として加筆することができる。
6. 表記やフォントの統一、明らかな誤字脱字は事務局で修正する場合がある。

## IX その他

1. 紀要刷りあがりレイアウトは、題名、副題、執筆者名、要旨、文献、書誌リスト、注、表、図・写真等を含めて8ページ以内である。
2. 原稿、電子媒体等は、紀要の完成後に執筆者に返却する。
3. PDFでの紀要の納品がある。

## 編集後記

聖徳大学生涯学習研究所では平成 11 年度発足以来、地域の生涯学習の推進のために「生涯学習フォーラム」の開催や「課題別研究会」の実施、さらに調査研究、資料の発行など、聖徳大学の人的資源を活用しつつ生涯学習の研究・実践に努めてまいりました。また、聖徳大学生涯学習社会貢献センターがスタートして 6 年、地域社会への貢献のために専門的な研究機関としてさまざまな活動を展開しております。

本紀要は、その研究活動の一つとして継続しているものです。研究内容としては、例年どおり研究を継続しているもの、新しい領域にチャレンジする課題など広領域にわたっております。これらの課題について、さらに研究を推進し深めるために、「生涯学習研究所紀要第 9 号」をここに発行することとしました。

本号は、前号に続いて、多様な生涯学習の領域の中から、独創的な研究が発表されています。ささやかですが、これらの研究も「社会貢献」を意識しているものです。内容については、これからも研究を拡大していくことに努めたいと思います。この研究紀要がこれからの研究に活用されますよう願っています。

なお、ご多忙の中、投稿して下さった先生方、査読及び内容のご指導をいただいた先生方に深く感謝申し上げます。

聖徳大学生涯学習研究所

所長 福留 強

## 執筆者一覧 (掲載順)

鬼島 康宏 KIZIMA, Yasuhiro	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科 教授 Professor, Department of Lifelong Education, Faculty of Humanities, Seitoku University
清水 英男 SHIMIZU, Hideo	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科 教授 Professor, Department of Lifelong Education, Faculty of Humanities, Seitoku University
福留 強 FUKUDOME, Tuyoshi	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科 教授 Professor, Department of Lifelong Education, Faculty of Humanities, Seitoku University
西村 美東士 NISHIMURA, Mitoshi	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科 教授 Professor, Department of Lifelong Education, Faculty of Humanities, Seitoku University
蓑輪 裕子 MINOWA, Yuko	聖徳大学短期大学部総合文化学科 准教授 Assistant Professor, Department of Arts and Sciences, Seitoku University Junior College
成瀬 光一 NARUSE, Koichi	聖徳大学人文学部社会福祉学科 教授 Professor, Department of Social Welfare, Faculty of Humanities, Seitoku University
大倉 正臣 OOKURA, Masaomi	聖徳大学人文学部社会福祉学科 教授 Professor, Department of Social Welfare, Faculty of Humanities, Seitoku University
長田 由紀子 OSADA, Yukiko	聖徳大学人文学部心理学科 教授 Professor, Department of Psychology, Faculty of Humanities, Seitoku University
大根 静香 OONE, Shizuka	聖徳大学人文学部社会福祉学科 准教授 Assistant Professor, Department of Social Welfare, Faculty of Humanities, Seitoku University
亀崎 路子 KAMEZAKI, Michiko	聖徳大学短期大学部総合文化学科 准教授 Assistant Professor, Department of Arts and Sciences, Seitoku University Junior College
横井 雅代 YOKOI, Masayo	聖徳大学短期大学部総合文化学科 准教授 Assistant Professor, Department of Arts and Sciences, Seitoku University Junior College
宮坂 いち子 MIYASAKA, Ichiko	聖徳大学人文学部英米文化学科 教授 Professor, Department of British and American Cultures, Faculty of Humanities, Seitoku University
津田 満璃 TSUDA, Mari	聖徳大学人文学部英米文化学科 教授 Professor, Department of British and American Cultures, Faculty of Humanities, Seitoku University

## 聖徳大学生涯学習研究所運営委員会

福留強 (生涯学習研究所長), 天野勤 (児童学科教授), 木村敬子 (児童学科教授), 清水英男 (生涯教育文化学科教授), 西村美東士 (生涯教育文化学科教授), 水垣玲子 (演奏学科教授), 宮坂いち子 (英米文化学科教授), 茂木和行 (女性キャリア学科教授), 神谷明宏 (児童学科准教授), 齊藤ゆか (生涯教育文化学科准教授), 蓑輪裕子 (総合文化学科准教授), 神本忠夫 (総務課長), 末崎徹 (生涯学習課長), 丸山茂樹 (知財戦略課長) (役職順五十音)

# 聖徳大学生涯学習研究所紀要

—生涯学習研究—

第9号

---

平成23年3月27日発行

編集 聖徳大学生涯学習研究所

発行者 川並弘昭

発行所 聖徳大学

〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550

電話 047-365-1111 (大代表)

---



ISO9001 教育の質マネジメントシステム

ISO14001 環境マネジメントシステム